

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープン A(為替ヘッジなし)／B(為替ヘッジあり)

(愛称: NK・コンパス<羅針盤>)

追加型投信／内外／債券

- 本書により行う「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA(為替ヘッジなし)」および「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB(為替ヘッジあり)」(以下「当ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年8月9日に関東財務局長に提出しており、2024年8月10日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドは、内外の金融商品等に投資しますので、金融商品等の値動き、為替変動による影響を受けます。したがって、当ファンドの受益権の価額(基準価額)も変動し、投資元本を割り込むことがあります。なお、ご換金には制限を設けており、特定日(決算日)のみ換金が可能となります。
- 当ファンドが投資した資産の価値の減少を含むリスクは、当ファンドをご購入のお客様に帰属します。したがって、元金および利回りのいずれも保証されているものではありません。
- 当ファンドは、預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う投資信託は投資者保護基金の対象でもありません。

アライアンス・バーンスタイン株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

発行者名	アライアンス・バーンスタイン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 阪口 和子
本店の所在の場所	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号 日比谷パークフロント
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	54
第3【ファンドの経理状況】	62
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	106
第三部【委託会社等の情報】	108
第1【委託会社等の概況】	108
約款	128

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB（為替ヘッジあり）

※以下、両ファンドを総称して「当ファンド」または「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープン」という場合があります。「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）」を単に「A」または「A（為替ヘッジなし）」といい、「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB（為替ヘッジあり）」を単に「B」または「B（為替ヘッジあり）」という場合があります。また、愛称として「NK・コンパス（羅針盤）」という名称を使用することがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型、委託者指図型）の受益権です。

当初の信託元本は、1口当たり1円です。

当ファンドは、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

A：1兆円を上限とします。

B：1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

毎月の決算日（原則として毎月10日。休業日の場合は翌営業日。）までの取得申込みについて、決算日の翌営業日の基準価額*とします。

*基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に、A（為替ヘッジなし）は「コンパA」、B（為替ヘッジあり）は「コンパB」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先>アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

(5) 【申込手数料】

① 申込手数料

申込手数料をご負担いただく方法は、次の2通りあります。販売会社によってお取扱いが異なりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

A（為替ヘッジなし）、B（為替ヘッジあり）それぞれに、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る一般コースと、収益分配金を再投資する自動けいぞく投資コースの2つのコースがあります。

なお、コース名称は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。)

a. 取得時にご負担いただく場合

申込価額(決算日の翌営業日の基準価額)と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率(2.2%(税抜2.0%))を上限とします。)を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

償還乗換え*により当ファンドの受益権の取得申込みをする場合には、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数については無手数料とし、当該償還金額を超える金額に対応する口数については上記の手数料率とします。

なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示していただくことがあります。

償還乗換えの取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

*償還乗換えとは、取得申込みを受けた日(以下、「取得申込受付日」といいます。)の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。)をもって、その支払いまたは支払いの取扱いを行った販売会社で当ファンドを申込む場合をいいます。

b. 取得後にご負担いただく場合

お申込時にはご負担いたしません。

ただし、取得後、収益分配金をお支払いする決算期数20回にわたり、各決算日における各受益者の保有額(当該決算日の基準価額×保有口数÷10,000)に販売会社が定める分割後取り手数料の率を乗じて得た金額を、お支払いする収益分配金から差引かせていただきます。販売会社における当該手数料の料率の上限は、1決算期当たり0.11%(税抜0.1%)とします。また、当該手数料を差引いた回数が20回に満たない換金については、換金金額(換金時の基準価額または買取価額×換金口数÷10,000)に、販売会社が定める手数料率×20回に満たない不足回数を乗じて得た金額をご負担いただきます。

なお、収益分配金をお支払いしない決算期については、翌期以降の収益分配金から差引かせていただきます。

自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合、原則として、取得後、決算期数20回にわたり当該手数料をご負担いただき、収益分配金(税引後)から手数料等を控除した残額により再投資されます。再投資により取得した受益権につき当該手数料をご負担いただく期間は、再投資された収益分配金の元となった元本が負担すべき期間と同一期間となります。

c. スイッチング手数料

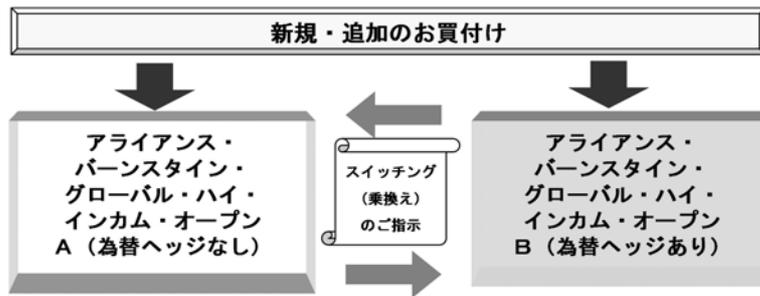
スイッチング*(乗換え)による取得申込みは、無手数料となります。

ただし、上記「b. 取得後にご負担いただく場合」による取得後にスイッチングを行った場合、当該スイッチング以降、取得したファンドの分割後取り手数料の負担の回数は、換金したファンドが負担すべきであった残回数(20回-既に負担した当該手数料の回数)となります。

スイッチングの取扱いは販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。)

＜当ファンドのスイッチングの仕組み＞



*スイッチングとは、当ファンドの「A」、「B」のうち、いずれか一方のファンドを換金し、同時にその換金代金をもってその換金の申込みを受付けた日に他方のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

※取扱いファンド、収益分配金の受取方法、償還乗換えおよびスイッチングの取扱い等は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

販売会社がそれぞれ定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。)

なお、自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

(7) 【申込期間】

2024年8月10日から2025年2月10日

なお、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所(販売会社)については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金を取得申込みされた販売会社に支払うものとします。

払込期日は、販売会社にお問い合わせください。

(販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。)

振替受益権に係る各取得の申込約定日(決算日)の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、アライアンス・バーンスタイン株式会社(委託会社)の指定する口座を經由して、野村信託銀行株式会社(受託会社)の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は販売会社とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は以下のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① 当ファンドは、米国をはじめ世界中の公社債の中から、相対的に投資価値の高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともに、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

※A（為替ヘッジなし）は、実質的に同一の運用手法で運用を行うアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて上記の運用を行います。

② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、「A」については4,000億円、「B」については2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ 当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

■ A（為替ヘッジなし）およびB（為替ヘッジあり）の商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・単位型・追加型の区分・・・追加型
一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。
- ・投資対象地域による区分・・・内外
目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・投資対象資産による区分・・・債券
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■ A（為替ヘッジなし）の属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)	ファミリー ファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券))	年12回(毎月)	中近東(中東) エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 ()			

(注) A（為替ヘッジなし）が該当する属性区分を網掛け表示しています。

■ B（為替ヘッジあり）の属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本含む)	
一般			
大型株	年2回	日本	あり
中小型株		北米	(フルヘッジ)
債券	年4回	欧州	
一般		アジア	
公債	年6回(隔月)	オセアニア	なし
社債		中南米	
その他債券	年12回(毎月)	アフリカ	
クレジット属性 ()		中近東(中東)	
不動産投信	日々	エマージング	
その他資産 ()			
資産複合 ()	その他 ()		
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) B（為替ヘッジあり）が該当する属性区分を網掛け表示しています。

・投資対象資産による属性区分・・・

A：その他資産（投資信託証券（債券））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として債券に投資する旨の記載があるものをいいます。A（為替ヘッジなし）はマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に債券へ投資しております。このため、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）は債券に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産（投資信託証券（債券））」に分類されます。

B：債券、一般

公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

・決算頻度による属性区分・・・年12回(毎月)

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域による属性区分・・・グローバル(日本含む)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資形態による属性区分・・・

A：ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

・為替ヘッジによる属性区分・・・

A：為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

B：為替ヘッジあり(フルヘッジ)

目論見書または投資信託約款において、全ての資産に為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

※為替ヘッジによる属性区分は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

④ ファンドの特色

a. 世界の債券に分散投資します。

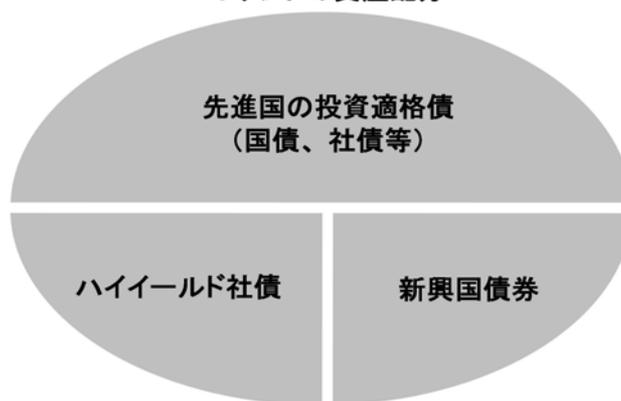
■米国をはじめ世界中の公社債の中から、相対的に投資価値が高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともに、キャピタル・ゲインの獲得を目指します。

※A（為替ヘッジなし）は、実質的に同一の運用手法で運用を行うマザーファンドを通じて上記の運用を行います。

投資対象

先進国の投資適格債への投資により、中長期的に安定した収益を確保するとともに、ハイイールド社債や新興国債券などにも投資を行い、収益の向上を目指します。

ファンドの資産配分



- ・投資適格債への投資割合には、原則として制限を設けません。
- ・BB格相当以下の格付けが付与されている債券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以内とします。

◎債券の格付けについて

債券は、格付機関により、その元本や利息の支払いの確実性の度合いによって格付けがなされています。

BBB一格（S & P）、Baa3格（ムーディーズ）以上の債券を「投資適格債」、BB+格（S & P）、Ba1格（ムーディーズ）以下の債券を「非投資適格債」と区分けしています。

	S&P	ムーディーズ
高い	AAA	Aaa
	AA	Aa
	A	A
	BBB	Baa
	BB	Ba
	B	B
	CCC	Caa
	CC	Ca
	C	C
低い	D	-

◎先進国の投資適格債（国債、社債等）について

先進国のBBB格以上の格付けの債券をいいます。格付けの低い債券に比べ利回りは一般的に低いものの、安定した収益を確保するために適した投資対象となります。

代表的なものとして、米国国債、ドイツ国債、日本国債など先進国の国債、世界銀行、欧州復興開発銀行などが発行する国際機関債などがあります。また、住宅用ローンを担保として発行されたモーゲージ証券などのアセット・バック証券もあります。

◎ハイイールド社債について

ハイイールド社債は、BB格以下の格付けの事業債をいいます。格付けの高い債券に比べ、一般的にデフォルト（元利金支払いの不履行および遅延）・リスクが高い反面、利回りが高いという特徴があります。

ハイイールド社債は、金利の変化により価格が変動する債券としての性格を持つとともに、景気や企業業績の回復局面では、発行企業の財務内容の改善やそれに伴う信用状況の改善が見込まれ、債券価格が上昇し、キャピタル・ゲインを得ることがあります。

一方、景気や企業業績の悪化局面では、発行企業の信用状況が悪化し、債券価格が下落することがあります。また、経済環境の変化などにより投資家の信用リスクに対する姿勢が変わることも債券価格の変動要因となります。

◎新興国債券について

一般に新興経済国、発展途上国等と認識される国々で、これらの政府や政府機関、企業等の発行する債券をいいます。

発行体が新興経済国、発展途上国に属するためデフォルト・リスクが高い分、先進国の国債や社債よりも利回りが高い点が特徴です。

新興国債券の価格は、発行国の政治、経済情勢の変化に応じて変動します。政治情勢が安定し、経済が成長している局面などでは、信用状況も改善し、債券価格の上昇によるキャピタル・ゲインが得られることもあります。一方、政情不安や経済が低迷している局面などでは、信用状況が悪化し、債券価格が下落することもあります。

◎格付けと利回り格差

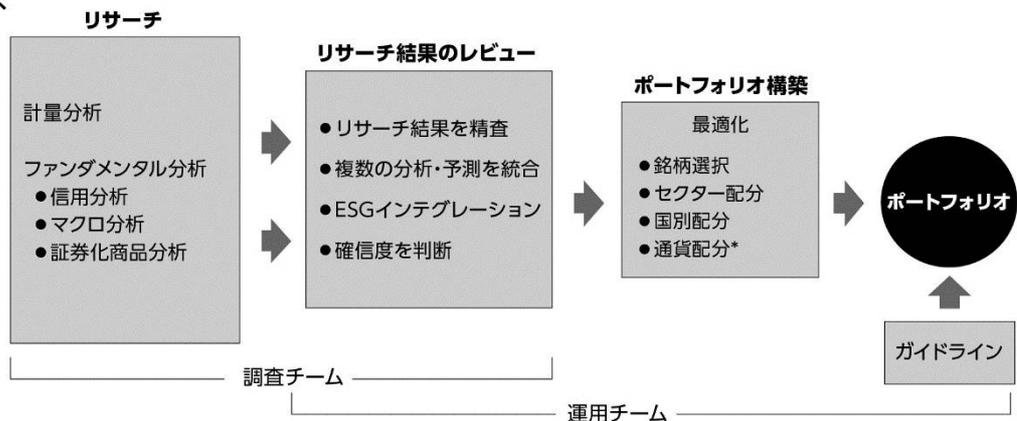
債券には、格付けやクレジット・リスク（信用度）の差を反映する“利回り格差”が存在します。債券が格上げされた場合には、利回り格差が縮小し、債券価格の上昇によるキャピタル・ゲインが得られることがあります。逆に格下げされた場合には、利回り格差が拡大し、債券価格の下落をまねくこともあります。格付けの高い債券の中でも利回り格差は存在しますが、格付けの低い債券になるとその差はさらに拡大します。

- b. 運用にあたっては債券セクター間の投資収益率の格差に着目し、より高い収益が期待される債券セクターに機動的にウェイトをかけた資産配分を行います。

運用プロセス

- ・債券部門の調査チームの「マクロ分析」、「産業・企業調査」、「信用分析」、「計量分析」をベースに、運用チームがセクター配分や国別配分、銘柄選定を行います。

運用プロセス



債券の運用*

- ポートフォリオの資産配分の決定・変更および個別銘柄選定は、債券部門調査チームによる投資対象証券の相対的な投資価値の分析に基づいて行われます。
- 米国をはじめとする世界中の債券が、調査・分析されています。エコノミストは各国のファンダメンタル分析を行い、計量分析アナリストは期待リターンの予測を行います。信用分析アナリストは企業の信用状況を精査しています。
- それらを比較検討し、相対的に投資価値が高いと判断された国・債券セクター・銘柄に対して、機動的に資産配分を行います。
- このプロセスは継続的に行われ、随時、投資価値の低下した国・債券セクター・銘柄から上昇したものにへ乗換えを行います。

* A (為替ヘッジなし) は、マザーファンドを通じて運用します。

※上記の内容は、今後変更する場合があります。

- c. 為替の運用が異なる2本のファンドがあります。

A (為替ヘッジなし)

効率的な資産の運用を行うため、為替の運用を行う場合があります。原則として為替ヘッジを行いません。従って、為替変動により基準価額が大きく変動することがあります。

※マザーファンドを通じて運用します。

B（為替ヘッジあり）

外貨建資産については、為替相場の変動リスクを低減するため、原則として対円での為替ヘッジを行います。

・為替変動による基準価額への影響は、A（為替ヘッジなし）と比較し軽減されます。

・為替ヘッジを行う通貨の国の金利が日本の金利に比べ高い場合には、金利差相当分のヘッジ・コストがかかり、収益力が低下することが考えられます。

※販売会社によって、取扱いのファンドおよびスイッチングの取扱い等は異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

d. 運用は、アライアンス・バーンスタイン（以下、「AB」）^{*1}のグループ会社に委託します。

■運用指図に関する権限委託：公社債等の運用および為替の運用

※国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。

■委託先	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
（投資顧問会社）	アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
	アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
	アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

※A（為替ヘッジなし）はマザーファンドを通じて運用します。マザーファンドの運用の指図に関する権限も、上記の投資顧問会社に委託します。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン

（AB）^{*1}は、総額約7,587億米ドル（2024年3月末現在、約114.8兆円^{*2}）の資産を運用し、米国をはじめ世界27の国・地域、54都市（2024年3月末現在）に拠点を有しています。

*1 アライアンス・バーンスタインおよびABには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

*2 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=151.345円（2024年3月29日のWMリフィニティブ）を用いております。

e. 毎月決算を行い、投資する公社債のインカム・ゲイン等をもとに分配します。

■原則として、毎決算時（毎月10日。休業日の場合は翌営業日）に、収益分配方針に基づき分配します。

f. A（為替ヘッジなし）は、ファミリーファンド方式で運用します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<収益分配金に関する留意事項>

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

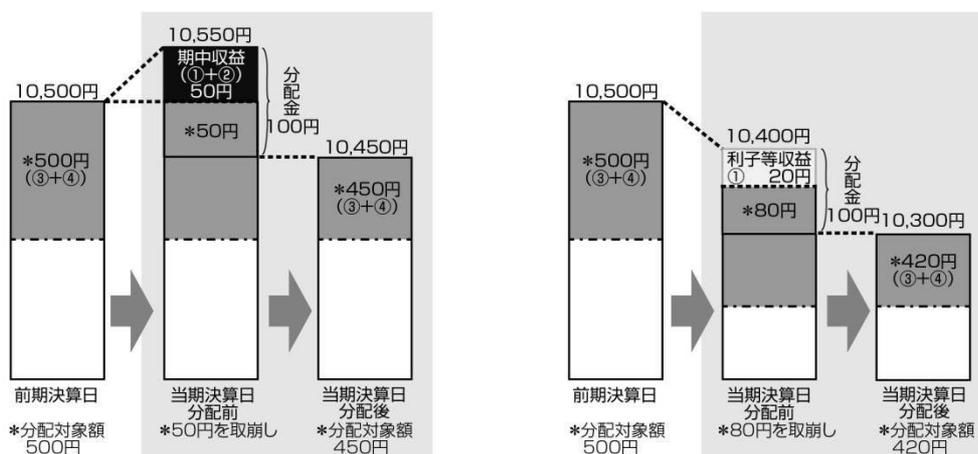


■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利息等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)

(前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の利息等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

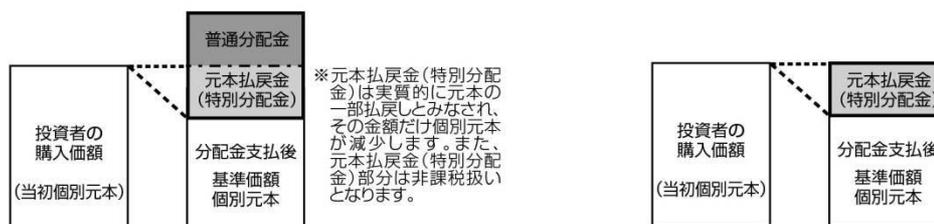
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額(特別分配金)だけ減少します。

(2) 【ファンドの沿革】

- 1997年6月27日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。
- 2000年11月15日 関東財務局長に有価証券届出書を提出。
- 2007年2月9日 ファンド名称を変更。
 (変更前) アライアンス・グローバル・ハイ・インカム・オープン (ポートフォリオA)
 アライアンス・グローバル・ハイ・インカム・オープン (ポートフォリオB)
 (変更後) アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA (為替ヘッジなし)
 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB (為替ヘッジあり)
- 2014年1月20日 マザーファンドの信託契約の締結、設定。A (為替ヘッジなし) はファミリーファンド方式にて運用開始。

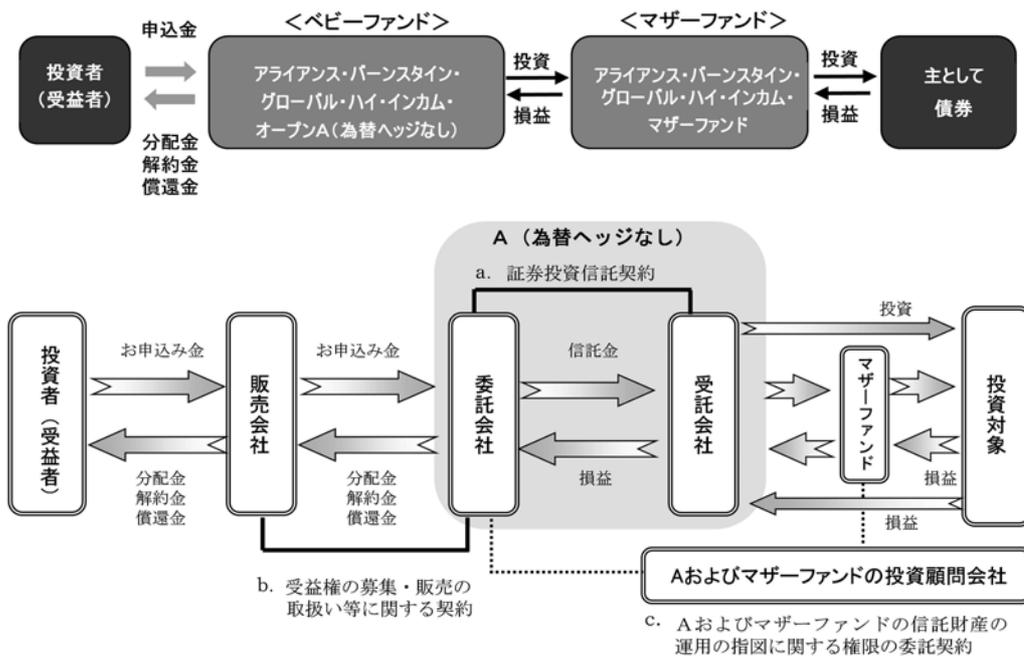
(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

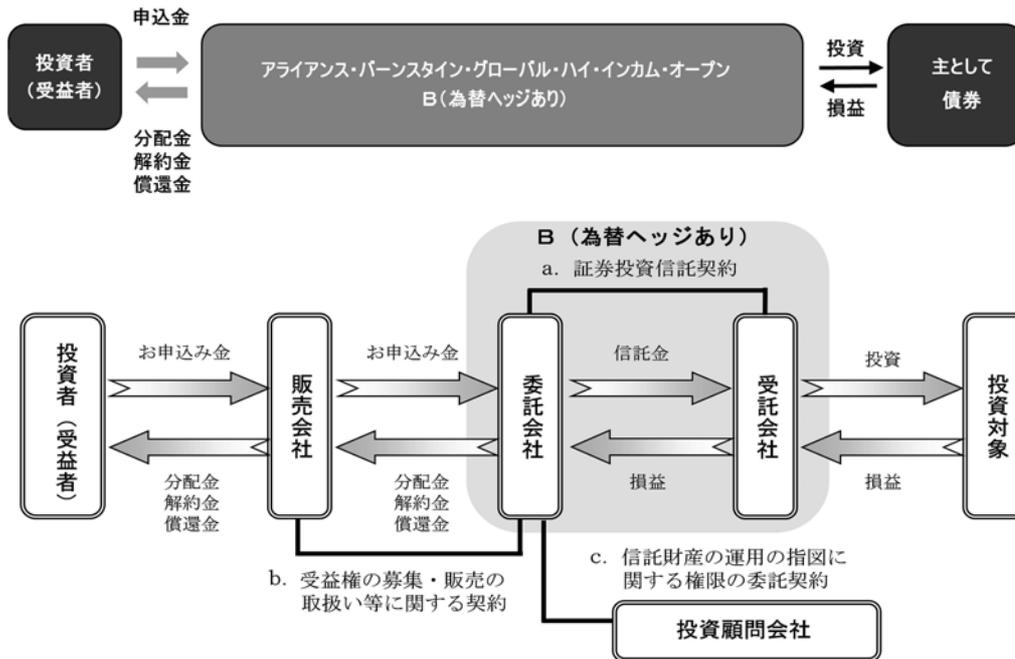
<A (為替ヘッジなし) >

A (為替ヘッジなし) はファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにて行うという仕組みです。

※ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。マザーファンドの運用損益はすべてベビーファンドに還元されます。ベビーファンドから金融商品等に直接投資する場合もあります。新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドに投資することがあります。



< B（為替ヘッジあり） >



< 販売会社 >

- ・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

< 委託会社 >

アライアンス・バーンスタイン株式会社

- ・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

< 受託会社 >

野村信託銀行株式会社

- ・信託財産の管理業務等を行います。

< 投資顧問会社 >

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

- ・信託財産の運用の指図（除く国内余剰資金の運用の指図）を行います。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

※A（為替ヘッジなし）はマザーファンドを通じて運用します。マザーファンドの運用の指図に関する権限も、上記の投資顧問会社に委託します。

② 関係法人との契約等の概要

a. 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

c. 信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において「信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約」を締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

※マザーファンドにおいても、上記の契約を締結します。

③ 委託会社等の概況

a. 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。(2024年5月末現在)

b. 委託会社の沿革

1996年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社 設立。

2000年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更。

2000年1月1日 アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク(現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク)東京支店から、営業を譲り受ける。

2006年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更。

2016年4月1日 アライアンス・バーンスタイン証券会社 東京支店から、事業の一部を譲り受ける。

c. 大株主の状況

(2024年5月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国テネシー州ナッシュビル市コマース・ストリート501	32,600株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<A(為替ヘッジなし)の基本方針>

① 基本方針

主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンドの受益証券への投資を通じて、米国および米国外の投資適格国の国債・政府機関債、米国内のアセット・バック証券、米国内外の投資適格社債および高利回り社債、エマージング・カントリー公社債に投資し、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

② 運用態度

- a. 主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、米国および米国外の投資適格国の国債・政府機関債、米国内のアセット・バック証券、米国内外の投資適格社債および高利回り社債、エマージング・カントリー公社債に投資を行います。
- b. マザーファンドの受益証券の組入比率は、高位を維持することを原則とします。
- c. 実質組入外貨建資産に対し、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- d. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(参考) アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンドの投資方針等

① 基本方針

この投資信託は、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

② 運用方法

a. 投資対象

米国および米国外の投資適格国の国債・政府機関債、米国内のアセット・バック証券、米国内外の投資適格社債および高利回り社債、エマージング・カントリー公社債を主な投資対象とします。また、外国通貨建て転換社債、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）および優先株も投資対象とします。

b. 運用態度

- (イ) 米国をはじめ世界中の公社債のなかから、相対的に投資価値の高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともにキャピタル・ゲインの獲得をめざします。
- (ロ) 分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本としたアクティブな運用を行います。
- (ハ) 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ニ) 投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- (ホ) 投資にあたっては、原則として次の範囲内で行います。
 - ・投資適格債への投資割合には、制限を設けません。
 - ・BB格相当以下の格付が付与されている債券（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

- ・ CCC格相当以下の格付けが付与されている債券（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
 - ・ 同一発行体の発行する証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。ただし、わが国の国債証券および米国財務省の発行する財務省証券はこの限りではありません。
- (へ) 組入れ債券がデフォルト（元金支払いの不履行および遅延）した場合、委託者の判断により当該債券を速やかに売却することもあります。
- (ト) 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。
- (チ) 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

< B (為替ヘッジあり) の基本方針 >

① 基本方針

米国および米国外の投資適格国の国債・政府機関債、米国内のアセット・バック証券、米国内外の投資適格社債および高利回り社債、エマージング・カンントリー公社債を主な投資対象とし、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

② 運用態度

- a. 米国をはじめ世界中の公社債のなかから、相対的に投資価値の高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともにキャピタル・ゲインの獲得を目指します。
- b. 分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本としたアクティブな運用を行います。
- c. 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- d. 投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- e. 投資にあたっては、原則として次の範囲内で行います。
 - ・ 投資適格債への投資割合には、制限を設けません。
 - ・ BB格相当以下の格付けが付与されている債券（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
 - ・ CCC格相当以下の格付けが付与されている債券（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
 - ・ 同一発行体の発行する証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。ただし、わが国の国債証券および米国財務省の発行する財務省証券はこの限りではありません。
- f. 組入れ債券がデフォルト（元金支払いの不履行および遅延）した場合、委託会社の判断により当該債券を速やかに売却することもあります。
- g. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
- h. 有価証券等の価格変動リスクを回避または軽減するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- i. 信託財産の効率的運用ならびに運用の安定化をはかるため、信託財産の一部解約または再投資に係る収益分配金の支払資金の不足額が生じた場合には、資金の借入れを行うことができます。

(2) 【投資対象】

< A (為替ヘッジなし) の投資対象 >

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

A (為替ヘッジなし) が投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利 (金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第23条の2および第23条の3に定めるものに限りま。
- c. 金銭債権
- d. 約束手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社 (委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。) は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

- a. 株券 (優先株、転換社債の転換および新株予約権 (転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りま。
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券 (以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きま。
- f. コマーシャル・ペーパー
- g. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。) および新株予約権証券
- h. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- i. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- j. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- k. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- l. 指定金銭信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
- m. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- n. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- o. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a. の証券または証書、h. ならびに j. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から e. までの証券および h. ならびに j. の証券または証書のうち b. から e. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④ 金融商品の運用指図

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は信託金を、上記③の a. から d. までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

< B（為替ヘッジあり）の投資対象 >

米国および米国外の投資適格国の国債・政府機関債、米国内のアセット・バック証券、米国内外の投資適格社債および高利回り社債、エマージング・カントリー公社債を主な投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

B（為替ヘッジあり）が投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第23条の2および第23条の3に定めるものに限ります。）
- c. 金銭債権
- d. 約束手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- a. 株券（優先株、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使ならびに株主割当または社債権者割当により取得した株券に限ります。）
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- f. コマーシャル・ペーパー
- g. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。）および新株予約権証券
- h. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- i. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- j. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- k. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- l. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- m. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

- n. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- o. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお a. の証券または証書、h. ならびに j. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から e. までの証券および h. ならびに j. の証券または証書のうち b. から e. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④ 金融商品の運用指図

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記③の a. から d. までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3) 【運用体制】

① ファンドの運用体制

委託会社は当ファンドの信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を以下の者に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

※A（為替ヘッジなし）はマザーファンドを通じて運用します。マザーファンドの運用の指図に関する権限も、上記の投資顧問会社に委託します。

② 内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

- ・リーガル・コンプライアンス本部は信託約款および法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。
- ・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについてモニターしています。
- ・クライアント本部は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

③ 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程に従い、運用部門から独立した管理担当部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

◆上記の運用体制等は、今後変更する場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

決算時（原則として毎月10日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の方針により分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。また、繰越欠損金がある時は、これを控除します。）等の全額とします。
- 分配金は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、分配対象収益が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

② 収益の分配方式

- 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(イ)配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(ロ) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までの日からお支払いを開始します。

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引後再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

① 信託約款に定める投資制限

< A（為替ヘッジなし）の投資制限 >

a. 株式への投資制限

株式への実質投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、株主または社債権者割当等により取得するものに限ります。

b. 株式への投資割合

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

c. 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

d. 新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

f. 同一銘柄への投資割合

(イ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

g. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

(イ) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

(i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(ii) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象< A（為替ヘッジなし）の投資対象>③金融商品の指図範囲 a. から d.」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(iii) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本 g. で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

(i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

(ii) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

(iii) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 g. で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。

(i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象<A（為替ヘッジなし）の投資対象>③金融商品の指図範囲a. からd.」に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(ii) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象<A（為替ヘッジなし）の投資対象>③金融商品の指図範囲a. からd.」に掲げる金融商品で運用している額（以下、「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

(iii) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本g. で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

h. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてA（為替ヘッジなし）の信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

(ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本h. において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ホ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

i. 為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ) 為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてA（為替ヘッジなし）の信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

- (ハ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本 i. において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本 i. において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ) 委託会社は、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ヘ) 本 i. に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下、本 i. において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下、本 i. において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ト) 本 i. に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。
- j. デリバティブ取引等に係る投資制限
委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- k. 外国為替予約の指図
委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。
- l. 有価証券の売却等および再投資の指図
(イ) 委託会社は、マザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
(ロ) 委託会社は、前項の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- m. 資金の借入れ
(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ)収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中から支払われます。

n. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(参考) アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンドの主な投資制限

- a. 外貨建資産への投資については、制限を設けません。
- b. 株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使、株主または社債権者割当等により取得するものに限りません。
- c. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- d. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- e. 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- f. 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- g. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

< B (為替ヘッジあり) の投資制限 >

a. 株式への投資制限

株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使、株主または社債権者割当等により取得するものに限りません。

b. 株式への投資割合

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

d. 新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合については、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

f. 同一銘柄への投資割合

(イ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

g. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
- (i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- (ii) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額とします。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象< B（為替ヘッジあり）の投資対象>③金融商品の指図範囲 a. から d. 」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- (iii) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本 g. で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
- (i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
- (ii) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
- (iii) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 g. で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。
- (i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象< B（為替ヘッジあり）の投資対象>③金融商品の指図範囲 a. から d. 」に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

- (ii) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象< B (為替ヘッジあり) の投資対象>③金融商品の指図範囲 a. から d. 」に掲げる金融商品で運用している額（以下、「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- (iii) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 g. で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- h. スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、異なった通貨を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてB（為替ヘッジあり）の信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- i. 為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲
- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてB（為替ヘッジあり）の信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) 為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ) 本 i. に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下、本 i. において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下、本 i. において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(へ) 本 i. に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

j. デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

k. 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動のリスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

l. 有価証券の売却および再投資の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(ロ) 委託会社は、前項の規定による売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

m. 資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は信託財産中から支払われます。

n. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 法令により禁止または制限される取引等

a. 同一法人の発行する株式の取得制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

- b. 投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主として公社債などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

※A（為替ヘッジなし）はマザーファンドを通じて運用します。

基準価額の変動要因

① 金利変動リスク

一般に、債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。

② 信用リスク

発行国の債務返済能力等の変化、発行体の業績や財務内容等の変化による格付け（信用度）の変更や変更の可能性、信用リスクに対する投資家の姿勢、特定の債券の信用度に関する投資家の考え方が変わるなどにより、債券価格が大きく変動することがあります。また、デフォルト（債務不履行）が生じる場合には、債券価格が大きく下落します。なお、このような場合には流動性も低下し、機動的な売買ができないことも考えられます。

当ファンドが投資対象とするハイイールド社債や新興国債券は、格付けの高い債券に比較して、デフォルトが生じるおそれが高いと考えられます。

また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

③ カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

また、新興国市場は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、法制度（金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。こうしたリスクには、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、デフォルト等が生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性も含まれています。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、新興国債券は先進諸国に比べカントリー・リスクが高くなります。

④ 流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない場合があります。ハイイールド社債や新興国債券は、一般に格付けの高い債券に比べ流動性リスクが高くなります。

⑤ アセット・バック証券への投資に伴うリスク

アセット・バック証券の価格変動要因には、通常の債券と同様の金利要因のほかに、プリペイメント（元本の一部が満期前に償還されること）の動向によっても影響を受けると考えられます。アセット・バック証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下すると低金利ローンへの借替えが増加し、これにともないアセット・バック証券のプリペイメントも増加することになります。プリペイメントの増加は、金利低下の環境下では、再投資利回りが低下することから、アセット・バック証券の投資価値が下がることがあります。

⑥ 為替変動リスク

A（為替ヘッジなし）：実質外貨建資産について、原則として、為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動によりファンドの基準価額が影響を受けます。

※マザーファンドを通じて運用します。

B（為替ヘッジあり）：外国為替予約取引、通貨先物取引、通貨オプション取引等を用いて直接的（ダイレクト・ヘッジ）または間接的（クロス・ヘッジ）に為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。また対象通貨国と日本の金利差によってはヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。

⑦ 一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

⑧ 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

A（為替ヘッジなし）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受けA（為替ヘッジなし）の基準価額が下落する要因となります。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

※「A」と「B」は、為替の運用以外は原則として同じ運用方針に基づいて運用されますが、資産規模、資金動向、市況等により、組入金融商品等に相違が出ることやパフォーマンスの差異が為替要因以外から生じることが考えられます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

① 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

② 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクの管理体制

① 投資顧問会社のリスク管理

市場/ポートフォリオ・リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、各リスク管理担当が常時モニターしています。各リスク管理担当はリスク管理内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告することにより、牽制が働く体制としています。

債券運用に関わるリスクへの対応

運用チームでは、債券運用に関わるリスクについて以下のような対応を図っています。

金利変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ◆ エコノミストを中心に、世界経済、債券相場を分析しています。 ◆ 金利上昇局面では、状況に応じ国別配分やセクター配分を変えることで対応します。
信用リスク	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 格付機関出身者など、経験豊富な信用分析専門のアナリストがファンダメンタル分析を行い、管理しています。 ◆ 格付予想モデルを使った分析も行っています。 ◆ 分散投資により、1銘柄の信用リスクがポートフォリオに大きな影響を与えないよう配慮しています。
カントリー・リスク	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新興国債券については、新興国専担のエコノミストの分析に加え、A B独自の「カントリー・リスク・ランキング・システム」*を用い、常時監視しています。
流動性リスク	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ハイールド社債については、1発行体が発行した社債の買付割合に制限を設けています。また、組入銘柄、業種の分散や、発行額等に留意しています。

* A B独自の「カントリー・リスク・ランキング・システム」とは、各国のカントリー・リスクに影響を与えると思われる指標を選定・分析し、それをランキング化したものです。当ファンドでは、このランキングを基に各証券間の相対的価値を勘案し、銘柄選定を行います。

② 委託会社におけるリスク管理

a. 運用ガイドラインの遵守状況の監視

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。

b. パフォーマンスの検証

ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

c. 流動性リスクの管理

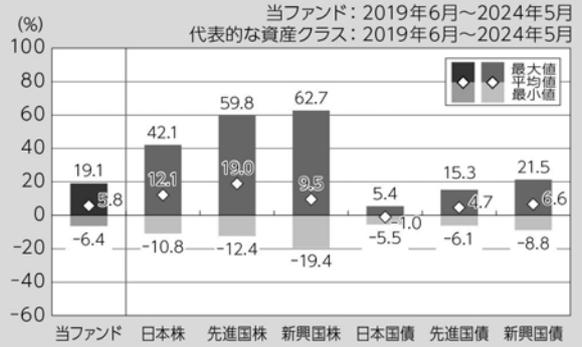
委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

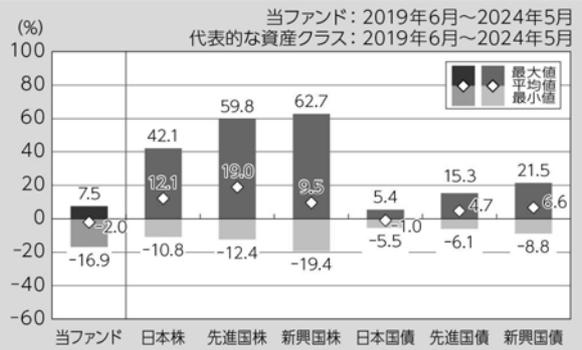
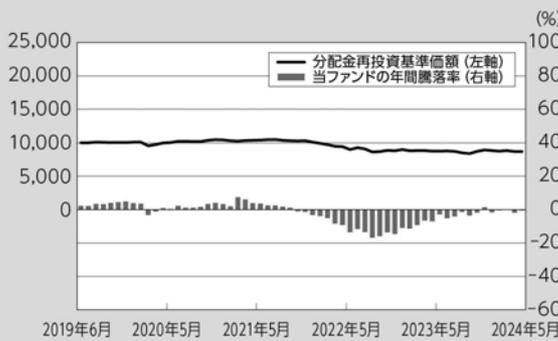
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

A(為替ヘッジなし)



B(為替ヘッジあり)



※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、2019年6月末の基準価額を10,000として指数化しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※上記グラフは、当ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※対象期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を表示しております。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

- 日本株……TOPIX(東証株価指数、配当込み)
 - 先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債……NOMURA-BPI 国債
 - 先進国債……FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債……JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

■TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社が算出し公表する、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社に帰属します。

■MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

■MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

■NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

■FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

■JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

① 申込手数料

申込手数料をご負担いただく方法は、次の2通りあります。販売会社によってお取扱いが異なりますので、詳しくは各販売会社にお問い合わせください。

A（為替ヘッジなし）、B（為替ヘッジあり）それぞれに、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る一般コースと、収益分配金を再投資する自動けいぞく投資コースの2つのコースがあります。

なお、コース名称は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。

a. 取得時にご負担いただく場合

申込価額（決算日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（2.2%（税抜2.0%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

償還乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをする場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額と元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数については無手数料とし、当該償還金額を超える金額に対応する口数については上記の手数料率とします。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示していただくことがあります。

償還乗換えの取扱いは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 取得後にご負担いただく場合

お申込時にはご負担いたしません。

ただし、取得後、収益分配金をお支払いする決算期数20回にわたり、各決算日における各受益者の保有額（当該決算日の基準価額×保有口数÷10,000）に販売会社が定める分割後取り手数料率を乗じて得た金額を、お支払いする収益分配金から差引かせていただきます。販売会社における当該手数料の料率の上限は、1決算期当たり0.11%（税抜0.1%）とします。

なお、収益分配金をお支払いしない決算期については、翌期以降の収益分配金から差引かせていただきます。また、当該手数料を差引いた回数が20回に満たない換金については、換金金額（換金時の基準価額または買取価額×換金口数÷10,000）に、販売会社が定める手数料率×20回に満たない不足回数を乗じて得た金額をご負担いただきます。

自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合、原則として、取得後、決算期数20回にわたり当該手数料をご負担いただき、収益分配金（税引後）から手数料等を控除した残額により再投資されます。再投資により取得した受益権につき当該手数料をご負担いただく期間は、再投資された収益分配金の元となった元本が負担すべき期間と同一期間となります。

c. スイッチング手数料

スイッチングによる取得申込みは、無手数料となります。

ただし、上記「b. 取得後にご負担いただく場合」による取得後にスイッチングを行った場合、当該スイッチング以降、取得したファンドの分割後取り手数料の負担の回数は、換金したファンドが負担すべきであった残回数（20回－既に負担した手数料の回数）となります。

スイッチングの取扱いは販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金（解約）手数料

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、上記「(1)申込手数料 ①申込手数料 b. 取得後にご負担いただく場合」で取得した場合であって、収益分配金から分割後取り手数料を差引いた回数が20回に満たない換金については、換金金額（換金時の基準価額または買取価額×換金口数÷10,000）に、販売会社が定める手数料率×20回に満たない不足回数を乗じて得た金額をご負担いただきます。

② 信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託財産の純資産総額に対して、年率1.705%（税抜1.55%）。

信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）および役務の内容は、以下のとおりです。

	純資産総額				役務の内容
	300億円以内	300億円超 500億円以内	500億円超 5,000億円以内	5,000億円超	
委託会社	年率0.70%	年率0.60%	年率0.50%	年率0.45%	委託した資金の運用、基準価額の算出、法定書類作成等の対価
販売会社	年率0.80%	年率0.90%	年率1.00%	年率1.05%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	年率0.05%				運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

なお、販売会社が受取る報酬の対象となる純資産総額は、AおよびBの純資産総額を販売会社毎に合算した額とします。

ファンドの信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

（４）【その他の手数料等】

① 監査費用

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額は、毎計算期末に、信託財産中から支払われます。

② その他の費用

a. 信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。

b. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。

c. ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

※上記①および②のうち、主な手数料等を対価とする役務の内容は以下のとおりです。

- ・金融商品等の売買委託手数料は、組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料です。
- ・監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。

・外貨建資産の保管等に要する費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用です。

※マザーファンドにおいても、上記b.およびc.の費用を負担します。

※その他の手数料等については、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個別元本について

a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

d. 元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

a. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。

b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）となります。

③ 個人・法人別の課税の取扱い

a. 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率*で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率*により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率*で源泉徴収され、申告は不要となります。

* 2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(ロ) 損益通算について

確定申告により、普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り、）ならびに一部解約時および償還時の譲渡損（または譲渡益）は、上場株式等の申告分離課税を選択した配当所得および譲渡益（または譲渡損）ならびに特定公社債等の利子所得および譲渡益（または譲渡損）と損益通算が可能です。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

(ハ) 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」のご利用について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率*で源泉徴収されます。住民税は源泉徴収されません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

* 2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。

c. 販売会社の買取りによるご換金に係る課税の取扱いは、販売会社にお問い合わせください。

※ 上記は2024年5月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※ 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

5 【運用状況】

【アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）】

（1）【投資状況】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）

2024年 5月31日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	14,592,300,036	100.09
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△14,361,102	△0.09
合計（純資産総額）		14,577,938,934	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2024年 5月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンド	7,542,799,564	1.9235	14,508,575,017	1.9346	14,592,300,036	100.09

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2024年 5月31日現在

種類	国内／外国	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内	100.09
合計		100.09

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）

2024年 5月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第35特定期間末（2014年11月10日）	26,751	27,389	6,295	6,445
第36特定期間末（2015年 5月11日）	25,567	26,169	6,370	6,520
第37特定期間末（2015年11月10日）	23,888	24,469	6,168	6,318
第38特定期間末（2016年 5月10日）	20,789	21,349	5,564	5,714
第39特定期間末（2016年11月10日）	19,598	20,146	5,371	5,521
第40特定期間末（2017年 5月10日）	20,330	20,858	5,779	5,929
第41特定期間末（2017年11月10日）	19,580	20,089	5,770	5,920
第42特定期間末（2018年 5月10日）	17,701	18,197	5,351	5,501
第43特定期間末（2018年11月12日）	17,007	17,493	5,257	5,407
第44特定期間末（2019年 5月10日）	16,208	16,682	5,127	5,277
第45特定期間末（2019年11月11日）	15,734	16,196	5,103	5,253
第46特定期間末（2020年 5月11日）	14,018	14,407	4,691	4,821
第47特定期間末（2020年11月10日）	14,706	15,061	4,971	5,091
第48特定期間末（2021年 5月10日）	14,696	15,040	5,118	5,238
第49特定期間末（2021年11月10日）	14,483	14,820	5,160	5,280
第50特定期間末（2022年 5月10日）	13,988	14,320	5,057	5,177
第51特定期間末（2022年11月10日）	13,929	14,253	5,144	5,264
第52特定期間末（2023年 5月10日）	13,312	13,621	4,955	5,070
第53特定期間末（2023年11月10日）	13,978	14,214	5,344	5,434
第54特定期間末（2024年 5月10日）	14,558	14,788	5,689	5,779
2023年 5月末日	13,568	—	5,071	—
6月末日	14,016	—	5,257	—
7月末日	13,709	—	5,171	—
8月末日	14,013	—	5,304	—
9月末日	13,836	—	5,273	—
10月末日	13,612	—	5,204	—
11月末日	13,987	—	5,359	—
12月末日	13,889	—	5,337	—
2024年 1月末日	14,192	—	5,473	—
2月末日	14,316	—	5,542	—
3月末日	14,406	—	5,602	—
4月末日	14,572	—	5,694	—
5月末日	14,577	—	5,716	—

(注1) 分配付純資産額は、各特定期間末の元本額に各特定期間に支払われた1口当たりの分配金額を乗じて算出した額を、分配落純資産額に加算して算出しております。

(注2) 純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注3) 月末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第35特定期間	2014年 5月13日～2014年11月10日	150
第36特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	150
第37特定期間	2015年 5月12日～2015年11月10日	150
第38特定期間	2015年11月11日～2016年 5月10日	150
第39特定期間	2016年 5月11日～2016年11月10日	150
第40特定期間	2016年11月11日～2017年 5月10日	150
第41特定期間	2017年 5月11日～2017年11月10日	150
第42特定期間	2017年11月11日～2018年 5月10日	150
第43特定期間	2018年 5月11日～2018年11月12日	150
第44特定期間	2018年11月13日～2019年 5月10日	150
第45特定期間	2019年 5月11日～2019年11月11日	150
第46特定期間	2019年11月12日～2020年 5月11日	130
第47特定期間	2020年 5月12日～2020年11月10日	120
第48特定期間	2020年11月11日～2021年 5月10日	120
第49特定期間	2021年 5月11日～2021年11月10日	120
第50特定期間	2021年11月11日～2022年 5月10日	120
第51特定期間	2022年 5月11日～2022年11月10日	120
第52特定期間	2022年11月11日～2023年 5月10日	115
第53特定期間	2023年 5月11日～2023年11月10日	90
第54特定期間	2023年11月11日～2024年 5月10日	90

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第35特定期間	2014年 5月13日～2014年11月10日	10.3
第36特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	3.6
第37特定期間	2015年 5月12日～2015年11月10日	△0.8
第38特定期間	2015年11月11日～2016年 5月10日	△7.4
第39特定期間	2016年 5月11日～2016年11月10日	△0.8
第40特定期間	2016年11月11日～2017年 5月10日	10.4
第41特定期間	2017年 5月11日～2017年11月10日	2.4
第42特定期間	2017年11月11日～2018年 5月10日	△4.7
第43特定期間	2018年 5月11日～2018年11月12日	1.0
第44特定期間	2018年11月13日～2019年 5月10日	0.4
第45特定期間	2019年 5月11日～2019年11月11日	2.5
第46特定期間	2019年11月12日～2020年 5月11日	△5.5
第47特定期間	2020年 5月12日～2020年11月10日	8.5
第48特定期間	2020年11月11日～2021年 5月10日	5.4
第49特定期間	2021年 5月11日～2021年11月10日	3.2
第50特定期間	2021年11月11日～2022年 5月10日	0.3
第51特定期間	2022年 5月11日～2022年11月10日	4.1
第52特定期間	2022年11月11日～2023年 5月10日	△1.4
第53特定期間	2023年 5月11日～2023年11月10日	9.7
第54特定期間	2023年11月11日～2024年 5月10日	8.1

(注)収益率は、各特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA (為替ヘッジなし)

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第35特定期間	2014年 5月13日～2014年11月10日	392,328,032	2,025,626,723	42,494,389,174
第36特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	345,746,110	2,704,609,719	40,135,525,565
第37特定期間	2015年 5月12日～2015年11月10日	337,684,792	1,741,500,778	38,731,709,579
第38特定期間	2015年11月11日～2016年 5月10日	355,222,940	1,721,197,251	37,365,735,268
第39特定期間	2016年 5月11日～2016年11月10日	383,698,765	1,257,447,166	36,491,986,867
第40特定期間	2016年11月11日～2017年 5月10日	357,579,242	1,670,849,908	35,178,716,201
第41特定期間	2017年 5月11日～2017年11月10日	350,080,291	1,595,921,746	33,932,874,746
第42特定期間	2017年11月11日～2018年 5月10日	357,627,773	1,211,289,480	33,079,213,039
第43特定期間	2018年 5月11日～2018年11月12日	383,989,891	1,112,531,198	32,350,671,732
第44特定期間	2018年11月13日～2019年 5月10日	378,140,579	1,116,857,050	31,611,955,261
第45特定期間	2019年 5月11日～2019年11月11日	379,834,785	1,158,833,602	30,832,956,444
第46特定期間	2019年11月12日～2020年 5月11日	367,011,063	1,312,894,822	29,887,072,685
第47特定期間	2020年 5月12日～2020年11月10日	325,042,609	630,150,785	29,581,964,509
第48特定期間	2020年11月11日～2021年 5月10日	306,915,570	1,174,776,547	28,714,103,532
第49特定期間	2021年 5月11日～2021年11月10日	289,670,581	932,937,219	28,070,836,894
第50特定期間	2021年11月11日～2022年 5月10日	291,978,718	701,089,075	27,661,726,537
第51特定期間	2022年 5月11日～2022年11月10日	293,024,891	875,639,902	27,079,111,526
第52特定期間	2022年11月11日～2023年 5月10日	305,044,177	514,686,379	26,869,469,324
第53特定期間	2023年 5月11日～2023年11月10日	215,891,278	928,576,794	26,156,783,808
第54特定期間	2023年11月11日～2024年 5月10日	198,461,004	764,187,677	25,591,057,135

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(参考)

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンド

(1) 投資状況

2024年 5月31日現在

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	889,593	0.00
	ケイマン	27	0.00
	小計	889,620	0.00
国債証券	アメリカ	2,525,156,420	17.30
	カナダ	50,411,633	0.34
	ブラジル	301,138,998	2.06
	コロンビア	24,976,205	0.17
	ドミニカ共和国	65,925,236	0.45
	エルサルバドル	7,156,827	0.04
	パナマ	22,378,406	0.15
	ドイツ	60,235,567	0.41
	フランス	77,855,165	0.53
	スペイン	135,698,363	0.92
	ベルギー	113,605,910	0.77
	イギリス	239,233,814	1.63
	ルーマニア	14,915,379	0.10
	ニュージーランド	283,367,066	1.94
	フィリピン	115,479,160	0.79
	インドネシア	131,540,322	0.90
イスラエル	38,359,372	0.26	

	レバノン	2,286,915	0.01
	ケニア	44,776,993	0.30
	南アフリカ	36,715,953	0.25
	コートジボアール	72,490,223	0.49
	ナイジェリア	114,658,542	0.78
	アンゴラ共和国	45,466,600	0.31
	セネガル共和国	27,873,612	0.19
	小計	4,551,702,681	31.19
地方債証券	アメリカ	42,343,555	0.29
社債券	日本	31,558,345	0.21
	アメリカ	5,509,205,368	37.75
	カナダ	265,637,062	1.82
	メキシコ	163,382,948	1.11
	ブラジル	39,367,210	0.26
	チリ	115,759,994	0.79
	コロンビア	156,159,338	1.07
	ペルー	27,277,255	0.18
	ベネズエラ	20,524,017	0.14
	モーリシャス	57,915,430	0.39
	パナマ	53,709,032	0.36
	ドイツ	79,559,976	0.54
	イタリア	32,916,933	0.22
	フランス	213,028,754	1.45
	オランダ	239,636,925	1.64
	スペイン	246,590,546	1.68
	オーストリア	7,338,371	0.05
	ルクセンブルク	112,454,609	0.77
	フィンランド	81,189,126	0.55
	アイルランド	154,133,609	1.05
	イギリス	899,176,717	6.16
	スイス	117,909,546	0.80
	ノルウェー	67,919,831	0.46
	ケイマン	528,593,665	3.62
	リベリア	65,480,467	0.44
	オーストラリア	44,492,953	0.30
	バミューダ	162,947,255	1.11
	香港	27,635,221	0.18
	マレーシア	27,174,797	0.18
	インド	30,505,522	0.20
	イスラエル	53,278,418	0.36
	カザフスタン	30,241,024	0.20
	ウクライナ	9,606,595	0.06
	英ヴァージン諸島	35,387,954	0.24
	アラブ首長国連邦	45,386,026	0.31
	小計	9,753,080,839	66.83
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	244,586,838	1.67
合計(純資産総額)		14,592,603,533	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

2024年 5月31日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY	3,675,000	14,943.59	549,176,991	15,032.34	552,438,700	3.5	2028年4月30日	3.78
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY	2,800,000	15,625.63	437,517,669	15,698.49	439,557,737	4.625	2029年4月30日	3.01
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY	3,111,600	13,717.19	426,824,365	13,915.57	432,996,973	2.875	2032年5月15日	2.96

4	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,652,000	7,529.21	274,966,877	7,759.22	283,367,066	1.5	2031年5月15日	1.94
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY	1,780,000	15,624.40	278,114,436	15,358.07	273,373,662	4.125	2029年3月31日	1.87
6	イギリス	国債証券	UK TREASURY	1,261,081	19,019.63	239,853,056	18,970.53	239,233,814	4.25	2040年12月7日	1.63
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY	1,845,200	12,235.12	225,762,516	12,514.70	230,921,417	1.25	2031年8月15日	1.58
8	ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL	1,115,000	15,595.63	173,891,275	16,395.00	182,804,295	7.125	2037年1月20日	1.25
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY	1,093,100	14,159.89	154,781,775	14,390.69	157,304,645	1.5	2027年1月31日	1.07
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY	1,410,000	9,515.68	134,171,164	9,720.32	137,056,639	2.25	2052年2月15日	0.93
11	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	750,000	17,474.43	131,058,275	18,093.11	135,698,363	4.2	2037年1月31日	0.92
12	フィリピン	国債証券	REPUBLIC OF PHILIPPINES	931,000	11,842.96	110,257,966	12,403.77	115,479,160	3.7	2041年3月1日	0.79
13	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM	650,000	16,960.51	110,243,332	17,477.83	113,605,910	3.75	2045年6月22日	0.77
14	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	10,415,000,000	1.02	107,238,568	1.02	106,379,851	8.25	2029年5月15日	0.72
15	ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL	595,000	15,094.06	89,809,669	15,101.89	89,856,299	4.625	2028年1月13日	0.61
16	アメリカ	社債券	TRANSDIGM INC	540,000	15,539.83	83,915,085	15,797.19	85,304,867	6.75	2028年8月15日	0.58
17	フィンランド	社債券	NORDEA BANK AB	525,000	14,821.02	77,810,360	15,464.59	81,189,126	6.625	2099年9月26日	0.55
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY	542,700	14,454.36	78,443,848	14,655.18	79,533,716	2	2026年11月15日	0.54
19	フランス	国債証券	FRENCH TREASURY	475,000	15,982.74	75,918,060	16,390.56	77,855,165	3.25	2045年5月25日	0.53
20	イギリス	社債券	SANTANDER UK GROUP HLDGS	488,000	15,662.71	76,434,048	15,887.16	77,529,372	6.833	2026年11月21日	0.53
21	ナイジェリア	国債証券	REPUBLIC OF NIGERIA	491,000	15,105.81	74,169,564	15,674.00	76,959,340	7.625	2025年11月21日	0.52
22	イギリス	社債券	HSBC HOLDINGS PLC	464,000	15,155.19	70,320,084	16,382.30	76,013,909	6.5	2036年5月2日	0.52
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY	475,000	15,477.66	73,518,910	15,478.11	73,521,040	—	2024年8月15日	0.50
24	コートジボアール	国債証券	IVORY COAST	470,000	14,112.96	66,330,924	15,423.45	72,490,223	5.875	2031年10月17日	0.49
25	アメリカ	社債券	BROADCOM INC	592,000	11,188.41	66,235,415	12,218.19	72,331,723	3.187	2036年11月15日	0.49
26	アメリカ	社債券	NATIONWIDE MUTUAL INSURA	362,000	18,949.86	68,598,515	19,813.02	71,723,150	9.375	2039年8月15日	0.49
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY	465,800	15,154.79	70,591,052	15,304.19	71,286,924	3.125	2025年8月15日	0.48
28	アメリカ	社債券	PETSMART INC/PETSMART FI	492,000	14,163.33	69,683,632	14,460.83	71,147,295	4.75	2028年2月15日	0.48
29	スイス	社債券	JBS GROUP FUNDING SWITZE	431,000	15,293.27	65,914,031	15,638.26	67,400,915	7	2099年2月19日	0.46
30	アメリカ	社債券	LIBERTY MUTUAL GROUP	410,000	15,193.90	62,295,012	16,419.61	67,320,410	7.8	2037年3月15日	0.46

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2024年 5月31日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	運輸	0.00
		一般消費財・サービス流通・小売り	0.00
		小計	0.00
国債証券	外国	—	31.19
地方債証券	外国	—	0.29
社債券	国内	—	0.21
	外国	—	66.61
合計			98.32

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB（為替ヘッジあり）】

(1) 【投資状況】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB（為替ヘッジあり）

2024年 5月31日現在

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	89,749	0.00
	ケイマン	8	0.00
	小計	89,757	0.00
国債証券	アメリカ	279,604,109	23.65
	カナダ	5,436,548	0.45
	ブラジル	16,395,004	1.38
	コロンビア	24,451,440	2.06
	エルサルバドル	1,068,183	0.09
	パナマ	2,703,431	0.22
	ドイツ	6,023,557	0.50
	フランス	8,031,375	0.67
	スペイン	13,569,836	1.14
	ベルギー	11,308,156	0.95
	イギリス	32,249,909	2.72
	ルーマニア	1,242,948	0.10
	ニュージーランド	32,355,987	2.73
	フィリピン	24,807,553	2.09
	レバノン	300,627	0.02
	コートジボアール	15,423,452	1.30
小計	474,972,115	40.18	
地方債証券	アメリカ	5,645,806	0.47
社債券	アメリカ	526,515,360	44.54
	カナダ	24,742,552	2.09
	メキシコ	4,926,729	0.41
	コロンビア	3,921,150	0.33
	ペルー	4,566,502	0.38
	ベネズエラ	2,211,656	0.18
	パナマ	6,136,194	0.51
	オランダ	4,830,618	0.40
	アイルランド	1,052,602	0.08
	イギリス	31,726,251	2.68
	ケイマン	11,000,355	0.93
	リベリア	8,187,058	0.69
	オーストラリア	4,655,230	0.39
	バミューダ	12,875,451	1.08
	イスラエル	3,026,505	0.25
	英ヴァージン諸島	737,167	0.06
	アラブ首長国連邦	27,674,406	2.34
小計	678,785,786	57.42	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	22,477,910	1.90
合計(純資産総額)		1,181,971,374	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

2024年 5月31日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY	910,800	14,679.68	133,702,531	14,655.19	133,479,471	2	2026年11 月15日	11.29
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY	351,000	15,950.74	55,987,111	15,933.60	55,926,937	6	2026年2 月15日	4.73
3	ニュー	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	417,000	7,806.72	32,554,063	7,759.22	32,355,987	1.5	2031年5	2.73

	ジ ー ラ ン ド									月15日	
4	イギリス	国債証券	UK TREASURY	170,000	19,422.05	33,017,489	18,970.53	32,249,909	4.25	2040年12月7日	2.72
5	イギリス	社債券	BARCLAYS PLC	200,000	15,240.92	30,481,855	15,257.07	30,514,143	6.125	2099年12月15日	2.58
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY	190,000	15,564.70	29,572,930	15,564.52	29,572,599	—	2024年6月27日	2.50
7	アラブ 首長国 連邦	社債券	MDGH - GMTN BV	200,000	13,763.73	27,527,462	13,837.20	27,674,406	2.875	2030年5月21日	2.34
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY	178,000	15,477.66	27,550,245	15,478.11	27,551,049	—	2024年8月15日	2.33
9	フィリ ピン	国債証券	REPUBLIC OF PHILIPPINES	200,000	12,441.23	24,882,475	12,403.77	24,807,553	3.7	2041年3月1日	2.09
10	コロン ビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	200,000	12,382.46	24,764,920	12,225.72	24,451,440	3.125	2031年4月15日	2.06
11	ブラジ ル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL	100,000	16,457.70	16,457,700	16,395.00	16,395,004	7.125	2037年1月20日	1.38
12	コート ジボ アール	国債証券	IVORY COAST	100,000	15,375.70	15,375,701	15,423.45	15,423,452	5.875	2031年10月17日	1.30
13	スベ イ ン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	75,000	18,296.17	13,722,129	18,093.11	13,569,836	4.2	2037年1月31日	1.14
14	アメリ カ	国債証券	US TREASURY	75,500	15,789.10	11,920,774	15,698.48	11,852,359	4.625	2029年4月30日	1.00
15	ベル ギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM	64,700	17,918.23	11,593,101	17,477.82	11,308,156	3.75	2045年6月22日	0.95
16	アメリ カ	社債券	TRANSDIGM INC	70,000	15,824.47	11,077,129	15,797.19	11,058,038	6.75	2028年8月15日	0.93
17	アメリ カ	社債券	CAS 2015-C04 1M2	52,384.72	16,514.12	8,650,879	16,514.54	8,651,097	11.13822	2028年4月25日	0.73
18	フラン ス	国債証券	FRENCH TREASURY	49,000	16,757.62	8,211,237	16,390.56	8,031,375	3.25	2045年5月25日	0.67
19	アメリ カ	社債券	FORD MOTOR CO	52,000	12,841.70	6,677,688	12,805.34	6,658,779	3.25	2032年2月12日	0.56
20	アメリ カ	社債券	NATIONWIDE MUTUAL INSURA	32,000	19,827.51	6,344,806	19,813.02	6,340,167	9.375	2039年8月15日	0.53
21	アメリ カ	社債券	BOARDWALK PIPELINES LP	45,000	13,664.90	6,149,208	13,566.00	6,104,702	3.4	2031年2月15日	0.51
22	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	30,000	20,283.95	6,085,187	20,078.52	6,023,557	6.25	2030年1月4日	0.50
23	アメリ カ	社債券	CAS 2016-C04 1B	33,077.75	17,819.76	5,894,378	17,852.96	5,905,358	15.68822	2029年1月25日	0.49
24	アメリ カ	社債券	CAS 2018-C06 2M2	36,823.81	15,918.51	5,861,804	15,918.98	5,861,976	7.53822	2031年3月25日	0.49
25	アメリ カ	社債券	BROADCOM INC	47,000	12,284.81	5,773,861	12,218.19	5,742,552	3.187	2036年11月15日	0.48
26	アメリ カ	地方債証 券	CALIFORNIA ST	30,000	18,884.95	5,665,486	18,819.35	5,645,806	7.6	2040年11月1日	0.47
27	アメリ カ	社債券	LIFEPOINT HEALTH INC	38,000	14,991.86	5,696,909	14,823.05	5,632,762	4.375	2027年2月15日	0.47
28	アメリ カ	社債券	IRON MOUNTAIN INC	40,000	14,081.83	5,632,734	13,924.31	5,569,725	4.5	2031年2月15日	0.47
29	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	55,000	9,982.91	5,490,604	9,884.63	5,436,548	2.75	2048年12月1日	0.45
30	アメリ カ	社債券	KRONOS ACQ / KIK CUSTOM	35,000	15,169.45	5,309,309	15,209.42	5,323,298	5	2026年12月31日	0.45

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2024年 5月31日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	運輸	0.00
		一般消費財・サービス流通・小売り	0.00
		小計	0.00
国債証券	外国	—	40.18
地方債証券	外国	—	0.47
社債券	外国	—	57.42
合計			98.09

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB（為替ヘッジあり）

2024年 5月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第35特定期間末（2014年11月10日）	2,649	2,711	7,587	7,762
第36特定期間末（2015年 5月11日）	2,571	2,622	7,526	7,676
第37特定期間末（2015年11月10日）	2,373	2,423	7,152	7,302
第38特定期間末（2016年 5月10日）	2,313	2,362	7,173	7,323
第39特定期間末（2016年11月10日）	2,279	2,325	7,131	7,276
第40特定期間末（2017年 5月10日）	2,234	2,272	7,090	7,210
第41特定期間末（2017年11月10日）	2,155	2,191	7,017	7,137
第42特定期間末（2018年 5月10日）	2,000	2,036	6,737	6,857
第43特定期間末（2018年11月12日）	1,910	1,944	6,498	6,613
第44特定期間末（2019年 5月10日）	1,916	1,943	6,566	6,656
第45特定期間末（2019年11月11日）	1,884	1,910	6,579	6,669
第46特定期間末（2020年 5月11日）	1,811	1,837	6,358	6,448
第47特定期間末（2020年11月10日）	1,804	1,830	6,585	6,680
第48特定期間末（2021年 5月10日）	1,671	1,702	6,503	6,623
第49特定期間末（2021年11月10日）	1,638	1,668	6,398	6,518
第50特定期間末（2022年 5月10日）	1,407	1,438	5,596	5,716
第51特定期間末（2022年11月10日）	1,299	1,329	5,097	5,212
第52特定期間末（2023年 5月10日）	1,309	1,329	5,130	5,210
第53特定期間末（2023年11月10日）	1,192	1,199	4,930	4,960
第54特定期間末（2024年 5月10日）	1,189	1,196	5,025	5,055
2023年 5月末日	1,298	—	5,089	—
6月末日	1,297	—	5,081	—
7月末日	1,287	—	5,099	—
8月末日	1,276	—	5,053	—
9月末日	1,190	—	4,931	—
10月末日	1,173	—	4,855	—
11月末日	1,215	—	5,035	—
12月末日	1,246	—	5,165	—
2024年 1月末日	1,224	—	5,100	—
2月末日	1,208	—	5,052	—
3月末日	1,207	—	5,087	—
4月末日	1,182	—	4,995	—
5月末日	1,181	—	4,999	—

(注1) 分配付純資産額は、各特定期間末の元本額に各特定期間に支払われた1口当たりの分配金額を乗じて算出した額を、分配落純資産額に加算して算出しております。

(注2) 純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注3) 月末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第35特定期間	2014年 5月13日～2014年11月10日	175
第36特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	150
第37特定期間	2015年 5月12日～2015年11月10日	150
第38特定期間	2015年11月11日～2016年 5月10日	150
第39特定期間	2016年 5月11日～2016年11月10日	145
第40特定期間	2016年11月11日～2017年 5月10日	120
第41特定期間	2017年 5月11日～2017年11月10日	120
第42特定期間	2017年11月11日～2018年 5月10日	120
第43特定期間	2018年 5月11日～2018年11月12日	115
第44特定期間	2018年11月13日～2019年 5月10日	90
第45特定期間	2019年 5月11日～2019年11月11日	90
第46特定期間	2019年11月12日～2020年 5月11日	90
第47特定期間	2020年 5月12日～2020年11月10日	95
第48特定期間	2020年11月11日～2021年 5月10日	120
第49特定期間	2021年 5月11日～2021年11月10日	120
第50特定期間	2021年11月11日～2022年 5月10日	120
第51特定期間	2022年 5月11日～2022年11月10日	115
第52特定期間	2022年11月11日～2023年 5月10日	80
第53特定期間	2023年 5月11日～2023年11月10日	30
第54特定期間	2023年11月11日～2024年 5月10日	30

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第35特定期間	2014年 5月13日～2014年11月10日	1.3
第36特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	1.2
第37特定期間	2015年 5月12日～2015年11月10日	△3.0
第38特定期間	2015年11月11日～2016年 5月10日	2.4
第39特定期間	2016年 5月11日～2016年11月10日	1.4
第40特定期間	2016年11月11日～2017年 5月10日	1.1
第41特定期間	2017年 5月11日～2017年11月10日	0.7
第42特定期間	2017年11月11日～2018年 5月10日	△2.3
第43特定期間	2018年 5月11日～2018年11月12日	△1.8
第44特定期間	2018年11月13日～2019年 5月10日	2.4
第45特定期間	2019年 5月11日～2019年11月11日	1.6
第46特定期間	2019年11月12日～2020年 5月11日	△2.0
第47特定期間	2020年 5月12日～2020年11月10日	5.1
第48特定期間	2020年11月11日～2021年 5月10日	0.6
第49特定期間	2021年 5月11日～2021年11月10日	0.2
第50特定期間	2021年11月11日～2022年 5月10日	△10.7
第51特定期間	2022年 5月11日～2022年11月10日	△6.9
第52特定期間	2022年11月11日～2023年 5月10日	2.2
第53特定期間	2023年 5月11日～2023年11月10日	△3.3
第54特定期間	2023年11月11日～2024年 5月10日	2.5

(注)収益率は、各特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB (為替ヘッジあり)

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第35特定期間	2014年 5月13日～2014年11月10日	46,797,174	96,179,090	3,492,910,955
第36特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	40,267,844	116,850,247	3,416,328,552
第37特定期間	2015年 5月12日～2015年11月10日	36,255,924	134,041,928	3,318,542,548
第38特定期間	2015年11月11日～2016年 5月10日	41,503,691	133,887,299	3,226,158,940
第39特定期間	2016年 5月11日～2016年11月10日	34,931,355	64,879,123	3,196,211,172
第40特定期間	2016年11月11日～2017年 5月10日	36,635,842	81,564,313	3,151,282,701
第41特定期間	2017年 5月11日～2017年11月10日	27,631,471	107,868,480	3,071,045,692
第42特定期間	2017年11月11日～2018年 5月10日	35,075,038	136,683,851	2,969,436,879
第43特定期間	2018年 5月11日～2018年11月12日	39,601,367	69,409,073	2,939,629,173
第44特定期間	2018年11月13日～2019年 5月10日	24,446,608	44,694,386	2,919,381,395
第45特定期間	2019年 5月11日～2019年11月11日	23,550,068	78,410,061	2,864,521,402
第46特定期間	2019年11月12日～2020年 5月11日	23,208,125	37,807,824	2,849,921,703
第47特定期間	2020年 5月12日～2020年11月10日	23,943,258	134,109,935	2,739,755,026
第48特定期間	2020年11月11日～2021年 5月10日	26,371,784	195,533,973	2,570,592,837
第49特定期間	2021年 5月11日～2021年11月10日	27,737,142	37,911,617	2,560,418,362
第50特定期間	2021年11月11日～2022年 5月10日	31,628,220	76,186,586	2,515,859,996
第51特定期間	2022年 5月11日～2022年11月10日	56,244,938	21,677,019	2,550,427,915
第52特定期間	2022年11月11日～2023年 5月10日	24,859,688	22,609,033	2,552,678,570
第53特定期間	2023年 5月11日～2023年11月10日	22,447,122	157,257,091	2,417,868,601
第54特定期間	2023年11月11日～2024年 5月10日	7,901,437	58,084,259	2,367,685,779

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

運用実績

基準日：2024年5月31日

ファンドの運用実績

A (為替ヘッジなし)

基準価額・純資産の推移

基準価額	5,716円	純資産総額	145億円
------	--------	-------	-------



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。
 基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
 税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

分配の推移

決算期		分配金
第318期	2024年 1月	15円
第319期	2024年 2月	15円
第320期	2024年 3月	15円
第321期	2024年 4月	15円
第322期	2024年 5月	15円
直近1年累計		180円
設定来累計		11,920円

分配金は1万口当たり課税前運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況(マザーファンドベース)

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です(小数点第2位を四捨五入)。

公社債の組入上位10銘柄

(債券の組入銘柄数:566銘柄)

	銘柄名	償還日	利率(%)	組入比率(%)
1	米国国債	2028年 4月30日	3.500	3.8
2	米国国債	2029年 4月30日	4.625	3.0
3	米国国債	2032年 5月15日	2.875	3.0
4	ニュージーランド国債	2031年 5月15日	1.500	1.9
5	米国国債	2029年 3月31日	4.125	1.9
6	イギリス国債	2040年12月 7日	4.250	1.6
7	米国国債	2031年 8月15日	1.250	1.6
8	ブラジル国債	2037年 1月20日	7.125	1.3
9	米国国債	2027年 1月31日	1.500	1.1
10	米国国債	2052年 2月15日	2.250	0.9
組入上位10銘柄計				20.1

上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、委託会社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

公社債のセクター別組入比率

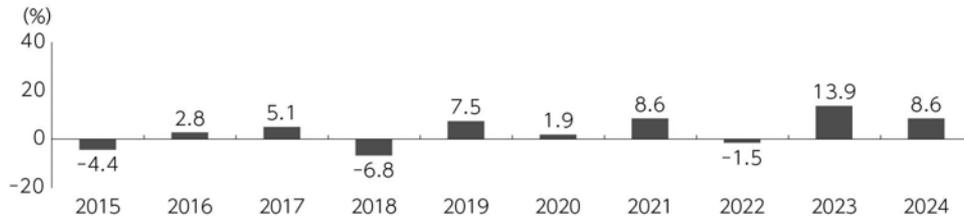
セクター	組入比率(%)
先進国の国債	24.1
先進国の投資適格社債等	27.5
ハイイールド社債	31.8
新興国債券	14.9
その他資産	0.0
現金等	1.7

通貨別組入比率

通貨	組入比率(%)
米ドル	74.8
ユーロ	12.0
日本円	9.5
英ポンド	3.6
インドネシア・ルピア	0.0
その他	-0.0

先進国の国債および先進国の投資適格社債等にはBBB格以上の債券を区分しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



当ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。
 2024年は基準日までの収益率を表示しています。
 当ファンドのベンチマークはありません。

※運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

運用実績

基準日：2024年5月31日

ファンドの運用実績

B (為替ヘッジあり)

基準価額・純資産の推移

基準価額	4,999円	純資産総額	11億円
------	--------	-------	------



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。

基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

分配の推移

決算期	分配金
第318期	2024年 1月 5円
第319期	2024年 2月 5円
第320期	2024年 3月 5円
第321期	2024年 4月 5円
第322期	2024年 5月 5円
	直近1年累計 60円
	設定来累計 7,885円

分配金は1万口当たり課税前運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です(小数点第2位を四捨五入)。

公社債の組入上位 10 銘柄

(債券の組入銘柄数:389銘柄)

	銘柄名	償還日	利率(%)	組入比率(%)
1	米国国債	2026年11月15日	2.000	11.3
2	米国国債	2026年 2月15日	6.000	4.7
3	ニュージーランド国債	2031年 5月15日	1.500	2.7
4	イギリス国債	2040年12月 7日	4.250	2.7
5	パークレイズ	2099年12月15日	6.125	2.6
6	米国国債	2024年 6月27日	0.000	2.5
7	MDGH-GMTN	2030年 5月21日	2.875	2.3
8	米国国債	2024年 8月15日	0.000	2.3
9	フィリピン国債	2041年 3月 1日	3.700	2.1
10	コロンビア国債	2031年 4月15日	3.125	2.1
	組入上位10銘柄計			35.4

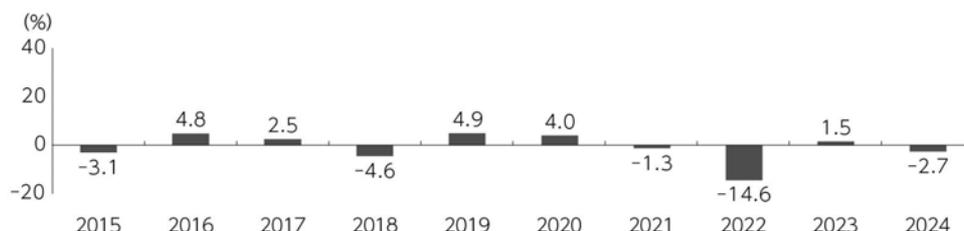
上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、委託会社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

公社債のセクター別組入比率

セクター	組入比率(%)
先進国の国債	32.9
先進国の投資適格社債等	18.2
ハイイールド社債	35.7
新興国債券	11.3
その他資産	0.0
現金等	1.9

先進国の国債および先進国の投資適格社債等にはBBB格以上の債券を区分しています。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



当ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。2024年は基準日までの収益率を表示しています。当ファンドのベンチマークはありません。

※運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(2023年11月11日~2024年5月10日)における当ファンドの総経費率とその内訳は以下のとおりです。

ファンド名称	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA (為替ヘッジなし)	1.72%	1.70%	0.02%
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB (為替ヘッジあり)	1.75%	1.70%	0.05%

※総経費率は、対象期間中のファンドの運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率換算)です。

※詳細は、対象期間中の運用報告書(全体版)をご参照ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

取得の申込みは、毎月の決算日を取得の申込約定日として、毎営業日に販売会社にて受け取ります。

原則、購入のお申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時*までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

*2024年11月5日以降は、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とする予定です。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

(2) 取扱いコース

当ファンドには、「A（為替ヘッジなし）」と「B（為替ヘッジあり）」の2本のファンドがあります。また、各ファンドごとに、収益分配金の受取方法の異なる2つのコースがあります。

「一般コース」 収益の分配時に収益分配金を受取るコース

「自動けいぞく投資コース」 収益分配金が税引き後再投資されるコース

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

自動けいぞく投資約款の名称やコース名等は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※販売会社によって、取扱いのファンドおよびスイッチングの取扱い等は異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) 申込価額

取得の申込約定日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、原則として決算日の基準価額とします。

(4) 申込単位

販売会社がそれぞれ定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

(5) 申込手数料

申込手数料をご負担いただく方法は、次の2通りあります。販売会社によってお取扱いが異なりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

A（為替ヘッジなし）、B（為替ヘッジあり）それぞれに、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る一般コースと、収益分配金が税引後再投資される自動けいぞく投資コースの2つのコースがあります。

なお、コース名称は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

①取得時にご負担いただく場合

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（2.2%（税抜2.0%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が別に定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

償還乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、当該償還金額の範囲内（単位証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数については無手数料とし、当該償還金額を超える金額に対応する口数については上記の手数料率とします。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示していただくことがあります。

償還乗換への取扱いは、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②取得後にご負担いただく場合

お申込時にはご負担いたしません。

ただし、取得後、収益分配金をお支払いする決算期数20回にわたり、各決算日における各受益者の保有額（当該決算日の基準価額×保有口数÷10,000）に販売会社が定める分割後取り手数料の率を乗じて得た金額を、お支払いする収益分配金から差引かせていただきます。販売会社における当該手数料の料率の上限は、1決算期当たり0.11%（税抜0.1%）とします。また、当該手数料を差引いた回数が20回に満たない換金については、換金金額に、販売会社が定める手数料率×20回に満たない不足回数に乗じて得た金額をご負担いただきます。

※詳しくは「2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

収益分配金をお支払いしない決算期については、翌期以降の収益分配金から差引かせていただきます。

自動けいぞく投資コースの収益分配金を再投資する場合、原則として、取得後、決算期数20回にわたり当該手数料をご負担いただき、収益分配金（税引き後）から手数料等を控除した残額により再投資されます。再投資により取得した受益権につき当該手数料をご負担いただく期間は、再投資された収益分配金の元となった元本が負担すべき期間と同一期間となります。

③スイッチング手数料

スイッチング（乗換え）による取得申込みは、無手数料となります。

ただし、上記「② 取得後にご負担いただく場合」による取得後にスイッチングを行った場合、当該スイッチング以降、取得したファンドの分割後取り手数料の負担の回数は、換金したファンドが負担すべきであった残回数（20回－既に負担した当該手数料の回数）となります。

スイッチングの取扱いは販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 申込代金支払日

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、毎月の決算までの取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの各口座に払込まれます。

※販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

換金は、下記の方法により行うことができます。

(1) 解約請求による場合

①解約方法

一部解約の実行の請求は、毎月の決算日を解約の申込約定日として、毎営業日に販売会社にて受付けます。

原則、一部解約の実行の請求のお申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時*までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

*2024年11月5日以降は、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とする予定です。

一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

②解約価額

一部解約の価額は、解約の申込約定日の翌営業日の基準価額とします。

③解約単位

1口単位です。（販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

④解約手数料

解約（換金）手数料はありません。

ただし、上記「1申込（販売）手続等（5）申込手数料 ②取得後にご負担いただく場合」で取得した場合であって、収益分配金から分割後取り手数料を差引いた回数が20回に満たない換金については、換金金額（換金時の基準価額または買取価額×換金口数÷10,000）に、販売会社が定める手数料率×20回に満たない不足回数を乗じて得た金額をご負担いただきます。

⑤信託財産留保額

ありません。

⑥解約代金支払日

解約の申込約定日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において、お支払いします。

⑦その他留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することがあります。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しなかった場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を解約の申込約定日とみなして、上記②の規定に準じて計算された価額とします。

なお、販売会社における買取請求による換金については、各販売会社にお問い合わせください。

(2) 特別な場合の解約および買取りによる場合

①特別な場合の解約

委託会社は、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）から次の事由により、一部解約の実行の請求があったときは、1口単位をもって、その請求を受け付け、この信託契約の一部を解約します。

- a. 受益者が死亡したとき
- b. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- c. 受益者が破産宣告を受けたとき
- d. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- e. その他上記 a. から d. に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

原則、一部解約の実行の請求のお申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時*までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

*2024年11月5日以降は、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とする予定です。

一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

この場合における一部解約の価額は、当該請求を受けた日（以下、「一部解約請求受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額とします。

②買取請求による解約

受益者から一部解約の申出があり、委託会社が上記①特別な場合の解約 a. から e. に該当しないものとして当該解約の申出を受けなかった場合において、販売会社は、受益者の申出にやむを得ない事情があると判断したときは、当該受益権を買取することができるものとします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

③換金代金支払日

特別な場合の解約または買取りによる場合の換金代金は、一部解約請求受付日または買取申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において、お支払いします。

④その他留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することがあります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しなかった場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、上記①の規定に準じて計算された価額とします。販売会社が受益者から買取請求を受けた場合もこれに準じます。

※販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

② 基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に、A（為替ヘッジなし）は「コンパA」、B（為替ヘッジあり）は「コンパB」の略称で掲載されます。

基準価額は、日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

また、日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）にA（為替ヘッジなし）は「コンパA」、B（為替ヘッジあり）は「コンパB」の略称で掲載されます。

③ 主な資産の評価方法は以下のとおりです。

国内債券／ 外国債券	原則として、計算日（外国で取引されているものについては計算日の前日）における以下のいずれかの価額で評価します。 1. 価格情報会社の提供する価額 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ・外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（2）【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。

ただし、下記「(5)その他 ①ファンドの償還条件等」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎月11日から翌月10日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に当たるときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

（5）【その他】

① ファンドの償還条件等

a. 次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了します。

(イ) 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。

(ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「②信託約款の変更 d.」に該当する場合を除き、当該他の委託会社と受託会社との間において存続します。

(ハ) 受託会社とその任務を辞任または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

b. 次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(イ) 信託期間中において、信託契約の一部解約により、「A」、「B」の各々の受益権の総口数が30億口を下回ったとき。

(ロ) 委託会社が信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

c. 信託終了の手続き

(イ) 委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記 b. の(イ)または(ロ)の事由により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ホ) 上記(ハ)および(ニ)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

② 信託約款の変更

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

b. 委託会社は、上記 a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. 上記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。

d. 上記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

e. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 異議申立者の受益権の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「①ファンドの償還条件等 c. 信託終了の手続き」または「②信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

④ 関係法人との契約の更改等

a. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

b. 信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

(イ) 契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対し、契約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の90日前までに書面により通知しない限り、契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

(ロ) 委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、投資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することができます。

(ハ) いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除することができます。

⑤ 運用報告書

委託会社は、毎年5月および11月の決算時ならびに償還時に、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）および期間中の運用経過や信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。これにより委託会社は運用報告書を交付したものとみなされます。

なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には交付します。

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

⑥ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<https://www.alliancebernstein.co.jp>）に掲載します。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

- ① 受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。
- ② 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。
- ③ 受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。
収益分配金は、次の区分に従い支払われ、または再投資されます。
 - a. 「一般コース」の場合
毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。
 - b. 「自動けいぞく投資コース」の場合
原則として、決算日の翌営業日に税引後、決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

- ① 受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。
- ② 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、販売会社において支払います。
なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 受益者が、信託終了による償還金について、上記②の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

- ① 受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとし、
一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ② 一部解約金は、解約の申込約定日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2023年11月11日から2024年5月10日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年7月10日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）の2023年11月11日から2024年5月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）の2024年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2023年11月10日現在)	当期 (2024年 5月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,143	19,363
親投資信託受益証券	13,978,753,714	14,558,455,675
未収入金	59,200,000	58,800,000
流動資産合計	14,037,971,857	14,617,275,038
資産合計	14,037,971,857	14,617,275,038
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	39,235,175	38,386,585
未払受託者報酬	638,696	650,920
未払委託者報酬	19,160,813	19,527,680
その他未払費用	93,156	90,320
流動負債合計	59,127,840	58,655,505
負債合計	59,127,840	58,655,505
純資産の部		
元本等		
元本	26,156,783,808	25,591,057,135
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△12,177,939,791	△11,032,437,602
(分配準備積立金)	102,877,612	187,676,819
元本等合計	13,978,844,017	14,558,619,533
純資産合計	13,978,844,017	14,558,619,533
負債純資産合計	14,037,971,857	14,617,275,038

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2023年 5月11日 至 2023年11月10日)	当期 (自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,389,681,343	1,242,287,114
営業収益合計	1,389,681,343	1,242,287,114
営業費用		
支払利息	165	11
受託者報酬	3,797,196	3,878,385
委託者報酬	113,915,770	116,351,506
その他費用	552,937	547,080
営業費用合計	118,266,068	120,776,982
営業利益又は営業損失(△)	1,271,415,275	1,121,510,132
経常利益又は経常損失(△)	1,271,415,275	1,121,510,132
当期純利益又は当期純損失(△)	1,271,415,275	1,121,510,132
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△223,351	782,988
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△13,556,846,264	△12,177,939,791
剰余金増加額又は欠損金減少額	450,277,854	348,401,218
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	450,277,854	348,401,218
剰余金減少額又は欠損金増加額	104,890,289	90,817,084
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	104,890,289	90,817,084
分配金	238,119,718	232,809,089
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△12,177,939,791	△11,032,437,602

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの特定期間は、2023年11月11日から2024年5月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 (自 2023年 5月11日 至 2023年11月10日)	当期 (自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

前期 (2023年11月10日現在)	当期 (2024年 5月10日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 26, 156, 783, 808口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 25, 591, 057, 135口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 12, 177, 939, 791円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 11, 032, 437, 602円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0. 5344円 (10, 000口当たり純資産額 5, 344円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0. 5689円 (10, 000口当たり純資産額 5, 689円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2023年 5月11日 至 2023年11月10日)	当期 (自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日)																												
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 -円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 -円																												
2. 分配金の計算過程 2023年5月11日から2023年6月12日まで 計算期末における分配対象金額351, 878, 874円 (10, 000口当たり131円) のうち、40, 134, 114円 (10, 000口当たり15円) を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 2023年11月11日から2023年12月11日まで 計算期末における分配対象金額414, 831, 364円 (10, 000口当たり158円) のうち、39, 152, 290円 (10, 000口当たり15円) を分配金額としております。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A 62, 779, 797円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td> <td>B -円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C 274, 677, 600円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D 14, 421, 477円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D 351, 878, 874円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F 26, 756, 076, 341口</td> </tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 62, 779, 797円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -円	収益調整金額	C 274, 677, 600円	分配準備積立金額	D 14, 421, 477円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 351, 878, 874円	当ファンドの期末残存口数	F 26, 756, 076, 341口	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A 43, 475, 854円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td> <td>B -円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C 268, 826, 849円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D 102, 528, 661円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D 414, 831, 364円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F 26, 101, 526, 893口</td> </tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 43, 475, 854円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -円	収益調整金額	C 268, 826, 849円	分配準備積立金額	D 102, 528, 661円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 414, 831, 364円	当ファンドの期末残存口数	F 26, 101, 526, 893口
項目																													
費用控除後の配当等収益額	A 62, 779, 797円																												
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -円																												
収益調整金額	C 274, 677, 600円																												
分配準備積立金額	D 14, 421, 477円																												
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 351, 878, 874円																												
当ファンドの期末残存口数	F 26, 756, 076, 341口																												
項目																													
費用控除後の配当等収益額	A 43, 475, 854円																												
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -円																												
収益調整金額	C 268, 826, 849円																												
分配準備積立金額	D 102, 528, 661円																												
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 414, 831, 364円																												
当ファンドの期末残存口数	F 26, 101, 526, 893口																												

10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 131円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 40,134,114円

2023年6月13日から2023年7月10日まで

計算期末における分配対象金額361,947,382円（10,000口当たり135円）のうち、39,990,627円（10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 51,268,791円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 273,794,728円
分配準備積立金額	D 36,883,863円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 361,947,382円
当ファンドの期末残存口数	F 26,660,418,490口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 135円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 39,990,627円

2023年7月11日から2023年8月10日まで

計算期末における分配対象金額378,457,293円（10,000口当たり142円）のうち、39,768,239円（10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 58,235,178円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 272,391,866円
分配準備積立金額	D 47,830,249円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 378,457,293円
当ファンドの期末残存口数	F 26,512,159,615口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 142円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 39,768,239円

2023年8月11日から2023年9月11日まで

計算期末における分配対象金額393,907,111円（10,000口当たり149円）のうち、39,633,085円（10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 56,313,569円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 271,608,052円
分配準備積立金額	D

10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 158円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 39,152,290円

2023年12月12日から2024年1月10日まで

計算期末における分配対象金額428,930,162円（10,000口当たり164円）のうち、39,041,963円（10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 54,262,945円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 268,255,697円
分配準備積立金額	D 106,411,520円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 428,930,162円
当ファンドの期末残存口数	F 26,027,975,844口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 164円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 39,041,963円

2024年1月11日から2024年2月13日まで

計算期末における分配対象金額454,779,829円（10,000口当たり175円）のうち、38,899,134円（10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 66,262,314円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 267,485,170円
分配準備積立金額	D 121,032,345円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 454,779,829円
当ファンドの期末残存口数	F 25,932,756,479口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 175円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$ 38,899,134円

2024年2月14日から2024年3月11日まで

計算期末における分配対象金額451,730,948円（10,000口当たり174円）のうち、38,753,278円（10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 37,366,970円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 266,711,777円
分配準備積立金額	D

	65,985,490円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 393,907,111円
当ファンドの期末残存口数	F 26,422,057,033口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 149円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 39,633,085円

2023年9月12日から2023年10月10日まで

計算期末における分配対象金額393,577,384円(10,000口当たり149円)のうち、39,358,478円(10,000口当たり15円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 41,707,524円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 269,886,515円
分配準備積立金額	D 81,983,345円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 393,577,384円
当ファンドの期末残存口数	F 26,238,985,603口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 149円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 39,358,478円

2023年10月11日から2023年11月10日まで

計算期末における分配対象金額411,323,138円(10,000口当たり157円)のうち、39,235,175円(10,000口当たり15円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 58,159,187円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 269,210,351円
分配準備積立金額	D 83,953,600円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 411,323,138円
当ファンドの期末残存口数	F 26,156,783,808口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 157円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 39,235,175円

	147,652,201円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 451,730,948円
当ファンドの期末残存口数	F 25,835,518,879口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 174円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 38,753,278円

2024年3月12日から2024年4月10日まで

計算期末における分配対象金額469,414,438円(10,000口当たり182円)のうち、38,575,839円(10,000口当たり15円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 58,281,305円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 265,720,549円
分配準備積立金額	D 145,412,584円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 469,414,438円
当ファンドの期末残存口数	F 25,717,226,048口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 182円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 38,575,839円

2024年4月11日から2024年5月10日まで

計算期末における分配対象金額490,738,462円(10,000口当たり191円)のうち、38,386,585円(10,000口当たり15円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 61,958,442円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 264,675,058円
分配準備積立金額	D 164,104,962円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 490,738,462円
当ファンドの期末残存口数	F 25,591,057,135口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 191円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 38,386,585円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

前期 (自 2023年 5月11日 至 2023年11月10日)	当期 (自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日)
<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記) 2. 売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

前期 (2023年11月10日現在)	当期 (2024年 5月10日現在)
<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> <p>(2) 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 同左 ② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 2023年 5月11日 至 2023年11月10日)	当期 (自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

当期 (自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

前期 (2023年11月10日現在)	当期 (2024年 5月10日現在)
期首元本額 26,869,469,324円	期首元本額 26,156,783,808円
期中追加設定元本額 215,891,278円	期中追加設定元本額 198,461,004円
期中一部解約元本額 928,576,794円	期中一部解約元本額 764,187,677円

2. 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	前期 (2023年11月10日現在)	当期 (2024年 5月10日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	474,259,316	324,698,595
合計	474,259,316	324,698,595

3. デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1. 有価証券明細表

(1) 株式 (2024年 5月10日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2024年 5月10日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・パーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンド	7,568,731,830	14,558,455,675	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	7,568,731,830	14,558,455,675 100.0%	
合計				14,558,455,675	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

貸借対照表

(単位：円)

対象年月日	(2024年 5月10日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	154,386,460
金銭信託	479,601
コール・ローン	27,888,177
株式	883,717
国債証券	4,486,272,652
地方債証券	42,209,211
社債券	9,892,565,543
派生商品評価勘定	62,722,370
未収入金	65,055,367
未収利息	191,149,466
前払費用	6,394,865
流動資産合計	14,930,007,429
資産合計	14,930,007,429
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	138,027,384
未払金	174,993,263
未払解約金	58,800,000
流動負債合計	371,820,647
負債合計	371,820,647
純資産の部	
元本等	
元本	7,568,731,830
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	6,989,454,952
元本等合計	14,558,186,782
純資産合計	14,558,186,782
負債純資産合計	14,930,007,429

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価値のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価値等で評価しております。</p> <p>(3) 地方債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価値等で評価しております。</p> <p>(4) 社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価値等で評価しております。</p> <p>(5) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p> <p>(6) 直物為替先渡取引 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価値等で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>(4) 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日)
<p>会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。</p>

(その他の注記)

(2024年 5月10日現在)

1. 元本の移動	
期首	2023年11月11日
期首元本額	7,930,757,809円
2023年11月11日より2024年5月10日までの期中追加設定元本額	59,366,096円
2023年11月11日より2024年5月10日までの期中一部解約元本額	421,392,075円
期末元本額	7,568,731,830円
期末元本額の内訳*	
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA (為替ヘッジなし)	7,568,731,830円
2. 2024年5月10日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.9235円
(10,000口当たり純資産額)	(19,235円)

(注1) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

附属明細表

第1. 有価証券明細表

(1) 株式 (2024年 5月10日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	CHC GROUP LLC	896	0.00	0.17	
	SOUTHEASTERN GROCERS INC(ESCROW)	8,108	0.70	5,675.60	
小計	銘柄数: 2			5,675.77	
	組入時価比率: 0.0%			(883,717)	100.0%
合計				883,717	(883,717)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券 (2024年 5月10日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	DOMINICAN REPUBLIC	100,000.00	99,375.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	324,000.00	320,861.25	
		REPUBLIC OF ANGOLA	285,000.00	290,789.06	
		REPUBLIC OF BRAZIL	595,000.00	575,507.14	
		REPUBLIC OF BRAZIL	206,000.00	183,698.21	
		REPUBLIC OF BRAZIL	1,115,000.00	1,170,750.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	271,000.00	164,090.50	
		REPUBLIC OF EL SALVADOR	67,000.00	46,125.31	
		REPUBLIC OF KENYA	297,000.00	288,461.25	
		REPUBLIC OF LEBANESE6.6	113,000.00	7,141.60	
		REPUBLIC OF LEBANESE6.65	45,000.00	2,844.00	
		REPUBLIC OF LEBANESE6.85	55,000.00	3,476.00	
		REPUBLIC OF NIGERIA	491,000.00	489,312.18	
		REPUBLIC OF NIGERIA	274,000.00	243,860.00	
		REPUBLIC OF PANAMA	149,000.00	142,596.76	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	931,000.00	738,981.25	
		REPUBLIC OF SENEGAL	211,000.00	180,668.75	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	261,000.00	236,205.00	
		ROMANIA	96,000.00	95,009.99	
		STATE OF ISRAEL	292,000.00	244,823.75	
		US TREASURY	465,800.00	455,028.37	
		US TREASURY	542,700.00	508,272.46	
		US TREASURY	1,093,100.00	1,005,481.20	
US TREASURY	4,160,000.00	4,005,300.00			
US TREASURY	1,780,000.00	1,753,021.87			
US TREASURY	2,800,000.00	2,820,562.50			

		US TREASURY	164,300.00	130,156.40
		US TREASURY	1,845,200.00	1,483,079.50
		US TREASURY	3,111,600.00	2,781,964.87
		US TREASURY	1,410,000.00	886,757.81
小計		銘柄数：30	23,550,700.00	21,354,201.98 (3,324,849,248)
		組入時価比率：22.8%		23.1%
カナダドル		CANADIAN GOVERNMENT	510,000.00	444,459.90
小計		銘柄数：1	510,000.00	444,459.90 (50,583,981)
		組入時価比率：0.3%		0.4%
ユーロ		BELGIUM KINGDOM	650,000.00	685,997.00
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	300,000.00	358,416.00
		FRENCH TREASURY	475,000.00	468,834.50
		IVORY COAST	470,000.00	425,643.75
		SPANISH GOVERNMENT	750,000.00	808,230.00
小計		銘柄数：5	2,645,000.00	2,747,121.25 (461,049,359)
		組入時価比率：3.2%		3.2%
英ポンド		UK TREASURY	1,261,081.00	1,227,031.81
小計		銘柄数：1	1,261,081.00	1,227,031.81 (239,209,851)
		組入時価比率：1.6%		1.7%
ニュージーランドドル		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,652,000.00	2,971,048.08
小計		銘柄数：1	3,652,000.00	2,971,048.08 (278,892,283)
		組入時価比率：1.9%		1.9%
インドネシアルピア		INDONESIA GOVERNMENT	2,511,000,000.00	2,591,721,619.00
		INDONESIA GOVERNMENT	10,415,000,000.00	10,984,353,680.00
小計		銘柄数：2	12,926,000,000.00	13,576,075,299.00 (131,687,930)
		組入時価比率：0.9%		0.9%
		国債証券計		4,486,272,652 (4,486,272,652)
地方債証券	米ドル	CALIFORNIA ST	225,000.00	271,093.20
	小計	銘柄数：1	225,000.00	271,093.20 (42,209,211)
		組入時価比率：0.3%		0.3%
		地方債証券計		42,209,211 (42,209,211)
社債券	米ドル	1011778 BC / NEW RED FIN	87,000.00	86,846.01
		ACRISURE LLC / FIN INC	16,000.00	14,515.84
		ADAMS HOMES INC	15,000.00	15,000.30
		ADAPTHEALTH LLC	39,000.00	37,135.80
		ADVANCED DRAINAGE SYSTEM	20,000.00	19,442.40
		ADVANTAGE SALES & MARKET	156,000.00	144,690.00
		AERCAP GLOBAL AVIATION T	200,000.00	199,844.00
		AG TTMT ESCROW ISSUER	154,000.00	159,944.40
		AIR CANADA	27,000.00	25,679.70
		AIRCASTLE LTD	147,000.00	145,735.80
		AIRCASTLE LTD	5,000.00	4,859.15
		AIRCASTLE LTD	49,000.00	48,987.75
		ALBERTSONS COS/SAFEWAY	72,000.00	69,618.96
		ALBERTSONS COS/SAFEWAY	51,000.00	48,139.41
		ALEXANDER FUND TRUST II	104,000.00	109,420.48
		ALLEGIAN TRAVEL CO	67,000.00	64,837.91
		ALLIANCE DATA SYSTEMS CO	13,000.00	13,053.82
		ALLIED UNI HLD / ALL FIN	200,000.00	181,060.00
		ALLIED UNIVERSAL HOLDCO	67,000.00	67,064.32
		ALLIED UNIVERSAL HOLDCO	279,000.00	251,959.32
		ALLISON TRANSMISSION INC	86,000.00	84,918.12
		ALLY FINANCIAL INC	67,000.00	69,154.72
		ALLY FINANCIAL INC	111,000.00	113,640.69

ALLY FINANCIAL INC	257,000.00	281,237.67
ALTICE FINANCING SA	267,000.00	194,242.50
ALTICE FRANCE SA	203,000.00	132,774.18
AMC NETWORKS INC	87,000.00	87,682.95
AMER SPORTS COMPANY	87,000.00	86,377.08
AMERICAN ELECTRIC POWER	97,000.00	97,063.05
AMERIGAS PART/FIN CORP	15,000.00	14,700.45
AMERIGAS PART/FIN CORP	20,000.00	19,202.40
AMWINS GROUP INC	41,000.00	40,904.06
ANGLO AMERICAN CAPITAL	270,000.00	264,753.90
APX GROUP INC	111,000.00	111,012.21
ARAMARK SERVICES INC	99,000.00	95,092.47
ARDAGH PKG FIN/HLDGS USA	255,000.00	252,993.15
ARES 2015-2A CR	332,665.00	331,659.35
ARETEC ESCROW ISSUER 2	83,000.00	90,538.89
ARKO CORP	64,000.00	52,723.20
ARSENAL AIC PARENT LLC	44,000.00	45,893.76
ASBURY AUTOMOTIVE GROUP	69,000.00	62,136.57
AT&T INC	7,000.00	5,636.05
AT&T INC	97,000.00	88,734.63
ATHENE GLOBAL FUNDING	81,000.00	69,977.52
ATHENE GLOBAL FUNDING	25,000.00	22,073.00
ATHENE GLOBAL FUNDING	236,000.00	236,059.00
ATHENE GLOBAL FUNDING	43,000.00	35,723.97
AVIATION CAPITAL GROUP	158,000.00	157,175.24
AVIATION CAPITAL GROUP	3,000.00	2,931.36
AVIATION CAPITAL GROUP	64,000.00	62,926.08
AVIATION CAPITAL GROUP	39,000.00	36,518.82
AVIATION CAPITAL GROUP	109,000.00	99,787.32
AVIATION CAPITAL GROUP	57,000.00	52,902.84
AVIATION CAPITAL GROUP	13,000.00	13,375.57
AVIS BUDGET CAR RENTAL	38,000.00	36,945.12
AZURE POWER SOLAR ENERGY	200,000.00	196,000.00
BAIDU INC	225,000.00	219,867.75
BAIDU INC	225,000.00	203,343.75
BALL CORP	114,000.00	114,327.18
BANCO BILBAO VIZCAYA ARG	200,000.00	218,936.00
BANCO DE CREDITO DEL PER	12,000.00	11,951.25
BANCO DE CREDITO DEL PER	128,000.00	122,800.00
BANCO SANTANDER MEXICO	160,000.00	159,000.00
BANCO SANTANDER SA	200,000.00	219,592.00
BANCO SANTANDER SA	200,000.00	191,718.00
BANCO SANTANDER SA	200,000.00	208,234.00
BANK OF AMERICA CORP	129,000.00	129,483.75
BANK OF AMERICA CORP	94,000.00	78,737.22
BANK OF IRELAND GROUP	202,000.00	203,104.94
BANK OF IRELAND GROUP	268,000.00	265,419.16
BARCLAYS PLC	382,000.00	381,866.30
BAT CAPITAL CORP	20,000.00	22,537.20
BAT INTL FINANCE PLC	234,000.00	226,175.04
BATH & BODY WORKS INC	12,000.00	12,138.48
BAUSCH & LOMB ESCROW COR	283,000.00	293,807.77
BAYER US FINANCE LLC	207,000.00	208,558.71
BEACON ROOFING SUPPLY IN	36,000.00	36,043.92
BERRY PETROLEUM CO LLC	48,000.00	47,557.44
BFLD 2019-DPLO E	83,000.00	82,844.37
BIDVEST GROUP UK PLC	200,000.00	185,125.00
BLOCK INC	155,000.00	155,382.85
BLUE RACER MID LLC/FINAN	58,000.00	58,523.16
BMIR 2019-3A MIC	217,689.47	217,850.03
BNP PARIBAS	371,000.00	302,279.67
BOEING CO	12,000.00	10,959.72

BOEING CO	29,000.00	29,430.07
BOEING CO	57,000.00	54,709.74
BOEING CO	62,000.00	54,176.84
BOEING CO	151,000.00	154,187.61
BOMBARDIER INC	58,000.00	58,129.34
BOMBARDIER INC	8,000.00	7,885.84
BOMBARDIER INC	20,000.00	20,676.40
BOMBARDIER INC	21,000.00	21,473.13
BONANZA CREEK ENERGY INC	29,000.00	28,292.40
BOXER PARENT CO INC	61,000.00	61,099.43
BRASKEM NETHERLANDS	200,000.00	178,440.00
BREAD FINANCIAL HLDGS	29,000.00	30,212.20
BROADCOM INC	14,000.00	11,109.84
BROADCOM INC	592,000.00	463,991.84
BROADCOM INC	49,000.00	45,675.35
BROOKFIELD RESID PROPERT	142,000.00	138,543.72
BROOKFIELD RESID PROPERT	147,000.00	129,562.86
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	128,000.00	126,197.76
C&W SR FINANCING DESIGNA	200,000.00	190,202.00
CA MAGNUM HOLDINGS	200,000.00	189,750.00
CAESARS ENTERTAIN INC	35,000.00	35,629.65
CAIXABANK SA	280,000.00	295,148.00
CALPINE CORP	185,000.00	177,801.65
CAPITAL ONE FINANCIAL CO	129,000.00	126,884.40
CAPITAL ONE FINANCIAL CO	91,000.00	90,173.72
CAPITAL ONE FINANCIAL CO	28,000.00	27,949.04
CAPITAL ONE FINANCIAL CO	77,000.00	84,102.48
CAPITAL ONE FINANCIAL CO	71,000.00	72,625.90
CARNIVAL CORP	208,000.00	204,102.08
CARNIVAL CORP	151,000.00	139,483.23
CARS.COM INC	73,000.00	70,269.80
CAS 2016-C04 1B	286,570.42	325,809.44
CAS 2019-R01 2M2	6,792.97	6,801.30
CASTLELAKE AVIATION FIN	64,000.00	61,714.56
CBS CORP	28,000.00	24,494.96
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	153,000.00	122,504.04
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	62,000.00	50,124.52
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	307,000.00	228,490.89
CEDAR FAIR LP	50,000.00	46,918.50
CEMEX SAB DE CV	203,000.00	196,096.98
CHART INDUSTRIES INC	64,000.00	66,026.88
CHARTER COMM OPT LLC/CAP	69,000.00	64,819.98
CHENIERE ENERGY PARTNERS	107,000.00	101,305.46
CHILE ELEC PEC SPA	198,056.42	150,891.71
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	203,000.00	148,271.20
CIGNA GROUP/THE	58,000.00	57,241.94
CITGO PETROLEUM CORP	241,000.00	241,074.71
CITGO PETROLEUM CORP	122,000.00	126,473.74
CITIGROUP INC	116,000.00	95,938.96
CITIGROUP INC	271,000.00	266,108.45
CIVITAS RESOURCES INC	129,000.00	135,542.88
CIVITAS RESOURCES INC	124,000.00	132,501.44
CLEAN HARBORS INC	142,000.00	137,705.92
CLEAN HARBORS INC	49,000.00	46,818.52
CLEAN HARBORS INC	28,000.00	28,026.32
CLEAR CHANNEL WORLDWIDE	131,000.00	123,020.79
CLEVELAND-CLIFFS INC	103,000.00	101,912.32
CNTL AMR BOTTLING CORP	36,000.00	33,997.50
CNX RESOURCES CORP	78,000.00	76,213.02
CNX RESOURCES CORP	76,000.00	76,978.12
COLUMBIA PIPELINES OPCO	31,000.00	31,571.33
COLUMBIA PIPELINES OPCO	41,000.00	41,830.66

COMM 2014-CR20 XA	4,064,497.88	755.99
COMSTOCK RESOURCES INC	119,000.00	114,220.96
CONTINENTAL RESOURCES	92,000.00	91,017.44
CONTINENTAL RESOURCES	49,000.00	39,875.71
COSAN LTD	286,000.00	269,376.25
CREDIT AGRICOLE SA	281,000.00	289,427.19
CRESCENT ENERGY FINANCE	60,000.00	63,862.80
CRESCENT ENERGY FINANCE	22,000.00	22,280.28
CROWN AMER/CAP CORP VI	83,000.00	81,686.11
CSC HOLDINGS LLC	300,000.00	256,470.00
CVS HEALTH CORP	344,000.00	343,745.44
DANA INC	18,000.00	17,504.28
DANA INC	25,000.00	24,307.25
DANA INC	102,000.00	89,229.60
DAVITA INC	208,000.00	186,118.40
DELTA AIR LINES/SKYMILES	123,000.00	119,841.36
DEUTSCHE BANK NY	204,000.00	204,363.12
DEUTSCHE BANK NY	295,000.00	303,729.05
DIRECTV FIN LLC/COINC	87,000.00	81,639.93
DISCOVER FINANCIAL SVS	110,000.00	122,950.30
DISH DBS CORP	175,000.00	139,300.00
DISH DBS CORP	152,000.00	104,720.40
DP WORLD CRESCENT LTD	235,000.00	218,109.37
ECO MATERIAL TECH INC	120,000.00	121,983.60
ECOPETROL SA	85,000.00	83,326.56
ECOPETROL SA	73,000.00	76,512.39
ECOPETROL SA	49,000.00	46,934.89
ECOPETROL SA	63,000.00	51,463.12
ELDORADO GOLD CORP	24,000.00	22,610.94
EMBRAER NETHERLANDS FINA	80,000.00	78,975.00
EMERALD DEBT MERGER	69,000.00	68,996.55
EMERGENT BIOSOLUTIONS	19,000.00	11,305.19
EMPRESAS PUBLIC MEDELLIN	374,000.00	318,195.46
EMPRESAS PUBLIC MEDELLIN	205,000.00	166,142.25
ENCINO ACQUISITION PARTN	42,000.00	42,801.78
ENDO FINANCE HOLDINGS	58,000.00	59,661.70
ENEL FINANCE INTL NV	200,000.00	222,656.00
ENGIE ENERGIA CHILE SA	200,000.00	200,875.00
ENLINK MIDSTREAM PARTNER	9,000.00	7,947.81
ENLINK MIDSTREAM PARTNER	63,000.00	51,654.33
ENLINK MIDSTREAM PARTNER	47,000.00	40,760.75
ENOVA INTERNATIONAL INC	75,000.00	74,976.75
ENTEGRIS ESCROW CORP	232,000.00	219,852.48
ENTEGRIS ESCROW CORP	90,000.00	88,604.10
EQM MIDSTREAM PARTNERS L	118,000.00	110,216.72
EQM MIDSTREAM PARTNERS L	119,000.00	110,304.67
EQT CORP	57,000.00	54,307.89
EQT CORP	53,000.00	53,358.28
EQT CORP	128,000.00	112,302.08
ERAC USA FINANCE LLC	246,000.00	238,300.20
ESAB CORP	37,000.00	37,220.15
FALABELLA SA	200,000.00	180,681.00
FED CAISSES DESJARDINS	211,000.00	206,682.94
FIRST QUANTUM MINERALS L	361,000.00	378,373.12
FIRSTCASH INC	35,000.00	32,763.50
FIRSTCASH INC	89,000.00	85,276.24
FIRSTCASH INC	84,000.00	83,784.12
FISERV INC	152,000.00	151,980.24
FMG RESOURCES AUG 2006	147,000.00	139,479.48
FMG RESOURCES AUG 2006	148,000.00	145,247.20
FORD MOTOR CO	515,000.00	421,939.50
FORTREA HOLDINGS INC	58,000.00	59,247.58

GARDA WORLD SECURITY	140,000.00	134,309.00
GARDEN SPINCO CORP	73,000.00	77,704.12
GARRETT MOTION HLD/SARL	105,000.00	105,984.90
GARTNER INC	75,000.00	71,020.50
GENERAL MOTORS FINL CO	25,000.00	25,272.25
GENERAL MOTORS FINL CO	24,000.00	24,188.40
GENERAL MOTORS FINL CO	170,000.00	170,238.00
GENERAL MOTORS FINL CO	31,000.00	27,668.43
GENERAL MOTORS FINL CO	64,000.00	52,181.76
GENERAL MOTORS FINL CO	3,000.00	3,002.55
GENERAL MOTORS FINL CO	208,000.00	171,015.52
GENESIS ENERGY LP/FIN	28,000.00	28,006.44
GENESIS ENERGY LP/FIN	197,000.00	201,158.67
GENM CAPITAL LABUAN	200,000.00	172,375.00
GENTING NY LLC/GENNY CAP	211,000.00	201,471.24
GFL ENVIRONMENTAL INC	48,000.00	47,050.56
GFL ENVIRONMENTAL INC	13,000.00	13,228.93
GGAM FINANCE LTD	97,000.00	99,079.68
GGAM FINANCE LTD	35,000.00	36,100.75
GGAM FINANCE LTD	146,000.00	151,872.12
GLENCORE FUNDING LLC	129,000.00	128,242.77
GLENCORE FUNDING LLC	105,000.00	104,466.60
GLOBAL AUTO HO/AAG FH UK	48,000.00	46,357.44
GLOBAL AUTO HO/AAG FH UK	48,000.00	45,812.64
GLOBAL PART/GLP FINANCE	58,000.00	58,080.62
GLOBAL PART/GLP FINANCE	58,000.00	57,472.78
GLOBAL PAYMENTS INC	139,000.00	137,440.42
GLOBO COMUNICACAO E PART	284,000.00	247,168.75
GOLD FIELDS OROGEN HOLD	375,000.00	374,887.50
GOLDMAN SACHS GROUP INC	26,000.00	26,335.14
GOLDMAN SACHS GROUP INC	135,000.00	112,348.35
GOLDMAN SACHS GROUP INC	32,000.00	26,313.28
GOODYEAR TIRE & RUBBER	41,000.00	38,095.15
GOODYEAR TIRE & RUBBER	38,000.00	34,595.58
GOTO GROUP INC	17,864.00	11,495.84
GOTO GROUP INC	12,936.00	11,082.27
GRAPHIC PACKAGING INTL	102,000.00	97,994.46
GRAPHIC PACKAGING INTL	59,000.00	59,084.37
GRAY ESCROW II INC	202,000.00	124,922.86
GRIFFON CORP	193,000.00	187,240.88
GRIFOLS ESCROW ISSUER	261,000.00	220,093.47
GTCR W-2 MERGER SUB LLC	282,000.00	293,240.52
HARLEY-DAVIDSON FINL SER	407,000.00	417,240.12
HASBRO INC	72,000.00	71,811.36
HAWAIIAN BRAND INTELLECT	36,010.00	33,812.66
HCA INC	65,000.00	56,809.35
HESS MIDSTREAM PARTNERS	115,000.00	114,280.10
HILCORP ENERGY I/HILCORP	26,000.00	25,201.54
HILCORP ENERGY I/HILCORP	40,000.00	38,361.20
HILTON DOMESTIC OPERATIN	36,000.00	35,770.32
HILTON DOMESTIC OPERATIN	39,000.00	38,639.25
HILTON DOMESTIC OPERATIN	46,000.00	45,645.34
HILTON DOMESTIC OPERATIN	27,000.00	26,860.68
HILTON GRAND VAC BOR ESC	63,000.00	58,222.71
HILTON GRAND VAC BOR ESC	9,000.00	8,021.79
HOWDEN UK REFINANCE / US	200,000.00	199,668.00
HPCL-MITTAL ENERGY LTD	200,000.00	194,312.50
HSBC HOLDINGS PLC	464,000.00	486,647.84
HUARONG FINANCE II	200,000.00	191,365.78
HUB INTERNATIONAL LTD	205,000.00	210,676.45
HUDSON AUTOMOTIVE GROUP	67,000.00	68,413.70
HUMANA INC	104,000.00	102,705.20

HYUNDAI CAPITAL AMERICA	42,000.00	41,769.00
HYUNDAI CAPITAL AMERICA	228,000.00	229,069.32
HYUNDAI CAPITAL AMERICA	106,000.00	108,300.20
HYUNDAI CAPITAL AMERICA	60,000.00	62,413.20
INDUSTRIAS PENOLES SAB D	352,000.00	311,960.00
INEOS QUATTRO FINANCE 2	400,000.00	421,276.00
INSTALLED BUILDING PRODU	42,000.00	40,955.04
INTELLIGENT PACKAGING	150,000.00	145,777.50
INTERNATIONAL GAME TECH	275,000.00	263,716.75
INTESA SANPAOLO SPA	207,000.00	210,280.95
INVEST ENERGY RES LTD	200,000.00	191,875.00
IQVIA INC	244,000.00	246,066.68
IQVIA INC	70,000.00	71,813.70
IRB HOLDING CORP	82,000.00	82,018.86
IRON MOUNTAIN INC	96,000.00	91,104.96
IRON MOUNTAIN INC	325,000.00	291,986.50
ISRAEL ELECTRIC CORP LTD	200,000.00	182,500.00
ITT HOLDINGS LLC	195,000.00	180,281.40
JABIL INC	39,000.00	38,818.65
JAGUAR LAND ROVER AUTOMO	227,000.00	228,273.47
JAGUAR LAND ROVER AUTOMO	268,000.00	254,307.88
JPMORGAN CHASE & CO	132,000.00	111,495.12
KAZMUNAYGAS NATIONAL CO	200,000.00	193,125.00
KRONOS ACQ / KIK CUSTOM	191,000.00	184,851.71
L BRANDS INC	11,000.00	11,387.53
L BRANDS INC	165,000.00	161,871.60
L BRANDS INC	229,000.00	229,245.03
LAMAR FUNDING LTD	235,000.00	229,073.30
LAMAR MEDIA CORP	45,000.00	42,998.85
LAS VEGAS SANDS CORP	42,000.00	42,064.68
LAS VEGAS SANDS CORP	18,000.00	18,012.78
LCM INVESTMENTS HOLDINGS	85,000.00	88,368.55
LEAR CORP	37,000.00	35,070.08
LEAR CORP	41,000.00	36,636.78
LEVIATHAN BOND LTD	164,216.00	154,896.74
LIBERTY MUTUAL GROUP	410,000.00	428,655.00
LIFEPOINT HEALTH INC	312,000.00	298,421.76
LIMA METRO LINE 2 FIN LT	251,943.40	228,008.77
LKQ CORP	168,000.00	169,093.68
LKQ CORP	147,000.00	150,661.77
LLOYDS BANKING GROUP PLC	254,000.00	242,293.14
LLOYDS BANKING GROUP PLC	251,000.00	253,853.87
LSB INDUSTRIES	120,000.00	115,197.60
MARB BONDCO PLC	251,000.00	201,048.49
MATTEL INC	116,000.00	116,088.16
MAV ACQUISITION CORP	199,000.00	185,438.15
MDGH - GMTN BV	328,000.00	288,025.00
MELCO RESORTS FINANCE	285,000.00	256,321.87
MGM RESORTS INTL	10,000.00	9,414.00
MICRON TECHNOLOGY INC	109,000.00	115,931.31
MILEAGE PLUS HOLDINGS LL	312,650.00	313,759.90
MILLENNIUM ESCROW CORP	147,000.00	85,023.33
MINEJESA CAPITAL BV	185,960.00	175,509.04
MIZUHO FINANCIAL GROUP	200,000.00	201,752.00
MODIVCARE ESCROW ISSUER	25,000.00	18,412.50
MORGAN STANLEY	184,000.00	186,323.92
MORGAN STANLEY	46,000.00	45,390.96
MOZART DEBT MERGER SUB	73,000.00	66,545.34
MPH ACQUISITION HOLDINGS	131,000.00	101,121.52
MPH ACQUISITION HOLDINGS	134,000.00	91,760.52
MSC 2019-BPR D	75,000.00	71,860.51
MURPHY OIL USA INC	13,000.00	12,809.68

NABORS INDUSTRIES INC	94,000.00	93,518.72
NABORS INDUSTRIES LTD	52,000.00	51,983.36
NATIONWIDE BLDG SOCIETY	248,000.00	253,570.08
NATIONWIDE MUTUAL INSURA	362,000.00	457,928.01
NATWEST GROUP PLC	200,000.00	202,276.00
NATWEST GROUP PLC	287,000.00	294,493.57
NCL CORP LTD	138,000.00	144,025.08
NCL CORP LTD	77,000.00	80,513.51
NEPTUNE BIDCO US INC	146,000.00	139,329.26
NEW FORTRESS ENERGY INC	82,000.00	81,213.62
NEW FORTRESS ENERGY INC	147,000.00	140,789.25
NEW FORTRESS ENERGY INC	155,000.00	152,127.85
NEWELL BRANDS INC	100,000.00	98,793.00
NEWMARK GROUP INC	15,000.00	15,328.50
NEXSTAR ESCROW INC	86,000.00	82,186.76
NGL ENERGY PARTNERS LP	117,000.00	119,682.81
NGL ENERGY PARTNERS LP	117,000.00	119,687.49
NISSAN MOTOR ACCEPTANCE	15,000.00	13,643.70
NISSAN MOTOR ACCEPTANCE	181,000.00	160,139.75
NORDEA BANK AB	525,000.00	517,235.25
NORTONLIFELOCK INC	126,000.00	126,948.78
NORTONLIFELOCK INC	126,000.00	127,624.14
NRG ENERGY INC	38,000.00	35,756.10
NRG ENERGY INC	21,000.00	17,986.29
NRG ENERGY INC	78,000.00	82,536.48
NUSTAR LOGISTICS LP	25,000.00	25,122.00
NXP BV/NXP FUNDING LLC	144,000.00	143,753.76
NXP BV/NXP FUNDING LLC	60,000.00	60,489.60
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	27,000.00	31,090.77
OCT29 2016-1A DR	306,935.00	302,319.61
OLEODUCTO CENTRAL SA	275,000.00	254,460.93
OLIN CORP	67,000.00	65,398.03
ONEOK INC	58,000.00	59,890.22
OUTFRONT MEDIA CAP LLC/C	57,000.00	50,732.28
OVINTIV INC	95,000.00	97,341.75
OVINTIV INC	43,000.00	43,980.40
OWENS CORNING	313,000.00	345,739.80
PACIFIC GAS & ELECTRIC	57,000.00	57,005.70
PACIFICORP	75,000.00	74,813.25
PANTHER BF AGGREGATOR 2	122,000.00	121,970.72
PANTHER ESCROW ISSUER	190,000.00	192,823.40
PARAMOUNT GLOBAL	18,000.00	16,187.40
PARAMOUNT GLOBAL	36,000.00	37,595.16
PARAMOUNT GLOBAL	39,000.00	34,584.03
PARAMOUNT GLOBAL	53,000.00	43,515.12
PARAMOUNT GLOBAL	38,000.00	35,991.32
PARAMOUNT GLOBAL	94,000.00	85,941.38
PENSKE AUTOMOTIVE GROUP	85,000.00	82,696.50
PETROLEOS DE VENEZ 5.375	186,700.00	21,132.10
PETROLEOS DE VENEZ 6	905,000.00	104,980.00
PETROLEOS MEXICANOS	73,000.00	69,875.60
PETROLEOS MEXICANOS	40,000.00	38,266.00
PETROLEOS MEXICANOS	27,000.00	24,671.25
PETROLEOS MEXICANOS	257,000.00	209,686.30
PETROLEOS MEXICANOS	48,000.00	35,119.20
PETSMART INC/PETSMART FI	492,000.00	453,845.40
PHILIP MORRIS INTL INC	89,000.00	90,772.88
PHILIP MORRIS INTL INC	302,000.00	305,566.62
PMTCR 2019-3R A	17,454.75	17,452.83
POST HOLDINGS INC	134,000.00	131,349.48
POST HOLDINGS INC	55,000.00	48,925.25
POST HOLDINGS INC	6,000.00	5,986.86

PRESIDIO HOLDINGS INC	15,000.00	15,182.85
PROG HOLDINGS INC	87,000.00	82,051.44
PROSUS NV	200,000.00	162,000.00
PROVIDENCE SERVICE CORP	27,000.00	26,802.09
PULTE GROUP INC	63,000.00	65,929.50
REGAL REXNORD CORP	41,000.00	41,763.01
REINSURANCE GRP OF AMER	245,000.00	229,638.50
RITCHIE BROS HLDGS INC	68,000.00	69,010.48
RITCHIE BROS HLDGS INC	54,000.00	56,096.82
ROSS STORES INC	84,000.00	82,771.92
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	128,000.00	126,288.64
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	157,000.00	154,007.58
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	101,000.00	99,087.06
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	38,000.00	39,347.10
SANTANDER HOLDINGS USA	54,000.00	49,500.72
SANTANDER HOLDINGS USA	39,000.00	39,815.49
SANTANDER HOLDINGS USA	21,000.00	21,526.47
SANTANDER HOLDINGS USA	76,000.00	76,819.28
SANTANDER HOLDINGS USA	9,000.00	9,776.16
SANTANDER UK GROUP HLDGS	488,000.00	495,359.04
SCIENCE APPLICATIONS INT	14,000.00	13,404.72
SEAGATE HDD CAYMAN	177,000.00	161,793.93
SEAGATE HDD CAYMAN	52,000.00	55,412.24
SEAGATE HDD CAYMAN	54,000.00	57,749.22
SEALED AIR CORP	52,000.00	51,909.00
SENSATA TECHNOLOGIES BV	200,000.00	195,244.00
SHEA HOMES LP/FNDG CP	66,000.00	62,348.88
SHEA HOMES LP/FNDG CP	80,000.00	73,776.80
SINCLAIR TELEVISION GROU	17,000.00	11,946.75
SIRIUS XM RADIO INC	99,000.00	94,264.83
SIRIUS XM RADIO INC	49,000.00	44,378.81
SIRIUS XM RADIO INC	184,000.00	150,477.04
SIX FLAGS ENTERTAINMENT	97,000.00	97,317.19
SM ENERGY CO	29,000.00	29,045.24
SOCIEDAD QUIMICA Y MINER	200,000.00	204,750.00
SOCIETE GENERALE	291,000.00	293,671.38
SOCIETE GENERALE	200,000.00	198,086.00
SONIC AUTOMOTIVE INC	61,000.00	53,200.54
SPECIALTY BUILDING PRODU	66,000.00	65,434.38
SPIRIT LOYALTY KY LTD/IP	117,974.00	90,264.26
SPIRIT LOYALTY KY LTD/IP	23,903.00	18,366.58
SPRINT SPECTRUM / SPEC I	63,750.00	63,347.73
STACR 2014-HQ2 M3	83,169.01	83,994.47
STACR 2016-DNA2 B	245,737.23	276,253.32
STACR 2023-HQA3 A1	195,516.16	198,003.36
STANDARD CHARTERED PLC	217,000.00	213,430.35
STANDARD CHARTERED PLC	276,000.00	278,768.28
STANDARD INDUSTRIES INC	205,000.00	184,071.55
STAPLES INC	180,000.00	176,608.80
STATE AGE ROADS 6.25	227,000.00	64,695.00
SUGAR HSP GMNG PROP/FIN	115,000.00	114,492.85
SUMMIT MATERIALS LLC/FIN	28,000.00	29,032.64
SUMMIT MID HLDS LLC / FI	85,000.00	87,024.70
SUNOCO LP	34,000.00	34,863.60
SUNOCO LP	39,000.00	40,094.34
SUNOCO LP/FINANCE CORP	5,000.00	4,970.70
SUNOCO LP/FINANCE CORP	94,000.00	92,590.00
SUNOCO LP/FINANCE CORP	9,000.00	8,322.30
SUZANO AUSTRIA GMBH	55,000.00	47,883.00
TALLGRASS NRG PRTNR/FIN	20,000.00	19,149.40
TALLGRASS NRG PRTNR/FIN	10,000.00	9,420.10
TAPESTRY INC	75,000.00	78,250.50

TAYLOR MORRISON COMM	58,000.00	57,620.10
TEGNA INC	53,000.00	51,474.13
TEGNA INC	220,000.00	195,531.60
TENET HEALTHCARE CORP	33,000.00	32,990.43
TENET HEALTHCARE CORP	45,000.00	43,821.00
TENNECO INC	114,000.00	107,285.40
TERRAFORM GLOBAL OPERATI	16,000.00	15,808.64
TEVA PHARMACEUTICALS NE	256,000.00	244,428.80
TONON LUXEMBOURG SA 6.5	129,393.76	12.93
TRANSDIGM INC	540,000.00	545,184.00
TRAVEL + LEISURE CO	148,000.00	134,939.00
TRIVIUM PACKAGING FIN	297,000.00	292,093.56
TRUIST FINANCIAL CORP	250,000.00	245,792.50
UBS GROUP AG	398,000.00	323,160.08
UBS GROUP FUNDING SWITZE	431,000.00	430,512.97
UBSCM 2017-C4 XA	1,544,110.46	44,905.66
UNIFRAX ESCROW ISS CORP	40,000.00	26,197.20
UNIVISION COMMUNICATIONS	82,000.00	72,606.08
UNIVISION COMMUNICATIONS	169,000.00	164,545.16
UPL CORP LTD	200,000.00	170,562.50
US ACUTE CARE SOLUTIONS	52,000.00	52,828.88
VAIL RESORTS INC	44,000.00	44,000.00
VAR ENERGI ASA	200,000.00	210,306.00
VAR ENERGI ASA	200,000.00	224,086.00
VENTURE GLOBAL LNG INC	124,000.00	127,287.24
VENTURE GLOBAL LNG INC	34,000.00	36,823.02
VENTURE GLOBAL LNG INC	124,000.00	128,688.44
VENTURE GLOBAL LNG INC	34,000.00	36,602.70
VERITAS US INC/BERMUDA L	130,000.00	118,508.00
VERTICAL US NEWCO INC	348,000.00	335,534.64
VIKING OCEAN CRUISES SHI	40,000.00	38,512.40
VIRGOLINO DE OLIVEI10.5	825,000.00	82.50
VISTRA CORP	106,000.00	107,101.34
VISTRA CORP	94,000.00	92,993.26
VISTRA OPERATIONS CO LLC	210,000.00	206,667.30
VMED O2 UK FINANCING I	210,000.00	173,798.10
VOC ESCROW LTD	346,000.00	331,862.44
VOLCAN CIA MINERA SAA-CM	56,000.00	35,071.12
WAND NEWCO 3 INC	85,000.00	87,462.45
WARNERMEDIA HOLDINGS INC	92,000.00	87,411.04
WARNERMEDIA HOLDINGS INC	128,000.00	111,827.20
WASH MULTIFAM ACQ INC	54,000.00	52,650.54
WEIBO CORP	226,000.00	224,940.06
WELLS FARGO & CO	132,000.00	132,933.24
WELLS FARGO & CO	84,000.00	72,133.32
WELLS FARGO & CO	82,000.00	81,085.70
WESCO DISTRIBUTION INC	65,000.00	65,059.15
WESCO DISTRIBUTION INC	42,000.00	42,859.32
WESCO DISTRIBUTION INC	43,000.00	43,079.12
WESCO DISTRIBUTION INC	43,000.00	43,419.68
WESTERN DIGITAL CORP	14,000.00	12,024.32
WESTERN DIGITAL CORP	7,000.00	5,636.05
WESTERN MIDSTREAM OPERAT	16,000.00	15,706.72
WESTERN MIDSTREAM OPERAT	21,000.00	20,264.37
WFCM 2015-LC20 B	207,000.00	198,897.35
WFRBS 2011-C4 E	27,683.00	21,869.57
WILLIAM CARTER	86,000.00	84,685.06
WR GRACE HOLDING LLC	89,000.00	85,464.03
WYNDHAM DESTINATIONS INC	73,000.00	73,214.62
WYNDHAM DESTINATIONS INC	19,000.00	17,187.21
WYNN LAS VEGAS LLC/CORP	169,000.00	164,612.76
WYNN MACAU LTD	281,000.00	261,856.87

		WYNN RESORTS FINANCE LLC	95,000.00	89,509.95
		XIAOMI BEST TIME INTL	200,000.00	176,562.50
		ZF NA CAPITAL	170,000.00	168,252.40
		ZF NA CAPITAL	180,000.00	185,335.20
		ZF NA CAPITAL	161,000.00	163,331.28
		ZF NA CAPITAL	161,000.00	164,604.79
		ZIPRECRUITER INC	118,000.00	105,264.26
	小計	銘柄数：526	73,054,177.93	62,852,033.51 (9,786,061,617)
		組入時価比率：67.2%		67.8%
	ユーロ	BANIJAY ENTERTAINMENT	123,000.00	130,076.19
		CAIXABANK SA	200,000.00	196,782.00
		FLUTTER TREASURY DAC	185,000.00	187,523.40
		INEOS FINANCE PLC	118,000.00	120,212.50
	小計	銘柄数：4	626,000.00	634,594.09 (106,503,926)
		組入時価比率：0.7%		0.7%
	社債券計			9,892,565,543 (9,892,565,543)
	合計			14,421,047,406 (14,421,047,406)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2024年 5月10日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	1,857,061,143	—	1,918,508,854	61,447,711
	米ドル	415,087,010	—	429,535,399	14,448,389
	ユーロ	1,172,474,407	—	1,217,563,252	45,088,845
	英ポンド	269,499,726	—	271,410,203	1,910,477
	売建	3,272,113,005	—	3,409,951,705	△137,838,700
	米ドル	2,925,916,601	—	3,055,913,518	△129,996,917
	カナダドル	46,832,675	—	48,705,208	△1,872,533
	ユーロ	34,620,017	—	34,768,486	△148,469
	ニュージーランドドル	264,743,712	—	270,564,493	△5,820,781
	合計	5,129,174,148	—	5,328,460,559	△76,390,989

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	直物為替先渡取引				
	売建	138,975,296	—	137,889,321	1,085,975
	インドネシアルピア (米ドル対価)	138,975,296	—	137,889,321	1,085,975
	合計	138,975,296	—	137,889,321	1,085,975

(注1)時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」という。) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2 直物為替先渡取引

1) 価格情報会社が計算し、提供する価額等により評価しております。

(注2) デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(注3) 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

独立監査人の監査報告書

2024年7月10日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB（為替ヘッジあり）の2023年11月11日から2024年5月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB（為替ヘッジあり）の2024年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2023年11月10日現在)	当期 (2024年 5月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	17,956,175	14,926,846
コール・ローン	959,072	999,048
株式	4,123,567	89,161
国債証券	497,625,858	527,584,377
地方債証券	5,308,096	5,627,894
社債券	670,128,700	686,454,041
派生商品評価勘定	220,921	1,788,090
未収入金	2,583,815	5,893,558
未収利息	16,301,788	15,224,209
前払費用	100,341	264,198
その他未収収益	1,169,193	2,086,013
流動資産合計	1,216,477,526	1,260,937,435
資産合計		
	1,216,477,526	1,260,937,435
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	19,784,246	57,206,172
未払金	1,683,096	11,113,268
未払収益分配金	1,208,934	1,183,842
未払受託者報酬	54,935	53,474
未払委託者報酬	1,648,032	1,604,208
未払利息	2	—
その他未払費用	18,636	18,064
流動負債合計	24,397,881	71,179,028
負債合計		
	24,397,881	71,179,028
純資産の部		
元本等		
元本	2,417,868,601	2,367,685,779
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,225,788,956	△1,177,927,372
（分配準備積立金）	401,402,448	408,640,782
元本等合計	1,192,079,645	1,189,758,407
純資産合計		
	1,192,079,645	1,189,758,407
負債純資産合計		
	1,216,477,526	1,260,937,435

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2023年 5月11日 至 2023年11月10日)	当期 (自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日)
営業収益		
受取配当金	54,522	5,841
受取利息	32,875,319	30,674,212
有価証券売買等損益	△27,213,477	43,674,486
為替差損益	△37,805,172	△34,402,587
その他収益	1,038,607	916,820
営業収益合計	△31,050,201	40,868,772
営業費用		
支払利息	1,163	779
受託者報酬	347,571	331,701
委託者報酬	10,426,880	9,950,910
その他費用	289,462	309,606
営業費用合計	11,065,076	10,592,996
営業利益又は営業損失(△)	△42,115,277	30,275,776
経常利益又は経常損失(△)	△42,115,277	30,275,776
当期純利益又は当期純損失(△)	△42,115,277	30,275,776
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△10,703	△53,285
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,243,272,096	△1,225,788,956
剰余金増加額又は欠損金減少額	78,311,783	28,625,010
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	78,311,783	28,625,010
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,230,090	3,911,409
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,230,090	3,911,409
分配金	7,493,979	7,181,078
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,225,788,956	△1,177,927,372

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(3) 地方債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(4) 社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(5) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>(4) 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	当ファンドの特定期間は、2023年11月11日から2024年5月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 (自 2023年 5月11日 至 2023年11月10日)	当期 (自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

前期 (2023年11月10日現在)	当期 (2024年 5月10日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 2, 417, 868, 601口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 2, 367, 685, 779口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 1, 225, 788, 956円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 1, 177, 927, 372円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0. 4930円 (10, 000口当たり純資産額 4, 930円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0. 5025円 (10, 000口当たり純資産額 5, 025円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2023年 5月11日 至 2023年11月10日)	当期 (自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日)																																																																								
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 —円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 —円																																																																								
2. 分配金の計算過程 2023年5月11日から2023年6月12日まで 計算期末における分配対象金額840, 635, 325円 (10, 000口当たり3, 294円) のうち、1, 275, 872円 (10, 000口当たり5円) を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 2023年11月11日から2023年12月11日まで 計算期末における分配対象金額813, 610, 678円 (10, 000口当たり3, 369円) のうち、1, 207, 413円 (10, 000口当たり5円) を分配金額としております。																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A 4, 297, 334円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td> <td>B —円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C 427, 375, 433円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D 408, 962, 558円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D 840, 635, 325円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F 2, 551, 745, 915口</td> </tr> <tr> <td>10, 000口当たりの収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10, 000 3, 294円</td> </tr> <tr> <td>10, 000口当たりの分配額</td> <td>H 5円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10, 000 1, 275, 872円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2023年6月13日から2023年7月10日まで 計算期末における分配対象金額843, 276, 584円 (10, 000口当たり3, 302円) のうち、1, 276, 532円 (10, 000口当たり5円) を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A 3, 482, 978円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td> <td>B —円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C 427, 814, 649円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D 411, 978, 957円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D 843, 276, 584円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F 2, 553, 065, 770口</td> </tr> <tr> <td>10, 000口当たりの収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10, 000</td> </tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 4, 297, 334円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —円	収益調整金額	C 427, 375, 433円	分配準備積立金額	D 408, 962, 558円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 840, 635, 325円	当ファンドの期末残存口数	F 2, 551, 745, 915口	10, 000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10, 000 3, 294円	10, 000口当たりの分配額	H 5円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000 1, 275, 872円	項目		費用控除後の配当等収益額	A 3, 482, 978円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —円	収益調整金額	C 427, 814, 649円	分配準備積立金額	D 411, 978, 957円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 843, 276, 584円	当ファンドの期末残存口数	F 2, 553, 065, 770口	10, 000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10, 000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A 5, 043, 336円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td> <td>B —円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C 407, 885, 784円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D 400, 681, 558円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D 813, 610, 678円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F 2, 414, 826, 944口</td> </tr> <tr> <td>10, 000口当たりの収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10, 000 3, 369円</td> </tr> <tr> <td>10, 000口当たりの分配額</td> <td>H 5円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10, 000 1, 207, 413円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2023年12月12日から2024年1月10日まで 計算期末における分配対象金額816, 629, 197円 (10, 000口当たり3, 383円) のうち、1, 206, 953円 (10, 000口当たり5円) を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A 4, 535, 477円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td> <td>B —円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C 407, 996, 981円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D 404, 096, 739円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D 816, 629, 197円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F 2, 413, 906, 503口</td> </tr> <tr> <td>10, 000口当たりの収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10, 000</td> </tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 5, 043, 336円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —円	収益調整金額	C 407, 885, 784円	分配準備積立金額	D 400, 681, 558円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 813, 610, 678円	当ファンドの期末残存口数	F 2, 414, 826, 944口	10, 000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10, 000 3, 369円	10, 000口当たりの分配額	H 5円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000 1, 207, 413円	項目		費用控除後の配当等収益額	A 4, 535, 477円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —円	収益調整金額	C 407, 996, 981円	分配準備積立金額	D 404, 096, 739円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 816, 629, 197円	当ファンドの期末残存口数	F 2, 413, 906, 503口	10, 000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10, 000
項目																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A 4, 297, 334円																																																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —円																																																																								
収益調整金額	C 427, 375, 433円																																																																								
分配準備積立金額	D 408, 962, 558円																																																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 840, 635, 325円																																																																								
当ファンドの期末残存口数	F 2, 551, 745, 915口																																																																								
10, 000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10, 000 3, 294円																																																																								
10, 000口当たりの分配額	H 5円																																																																								
収益分配金金額	I=F×H/10, 000 1, 275, 872円																																																																								
項目																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A 3, 482, 978円																																																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —円																																																																								
収益調整金額	C 427, 814, 649円																																																																								
分配準備積立金額	D 411, 978, 957円																																																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 843, 276, 584円																																																																								
当ファンドの期末残存口数	F 2, 553, 065, 770口																																																																								
10, 000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10, 000																																																																								
項目																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A 5, 043, 336円																																																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —円																																																																								
収益調整金額	C 407, 885, 784円																																																																								
分配準備積立金額	D 400, 681, 558円																																																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 813, 610, 678円																																																																								
当ファンドの期末残存口数	F 2, 414, 826, 944口																																																																								
10, 000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10, 000 3, 369円																																																																								
10, 000口当たりの分配額	H 5円																																																																								
収益分配金金額	I=F×H/10, 000 1, 207, 413円																																																																								
項目																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A 4, 535, 477円																																																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —円																																																																								
収益調整金額	C 407, 996, 981円																																																																								
分配準備積立金額	D 404, 096, 739円																																																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 816, 629, 197円																																																																								
当ファンドの期末残存口数	F 2, 413, 906, 503口																																																																								
10, 000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10, 000																																																																								

	3,302円
10,000口当たりの分配額	H 5円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$ 1,276,532円

2023年7月11日から2023年8月10日まで
 計算期末における分配対象金額837,671,602円
 (10,000口当たり3,317円)のうち、1,262,464円
 (10,000口当たり5円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 4,951,707円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 423,380,366円
分配準備積立金額	D 409,339,529円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 837,671,602円
当ファンドの期末残存口数	F 2,524,929,090口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 3,317円
10,000口当たりの分配額	H 5円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$ 1,262,464円

2023年8月11日から2023年9月11日まで
 計算期末における分配対象金額840,511,211円
 (10,000口当たり3,327円)のうち、1,262,828円
 (10,000口当たり5円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 3,859,515円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 424,522,418円
分配準備積立金額	D 412,129,278円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 840,511,211円
当ファンドの期末残存口数	F 2,525,657,566口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 3,327円
10,000口当たりの分配額	H 5円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$ 1,262,828円

2023年9月12日から2023年10月10日まで
 計算期末における分配対象金額805,990,508円
 (10,000口当たり3,337円)のうち、1,207,349円
 (10,000口当たり5円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 3,614,691円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 406,086,964円
分配準備積立金額	D 396,288,853円

	3,383円
10,000口当たりの分配額	H 5円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$ 1,206,953円

2024年1月11日から2024年2月13日まで
 計算期末における分配対象金額815,247,310円
 (10,000口当たり3,394円)のうち、1,200,775円
 (10,000口当たり5円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 3,998,751円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 406,120,893円
分配準備積立金額	D 405,127,666円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 815,247,310円
当ファンドの期末残存口数	F 2,401,550,982口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 3,394円
10,000口当たりの分配額	H 5円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$ 1,200,775円

2024年2月14日から2024年3月11日まで
 計算期末における分配対象金額814,256,456円
 (10,000口当たり3,405円)のうち、1,195,571円
 (10,000口当たり5円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 3,738,359円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 404,573,403円
分配準備積立金額	D 405,944,694円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 814,256,456円
当ファンドの期末残存口数	F 2,391,142,213口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 3,405円
10,000口当たりの分配額	H 5円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$ 1,195,571円

2024年3月12日から2024年4月10日まで
 計算期末における分配対象金額810,241,358円
 (10,000口当たり3,414円)のうち、1,186,524円
 (10,000口当たり5円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 3,333,239円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 401,722,899円
分配準備積立金額	D 405,185,220円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 805,990,508円
当ファンドの期末残存口数	F 2,414,698,926口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,337円
10,000口当たりの分配額	H 5円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,207,349円

2023年10月11日から2023年11月10日まで

計算期末における分配対象金額810,794,836円(10,000口当たり3,353円)のうち、1,208,934円(10,000口当たり5円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 4,954,461円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 408,183,454円
分配準備積立金額	D 397,656,921円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 810,794,836円
当ファンドの期末残存口数	F 2,417,868,601口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,353円
10,000口当たりの分配額	H 5円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,208,934円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 810,241,358円
当ファンドの期末残存口数	F 2,373,048,565口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,414円
10,000口当たりの分配額	H 5円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,186,524円

2024年4月11日から2024年5月10日まで

計算期末における分配対象金額810,851,304円(10,000口当たり3,424円)のうち、1,183,842円(10,000口当たり5円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 3,625,031円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -円
収益調整金額	C 401,026,680円
分配準備積立金額	D 406,199,593円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 810,851,304円
当ファンドの期末残存口数	F 2,367,685,779口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 3,424円
10,000口当たりの分配額	H 5円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 1,183,842円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

<p>前期 (自 2023年 5月11日 至 2023年11月10日)</p>	<p>当期 (自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日)</p>
<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記) 2. 売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

前期 (2023年11月10日現在)	当期 (2024年 5月10日現在)
<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法</p> <p>① 株式、国債証券、地方債証券、社債券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>② 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「(その他の注記) 3. デリバティブ取引等関係」に記載しております。</p> <p>③ コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> <p>(2) 時価の算定方法</p> <p>① 株式、国債証券、地方債証券、社債券 同左</p> <p>② 派生商品評価勘定 同左</p> <p>③ コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 2023年 5月11日 至 2023年11月10日)	当期 (自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

当期 (自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

前期 (2023年11月10日現在)	当期 (2024年 5月10日現在)
期首元本額 2,552,678,570円	期首元本額 2,417,868,601円
期中追加設定元本額 22,447,122円	期中追加設定元本額 7,901,437円
期中一部解約元本額 157,257,091円	期中一部解約元本額 58,084,259円

2. 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	前期 (2023年11月10日現在)	当期 (2024年 5月10日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△13,850	—
国債証券	7,256,885	△3,135,876
地方債証券	3,813	△65,059
社債券	9,212,274	△365,363
合計	16,459,122	△3,566,298

3. デリバティブ取引等関係

前期（2023年11月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	21,500,528	—	21,721,449	220,921
	米ドル	21,500,528	—	21,721,449	220,921
	売建	1,217,572,292	—	1,237,356,538	△19,784,246
	米ドル	1,103,158,688	—	1,120,339,298	△17,180,610
	カナダドル	5,340,402	—	5,376,871	△36,469
	ユーロ	50,164,978	—	51,573,384	△1,408,406
	英ポンド	30,362,461	—	30,919,707	△557,246
	ニュージーランドドル	28,545,763	—	29,147,278	△601,515
	合計	1,239,072,820	—	1,259,077,987	△19,563,325

当期（2024年 5月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	63,058,410	—	64,765,537	1,707,127
	米ドル	61,572,021	—	63,267,212	1,695,191
	ユーロ	1,486,389	—	1,498,325	11,936
	売建	1,251,758,337	—	1,308,883,546	△57,125,209
	米ドル	1,128,419,978	—	1,180,838,117	△52,418,139
	カナダドル	5,263,994	—	5,519,573	△255,579
	ユーロ	54,674,710	—	57,551,468	△2,876,758
	英ポンド	32,350,361	—	32,904,342	△553,981
	ニュージーランドドル	31,049,294	—	32,070,046	△1,020,752
合計	1,314,816,747	—	1,373,649,083	△55,418,082	

（注1）時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

（注2）上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(4) 【附属明細表】

第1. 有価証券明細表

(1) 株式 (2024年 5月10日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	CHC GROUP LLC	277	0.00	0.05	
	SOUTHEASTERN GROCERS INC(ESCROW)	818	0.70	572.60	
小計	銘柄数: 2 組入時価比率: 0.0%			572.65 (89,161) 100.0%	
合計				89,161 (89,161)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券 (2024年 5月10日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	REPUBLIC OF BRAZIL	100,000.00	105,000.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	200,000.00	158,000.00	
		REPUBLIC OF EL SALVADOR	10,000.00	6,884.37	
		REPUBLIC OF LEBANESE6.6	17,000.00	1,074.40	
		REPUBLIC OF LEBANESE6.65	5,000.00	316.00	
		REPUBLIC OF LEBANESE6.85	6,000.00	379.20	
		REPUBLIC OF PANAMA	18,000.00	17,226.45	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	200,000.00	158,750.00	
		ROMANIA	8,000.00	7,917.49	
		US TREASURY	130,900.00	130,785.46	
		US TREASURY	90,000.00	89,737.74	
		US TREASURY	190,000.00	188,675.06	
		US TREASURY	15,300.00	14,946.18	
		US TREASURY	351,000.00	357,197.34	
		US TREASURY	910,800.00	853,021.12	
		US TREASURY	30,400.00	28,671.00	
		US TREASURY	75,500.00	76,054.45	
		US TREASURY	206,300.00	163,428.28	
		US TREASURY	22,400.00	20,027.00	
		US TREASURY	321,400.00	202,130.46	
		US TREASURY	17,200.00	12,467.31	
小計	銘柄数: 21 組入時価比率: 33.9%	2,925,200.00	2,592,689.31 (403,681,725) 33.1%		
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	55,000.00	47,931.95		
小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 0.5%	55,000.00	47,931.95 (5,455,135) 0.4%		
ユーロ	小計	BELGIUM KINGDOM	64,700.00	68,283.08	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	30,000.00	35,841.60	
		FRENCH TREASURY	49,000.00	48,363.98	
		IVORY COAST	100,000.00	90,562.50	
		SPANISH GOVERNMENT	75,000.00	80,823.00	
小計	銘柄数: 5 組入時価比率: 4.6%	318,700.00	323,874.16 (54,355,800) 4.5%		
英ポンド	UK TREASURY	170,000.00	165,410.00		
小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 2.7%	170,000.00	165,410.00 (32,246,679) 2.6%		
ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	417,000.00	339,246.18		
小計	銘柄数: 1	417,000.00	339,246.18 (31,845,038)		

		組入時価比率：2.7%		2.6%
	国債証券計			527,584,377 (527,584,377)
地方債証券	米ドル	CALIFORNIA ST	30,000.00	36,145.76
	小計	銘柄数：1	30,000.00	36,145.76 (5,627,894)
		組入時価比率：0.5%		0.5%
	地方債証券計			5,627,894 (5,627,894)
社債券	米ドル	1011778 BC / NEW RED FIN	16,000.00	15,971.68
		ACRISURE LLC / FIN INC	5,000.00	4,536.20
		ADAMS HOMES INC	3,000.00	3,000.06
		ADAPTHEALTH LLC	4,000.00	3,808.80
		ADVANCED DRAINAGE SYSTEM	3,000.00	2,916.36
		ADVANTAGE SALES & MARKET	18,000.00	16,695.00
		AG TTMT ESCROW ISSUER	16,000.00	16,617.60
		AIR CANADA	5,000.00	4,755.50
		AIRCASTLE LTD	18,000.00	17,845.20
		ALBERTSONS COS/SAFEWAY	9,000.00	8,702.37
		ALBERTSONS COS/SAFEWAY	7,000.00	6,607.37
		ALLEGiant TRAVEL CO	10,000.00	9,677.30
		ALLIED UNIVERSAL HOLDCO	8,000.00	8,007.68
		ALLISON TRANSMISSION INC	16,000.00	15,798.72
		ALLY FINANCIAL INC	11,000.00	11,353.76
		ALLY FINANCIAL INC	19,000.00	19,452.01
		ALLY FINANCIAL INC	10,000.00	10,943.10
		ALTRIA GROUP INC	23,000.00	22,565.99
		ALTRIA GROUP INC	30,000.00	24,071.70
		AMC NETWORKS INC	8,000.00	8,062.80
		AMER SPORTS COMPANY	8,000.00	7,942.72
		AMERICAN ELECTRIC POWER	9,000.00	9,005.85
		AMERIGAS PART/FIN CORP	3,000.00	2,940.09
		AMERIGAS PART/FIN CORP	3,000.00	2,880.36
		AMWINS GROUP INC	5,000.00	4,988.30
		APX GROUP INC	11,000.00	11,001.21
		ARETEC ESCROW ISSUER 2	8,000.00	8,726.64
		ARKO CORP	7,000.00	5,766.60
		ARSENAL AIC PARENT LLC	5,000.00	5,215.20
		ASBURY AUTOMOTIVE GROUP	8,000.00	7,204.24
		ATHENE GLOBAL FUNDING	8,000.00	6,911.36
		ATHENE GLOBAL FUNDING	5,000.00	4,414.60
		ATHENE GLOBAL FUNDING	14,000.00	14,003.50
		ATHENE GLOBAL FUNDING	6,000.00	4,984.74
		AVIATION CAPITAL GROUP	23,000.00	22,879.94
		AVIATION CAPITAL GROUP	11,000.00	10,815.42
		AVIATION CAPITAL GROUP	3,000.00	2,809.14
		AVIATION CAPITAL GROUP	10,000.00	9,154.80
		AVIATION CAPITAL GROUP	9,000.00	8,353.08
		AVIS BUDGET CAR RENTAL	3,000.00	2,916.72
		BALL CORP	10,000.00	10,028.70
		BANCO DE CREDITO DEL PER	26,000.00	24,943.75
		BANK OF AMERICA CORP	13,000.00	13,048.75
		BANK OF AMERICA CORP	7,000.00	5,863.41
		BARCLAYS PLC	200,000.00	194,474.00
		BAT CAPITAL CORP	32,000.00	31,051.52
		BAUSCH & LOMB ESCROW COR	33,000.00	34,260.27
		BAUSCH HEALTH COS INC	44,000.00	20,664.16
		BEACON ROOFING SUPPLY IN	4,000.00	4,004.88
		BFLD 2019-DPLO E	10,000.00	9,981.25
		BLOCK INC	13,000.00	13,032.11
		BLUE RACER MID LLC/FINAN	7,000.00	7,063.14
		BOARDWALK PIPELINES LP	45,000.00	39,231.90

BOMBARDIER INC	3,000.00	3,006.69
BOMBARDIER INC	2,000.00	1,971.46
BOMBARDIER INC	2,000.00	2,067.64
BOMBARDIER INC	2,000.00	2,045.06
BONANZA CREEK ENERGY INC	4,000.00	3,902.40
BOXER PARENT CO INC	9,000.00	9,014.67
BREAD FINANCIAL HLDGS	2,000.00	2,083.60
BROADCOM INC	47,000.00	36,837.19
BROADCOM INC	5,000.00	4,660.75
BROOKFIELD RESID PROPERT	17,000.00	16,586.22
BROOKFIELD RESID PROPERT	18,000.00	15,864.84
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	9,000.00	8,873.28
CAESARS ENTERTAIN INC	3,000.00	3,053.97
CALPINE CORP	23,000.00	22,105.07
CAPITAL ONE FINANCIAL CO	12,000.00	11,803.20
CAPITAL ONE FINANCIAL CO	10,000.00	9,909.20
CAPITAL ONE FINANCIAL CO	12,000.00	13,106.88
CAPITAL ONE FINANCIAL CO	7,000.00	7,160.30
CARNIVAL CORP	24,000.00	23,550.24
CARNIVAL CORP	17,000.00	15,703.41
CARS.COM INC	9,000.00	8,663.40
CAS 2015-C04 1M2	53,160.02	56,011.21
CAS 2016-C04 1B	33,083.47	37,613.46
CAS 2018-C06 2M2	37,535.85	38,121.78
CAS 2019-R01 2M2	2,660.14	2,663.40
CASTLELAKE AVIATION FIN	7,000.00	6,750.03
CBS CORP	1,000.00	874.82
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	31,000.00	24,821.08
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	7,000.00	5,659.22
CEDAR FAIR LP	7,000.00	6,568.59
CHART INDUSTRIES INC	7,000.00	7,221.69
CHENIERE ENERGY PARTNERS	7,000.00	6,627.46
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	23,000.00	16,799.20
CIGNA GROUP/THE	5,000.00	4,934.65
CITGO PETROLEUM CORP	30,000.00	30,009.30
CITGO PETROLEUM CORP	2,000.00	2,073.34
CITIGROUP INC	10,000.00	8,270.60
CITIGROUP INC	23,000.00	22,584.85
CIVITAS RESOURCES INC	14,000.00	14,710.08
CIVITAS RESOURCES INC	12,000.00	12,822.72
CLEAN HARBORS INC	15,000.00	14,546.40
CLEAN HARBORS INC	7,000.00	6,688.36
CLEAN HARBORS INC	4,000.00	4,003.76
CLEAR CHANNEL WORLDWIDE	16,000.00	15,025.44
CLEVELAND-CLIFFS INC	7,000.00	6,926.08
CNTL AMR BOTTLING CORP	5,000.00	4,721.87
CNX RESOURCES CORP	6,000.00	5,862.54
CNX RESOURCES CORP	8,000.00	8,102.96
COLUMBIA PIPELINES OPCO	6,000.00	6,110.58
COLUMBIA PIPELINES OPCO	7,000.00	7,141.82
COMSTOCK RESOURCES INC	11,000.00	10,558.24
CONTINENTAL RESOURCES	8,000.00	7,914.56
CONTINENTAL RESOURCES	10,000.00	8,137.90
CRESCENT ENERGY FINANCE	3,000.00	3,193.14
CRESCENT ENERGY FINANCE	3,000.00	3,038.22
CVS HEALTH CORP	28,000.00	27,979.28
DANA INC	3,000.00	2,917.38
DANA INC	4,000.00	3,889.16
DANA INC	11,000.00	9,622.80
DAVITA INC	23,000.00	20,580.40
DELTA AIR LINES/SKYMILES	13,000.00	12,666.16
DIRECTV FIN LLC/COINC	8,000.00	7,507.12

DISCOVER FINANCIAL SVS	12,000.00	13,412.76
DISH DBS CORP	26,000.00	20,696.00
DISH DBS CORP	17,000.00	11,712.15
ECO MATERIAL TECH INC	14,000.00	14,231.42
ECOPETROL SA	10,000.00	9,803.12
ECOPETROL SA	2,000.00	2,096.23
ECOPETROL SA	7,000.00	6,704.98
ECOPETROL SA	8,000.00	6,535.00
ELDORADO GOLD CORP	3,000.00	2,826.36
EMBRAER NETHERLANDS FINA	21,000.00	20,730.93
EMERALD DEBT MERGER	11,000.00	10,999.45
EMERGENT BIOSOLUTIONS	4,000.00	2,380.04
ENDO FINANCE HOLDINGS	5,000.00	5,143.25
ENLINK MIDSTREAM PARTNER	2,000.00	1,766.18
ENLINK MIDSTREAM PARTNER	9,000.00	7,379.19
ENLINK MIDSTREAM PARTNER	6,000.00	5,203.50
ENOVA INTERNATIONAL INC	10,000.00	9,996.90
ENTEGRIS ESCROW CORP	24,000.00	22,743.36
ENTEGRIS ESCROW CORP	8,000.00	7,875.92
EQM MIDSTREAM PARTNERS L	16,000.00	14,944.64
EQM MIDSTREAM PARTNERS L	14,000.00	12,977.02
EQT CORP	8,000.00	7,622.16
EQT CORP	15,000.00	13,160.40
ERAC USA FINANCE LLC	8,000.00	7,840.72
ERAC USA FINANCE LLC	35,000.00	33,904.50
ESAB CORP	6,000.00	6,035.70
FIRSTCASH INC	4,000.00	3,744.40
FIRSTCASH INC	10,000.00	9,581.60
FISERV INC	11,000.00	10,998.57
FMG RESOURCES AUG 2006	20,000.00	18,976.80
FMG RESOURCES AUG 2006	11,000.00	10,795.40
FORD MOTOR CO	52,000.00	42,603.60
FORTREA HOLDINGS INC	6,000.00	6,129.06
GARDA WORLD SECURITY	15,000.00	14,390.25
GARDEN SPINCO CORP	8,000.00	8,515.52
GARRETT MOTION HLD/SARL	10,000.00	10,093.80
GARTNER INC	9,000.00	8,522.46
GENERAL MOTORS FINL CO	9,000.00	9,098.01
GENERAL MOTORS FINL CO	2,000.00	2,015.70
GENERAL MOTORS FINL CO	3,000.00	2,677.59
GENERAL MOTORS FINL CO	8,000.00	6,522.72
GENERAL MOTORS FINL CO	27,000.00	22,199.13
GENESIS ENERGY LP/FIN	27,000.00	27,569.97
GFL ENVIRONMENTAL INC	7,000.00	6,861.54
GGAM FINANCE LTD	9,000.00	9,192.96
GGAM FINANCE LTD	14,000.00	14,563.08
GLENCORE FUNDING LLC	16,000.00	15,966.24
GLENCORE FUNDING LLC	16,000.00	16,649.92
GLENCORE FUNDING LLC	8,000.00	7,959.36
GLOBAL AUTO HO/AAG FH UK	4,000.00	3,863.12
GLOBAL AUTO HO/AAG FH UK	4,000.00	3,817.72
GLOBAL PART/GLP FINANCE	3,000.00	3,004.17
GLOBAL PART/GLP FINANCE	8,000.00	7,927.28
GLOBAL PAYMENTS INC	16,000.00	15,820.48
GOODYEAR TIRE & RUBBER	4,000.00	3,716.60
GOODYEAR TIRE & RUBBER	5,000.00	4,552.05
GOTO GROUP INC	1,617.00	1,385.28
GOTO GROUP INC	2,233.00	1,436.98
GRAPHIC PACKAGING INTL	12,000.00	11,528.76
GRAPHIC PACKAGING INTL	4,000.00	4,005.72
GRAY ESCROW II INC	17,000.00	10,513.31
GRIFFON CORP	23,000.00	22,313.68

HARLEY-DAVIDSON FINL SER	31,000.00	28,887.66
HARLEY-DAVIDSON FINL SER	16,000.00	16,402.56
HASBRO INC	9,000.00	8,976.42
HAWAIIAN BRAND INTELLECT	4,506.00	4,231.04
HCA INC	6,000.00	5,243.94
HESS MIDSTREAM PARTNERS	23,000.00	22,856.02
HILCORP ENERGY I/HILCORP	4,000.00	3,877.16
HILTON DOMESTIC OPERATIN	6,000.00	5,961.72
HILTON DOMESTIC OPERATIN	6,000.00	5,944.50
HILTON GRAND VAC BOR ESC	6,000.00	5,545.02
HILTON GRAND VAC BOR ESC	5,000.00	4,456.55
HUB INTERNATIONAL LTD	17,000.00	17,470.73
HUDSON AUTOMOTIVE GROUP	9,000.00	9,189.90
HUMANA INC	10,000.00	9,875.50
HYUNDAI CAPITAL AMERICA	7,000.00	6,961.50
HYUNDAI CAPITAL AMERICA	22,000.00	22,103.18
HYUNDAI CAPITAL AMERICA	10,000.00	10,217.00
HYUNDAI CAPITAL AMERICA	4,000.00	4,160.88
INSTALLED BUILDING PRODU	4,000.00	3,900.48
INTELLIGENT PACKAGING	18,000.00	17,493.30
IQVIA INC	17,000.00	17,440.47
IRB HOLDING CORP	9,000.00	9,002.07
IRON MOUNTAIN INC	14,000.00	13,286.14
IRON MOUNTAIN INC	40,000.00	35,936.80
ITT HOLDINGS LLC	20,000.00	18,490.40
KRONOS ACQ / KIK CUSTOM	35,000.00	33,873.35
L BRANDS INC	18,000.00	17,658.72
L BRANDS INC	34,000.00	34,036.38
LAMAR MEDIA CORP	7,000.00	6,688.71
LAS VEGAS SANDS CORP	5,000.00	5,007.70
LAS VEGAS SANDS CORP	3,000.00	3,002.13
LCM INVESTMENTS HOLDINGS	13,000.00	13,515.19
LEVIATHAN BOND LTD	20,272.00	19,121.56
LIBERTY MUTUAL GROUP	30,000.00	31,365.00
LIFEPOINT HEALTH INC	38,000.00	36,346.24
LKQ CORP	17,000.00	17,110.67
LKQ CORP	13,000.00	13,323.83
LSB INDUSTRIES	17,000.00	16,319.66
MATTEL INC	15,000.00	15,011.40
MAV ACQUISITION CORP	23,000.00	21,432.55
MDGH - GMTN BV	200,000.00	175,625.00
MGM RESORTS INTL	3,000.00	2,824.20
MILLENNIUM ESCROW CORP	15,000.00	8,675.85
MODIVCARE ESCROW ISSUER	4,000.00	2,946.00
MORGAN STANLEY	15,000.00	15,189.45
MORGAN STANLEY	5,000.00	4,933.80
MOZART DEBT MERGER SUB	8,000.00	7,292.64
MPH ACQUISITION HOLDINGS	15,000.00	11,578.80
MPH ACQUISITION HOLDINGS	17,000.00	11,641.26
MPLX LP	27,000.00	23,057.19
MSC 2019-BPR D	13,000.00	12,455.82
MURPHY OIL USA INC	3,000.00	2,956.08
NABORS INDUSTRIES INC	11,000.00	10,943.68
NABORS INDUSTRIES LTD	7,000.00	6,997.76
NATIONWIDE MUTUAL INSURA	32,000.00	40,479.82
NATL CINEMEDIA (ESCROW)	11,000.00	0.00
NCL CORP LTD	13,000.00	13,567.58
NCL CORP LTD	6,000.00	6,273.78
NEPTUNE BIDCO US INC	14,000.00	13,360.34
NEW FORTRESS ENERGY INC	10,000.00	9,904.10
NEW FORTRESS ENERGY INC	9,000.00	8,619.75
NEW FORTRESS ENERGY INC	17,000.00	16,684.99

NEWELL BRANDS INC	9,000.00	8,891.37
NEWMARK GROUP INC	4,000.00	4,087.60
NEXSTAR ESCROW INC	10,000.00	9,556.60
NGL ENERGY PARTNERS LP	10,000.00	10,229.30
NGL ENERGY PARTNERS LP	10,000.00	10,229.70
NISSAN MOTOR ACCEPTANCE	3,000.00	2,728.74
NISSAN MOTOR ACCEPTANCE	22,000.00	19,464.50
NORTONLIFELOCK INC	12,000.00	12,090.36
NORTONLIFELOCK INC	12,000.00	12,154.68
NRG ENERGY INC	3,000.00	2,569.47
NRG ENERGY INC	9,000.00	9,523.44
NUSTAR LOGISTICS LP	3,000.00	3,014.64
NXP BV/NXP FUNDING LLC	10,000.00	10,081.60
OLIN CORP	5,000.00	4,880.45
ONEOK INC	12,000.00	12,548.52
ONEOK INC	3,000.00	3,097.77
OUTFRONT MEDIA CAP LLC/C	6,000.00	5,340.24
OVINTIV INC	11,000.00	11,271.15
OVINTIV INC	7,000.00	7,159.60
OWENS CORNING	24,000.00	26,510.40
PACIFIC GAS & ELECTRIC	5,000.00	5,000.50
PANTHER BF AGGREGATOR 2	14,000.00	13,996.64
PANTHER ESCROW ISSUER	10,000.00	10,148.60
PARAMOUNT GLOBAL	3,000.00	2,697.90
PARAMOUNT GLOBAL	3,000.00	3,132.93
PARAMOUNT GLOBAL	3,000.00	2,660.31
PARAMOUNT GLOBAL	5,000.00	4,105.20
PARAMOUNT GLOBAL	3,000.00	2,841.42
PARAMOUNT GLOBAL	8,000.00	7,314.16
PENSKE AUTOMOTIVE GROUP	10,000.00	9,729.00
PETROLEOS DE VENEZ 5.375	18,600.00	2,105.28
PETROLEOS DE VENEZ 6	99,000.00	11,484.00
PETROLEOS MEXICANOS	12,000.00	11,486.40
PETROLEOS MEXICANOS	12,000.00	11,479.80
PETROLEOS MEXICANOS	12,000.00	8,779.80
PHILIP MORRIS INTL INC	33,000.00	33,389.73
POST HOLDINGS INC	15,000.00	14,703.30
POST HOLDINGS INC	7,000.00	6,226.85
PRESIDIO HOLDINGS INC	3,000.00	3,036.57
PROG HOLDINGS INC	6,000.00	5,658.72
PROVIDENCE SERVICE CORP	4,000.00	3,970.68
PULTE GROUP INC	2,000.00	2,287.30
PULTE GROUP INC	5,000.00	5,232.50
REGAL REXNORD CORP	4,000.00	4,074.44
REINSURANCE GRP OF AMER	30,000.00	28,119.00
RITCHIE BROS HLDGS INC	10,000.00	10,148.60
RITCHIE BROS HLDGS INC	5,000.00	5,194.15
ROSS STORES INC	15,000.00	14,780.70
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	16,000.00	15,786.08
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	22,000.00	21,580.68
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	10,000.00	9,810.60
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	5,000.00	5,177.25
SANTANDER HOLDINGS USA	5,000.00	4,583.40
SANTANDER HOLDINGS USA	7,000.00	7,146.37
SANTANDER HOLDINGS USA	7,000.00	7,075.46
SANTANDER HOLDINGS USA	3,000.00	3,258.72
SCIENCE APPLICATIONS INT	3,000.00	2,872.44
SEAGATE HDD CAYMAN	18,000.00	16,453.62
SEAGATE HDD CAYMAN	6,000.00	6,393.72
SEAGATE HDD CAYMAN	6,000.00	6,416.58
SEALED AIR CORP	6,000.00	5,989.50
SHEA HOMES LP/FNDG CP	7,000.00	6,612.76

SHEA HOMES LP/FNDG CP	10,000.00	9,222.10
SIRIUS XM RADIO INC	14,000.00	13,330.38
SIRIUS XM RADIO INC	2,000.00	1,811.38
SIRIUS XM RADIO INC	22,000.00	17,991.82
SIX FLAGS ENTERTAINMENT	10,000.00	10,032.70
SM ENERGY CO	2,000.00	2,003.12
SONIC AUTOMOTIVE INC	9,000.00	7,849.26
SPECIALTY BUILDING PRODU	7,000.00	6,940.01
SPIRIT LOYALTY KY LTD/IP	15,090.00	11,545.66
SPIRIT LOYALTY KY LTD/IP	2,253.00	1,731.16
STANDARD INDUSTRIES INC	26,000.00	23,345.66
STAPLES INC	21,000.00	20,604.36
SUGAR HSP GMNG PROP/FIN	15,000.00	14,933.85
SUMMIT MATERIALS LLC/FIN	3,000.00	3,110.64
SUMMIT MID HLDS LLC / FI	9,000.00	9,214.38
SUNOCO LP	3,000.00	3,076.20
SUNOCO LP	3,000.00	3,084.18
SUNOCO LP/FINANCE CORP	12,000.00	11,820.00
SUNOCO LP/FINANCE CORP	3,000.00	2,774.10
TALLGRASS NRG PRTRN/FIN	3,000.00	2,872.41
TALLGRASS NRG PRTRN/FIN	3,000.00	2,826.03
TAYLOR MORRISON COMM	7,000.00	6,954.15
TEGNA INC	10,000.00	9,712.10
TEGNA INC	25,000.00	22,219.50
TENET HEALTHCARE CORP	9,000.00	8,764.20
TENNECO INC	11,000.00	10,352.10
TRANSDIGM INC	70,000.00	70,672.00
TRAVEL + LEISURE CO	16,000.00	14,588.00
TRUIST FINANCIAL CORP	32,000.00	31,461.44
UNIFRAX ESCROW ISS CORP	5,000.00	3,274.65
UNITED AIRLINES INC	18,000.00	16,697.34
UNIVISION COMMUNICATIONS	7,000.00	6,198.08
UNIVISION COMMUNICATIONS	20,000.00	19,472.80
US ACUTE CARE SOLUTIONS	7,000.00	7,111.58
VAIL RESORTS INC	6,000.00	6,000.00
VENTURE GLOBAL LNG INC	12,000.00	12,318.12
VENTURE GLOBAL LNG INC	12,000.00	12,453.72
VERITAS US INC/BERMUDA L	13,000.00	11,850.80
VIKING OCEAN CRUISES SHI	6,000.00	5,776.86
VISTRA CORP	6,000.00	6,062.34
VISTRA CORP	12,000.00	11,871.48
VISTRA OPERATIONS CO LLC	20,000.00	19,682.60
VOC ESCROW LTD	33,000.00	31,651.62
VOLCAN CIA MINERA SAA-CM	6,000.00	3,757.62
WAND NEWCO 3 INC	8,000.00	8,231.76
WASH MULTIFAM ACQ INC	7,000.00	6,825.07
WELLS FARGO & CO	11,000.00	11,077.77
WELLS FARGO & CO	7,000.00	6,011.11
WELLS FARGO & CO	7,000.00	6,921.95
WESCO DISTRIBUTION INC	7,000.00	7,006.37
WESCO DISTRIBUTION INC	6,000.00	6,122.76
WESCO DISTRIBUTION INC	3,000.00	3,005.52
WESCO DISTRIBUTION INC	3,000.00	3,029.28
WESTERN DIGITAL CORP	3,000.00	2,576.64
WESTERN MIDSTREAM OPERAT	2,000.00	1,963.34
WFCM 2015-LC20 B	15,000.00	14,412.85
WILLIAM CARTER	11,000.00	10,831.81
WR GRACE HOLDING LLC	14,000.00	13,443.78
WYNDHAM DESTINATIONS INC	9,000.00	9,026.46
WYNDHAM DESTINATIONS INC	3,000.00	2,713.77
WYNN LAS VEGAS LLC/CORP	19,000.00	18,506.76
WYNN RESORTS FINANCE LLC	16,000.00	15,075.36

		ZIPRECRUITER INC	14,000.00	12,488.98
	小計	銘柄数：364	4,750,010.48	4,408,824.93
		組入時価比率：57.7%		(686,454,041)
				56.3%
	社債券計			686,454,041
				(686,454,041)
	合計			1,219,666,312
				(1,219,666,312)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）

2024年 5月31日現在

I 資産総額	14,592,325,188円
II 負債総額	14,386,254円
III 純資産総額（I－II）	14,577,938,934円
IV 発行済口数	25,503,134,661口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.5716円

（参考）

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンド

2024年 5月31日現在

I 資産総額	14,772,155,241円
II 負債総額	179,551,708円
III 純資産総額（I－II）	14,592,603,533円
IV 発行済口数	7,542,799,564口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.9346円

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB（為替ヘッジあり）

2024年 5月31日現在

I 資産総額	1,203,711,050円
II 負債総額	21,739,676円
III 純資産総額（I－II）	1,181,971,374円
IV 発行済口数	2,364,581,293口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.4999円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(9) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。(2024年5月末現在)

委託会社の発行する株式の総数は100,000株、うち発行済株式総数は32,600株です。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決めます。

② 投資決定のプロセス

a. 運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

b. 信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a.の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限(国内余剰資金の運用を除きます。)は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託することがあります。

c. コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・パーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業務を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は2024年5月末現在次のとおりです(ただし、親投資信託を除きます。)

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	70本	5,716,037百万円
追加型公社債投資信託	—	—
単位型株式投資信託	7本	75,739百万円
単位型公社債投資信託	—	—
合計	77本	5,791,777百万円

※純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（自2022年1月1日至2022年12月31日）および第28期事業年度（自2023年1月1日至2023年12月31日）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の実務上の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務上の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

科 目	期 別	注記 番号	第27期	第28期
			(2022年12月31日現在)	(2023年12月31日現在)
			金 額	金 額
(資産の部)			千円	千円
I 流動資産				
預金			4,656,186	5,177,049
有価証券			1,884,828	2,115,792
前払費用			70,193	141,385
未収入金			32,300	57,243
未収委託者報酬			2,911,346	3,330,454
未収運用受託報酬			718,696	656,841
流動資産合計			10,273,549	11,478,764
II 固定資産				
有形固定資産				
建物		*2	556,594	452,223
器具備品		*2	129,338	99,762
有形固定資産合計			685,932	551,985
無形固定資産				
ソフトウェア			206	-
電話加入権			2,204	2,204
無形固定資産合計			2,410	2,204
投資その他の資産				
投資有価証券			21,184	-
長期差入保証金			169,629	147,562
長期前払費用			-	10,842
繰延税金資産			522,955	509,936
投資その他の資産合計			713,768	668,340
固定資産合計			1,402,110	1,222,529
資産合計			11,675,659	12,701,293
(負債の部)				
I 流動負債				
預り金			41,929	46,649
未払金				
未払手数料			1,354,503	1,554,093
未払委託計算費			21,696	25,161
その他未払金		*1	2,928,028	2,742,832
未払費用			177,916	174,488
未払賞与			714,600	747,465
未払法人税等			97,761	270,368
前受収益			3,333	-
流動負債合計			5,339,766	5,561,056
II 固定負債				
退職給付引当金			439,844	493,753
関係会社長期借入金			1,781,258	1,903,230
固定負債合計			2,221,102	2,396,983
負債合計			7,560,868	7,958,039
(純資産の部)				
I 株主資本				
資本金			1,630,000	1,630,000
資本剰余金				
資本準備金			1,500,000	1,500,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金			783,518	1,321,662
利益剰余金合計			783,518	1,321,662
株主資本合計			3,913,518	4,451,662
II 評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			201,273	291,592
評価・換算差額等合計			201,273	291,592
純資産合計			4,114,791	4,743,254
負債・純資産合計			11,675,659	12,701,293

(2) 【損益計算書】

科 目	期 別	注記 番号	第27期	第28期
			(自2022年1月 1日 至2022年12月31日)	(自2023年1月 1日 至2023年12月31日)
			金 額	金 額
			千円	千円
I	営業収益			
	委託者報酬		48,656,523	51,583,715
	運用受託報酬		1,458,018	1,350,715
	販売代行報酬		277,755	270,031
	その他営業収益		△19,697,921	△21,068,164
	営業収益計	*1	30,694,375	32,136,297
II	営業経費			
	支払手数料		23,912,669	25,363,768
	広告宣伝費		126,700	109,896
	調査費			
	調査費		74,854	81,286
	図書費		2,538	2,305
	委託計算費		684,371	707,587
	営業雑経費			
	通信費		47,439	45,825
	印刷費		33,626	38,093
	協会費		31,841	25,481
	諸会費		2,664	2,600
	営業経費計		24,916,702	26,376,841
III	一般管理費			
	給料			
	役員報酬		137,061	133,566
	給料・手当		1,651,064	1,583,695
	賞与		661,328	702,636
	交際費		5,314	6,815
	旅費交通費		15,468	36,479
	租税公課		77,220	80,800
	不動産賃借料		252,770	279,781
	退職給付費用		99,745	124,460
	固定資産減価償却費		180,888	173,854
	関係会社付替費用		797,221	896,671
	諸経費		533,765	513,684
	一般管理費計		4,411,844	4,532,441
	営業利益		1,365,829	1,227,015
IV	営業外収益			
	受取利息		30,693	104,776
	その他営業外収益		643	691
	営業外収益計		31,336	105,467
V	営業外費用			
	為替差損		184,798	89,808
	支払利息		72,068	77,392
	営業外費用計		256,866	167,200
	経常利益		1,140,299	1,165,282
VI	特別利益			
	投資有価証券売却益		2,861	2,129
VII	特別損失			
	投資有価証券売却損		521	519
	税引前当期純利益		1,142,639	1,166,892
	法人税、住民税及び事業税		362,690	423,673
	法人税等調整額		△3,561	△26,841
	法人税等計		359,129	396,832
	当期純利益		783,510	770,060

(3) 【株主資本等変動計算書】

第27期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		その他有価 証券評価差 額金	
当期首残高	1,630,000	1,500,000	1,207,935	1,207,935	4,337,935	59,719	4,397,654
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	△ 1,207,927	△ 1,207,927	△ 1,207,927	-	△ 1,207,927
当期純利益	-	-	783,510	783,510	783,510	-	783,510
株主資本以外の 項目の当期変 動額（純額）	-	-	-	-	-	141,554	141,554
当期変動額合計	-	-	△ 424,417	△ 424,417	△ 424,417	141,554	△ 282,863
当期末残高	1,630,000	1,500,000	783,518	783,518	3,913,518	201,273	4,114,791

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		その他有価 証券評価差 額金	
当期首残高	1,630,000	1,500,000	783,518	783,518	3,913,518	201,273	4,114,791
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	△ 231,916	△ 231,916	△ 231,916	-	△ 231,916
当期純利益	-	-	770,060	770,060	770,060	-	770,060
株主資本以外の 項目の当期変 動額（純額）	-	-	-	-	-	90,319	90,319
当期変動額合計	-	-	538,144	538,144	538,144	90,319	628,463
当期末残高	1,630,000	1,500,000	1,321,662	1,321,662	4,451,662	291,592	4,743,254

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（預金と同様の性格を有するもの）

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

決算日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	2～10年
器具備品	3～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の純資産総額(以下「NAV」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドのNAVに固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

当社は、投資顧問契約に基づき顧問口座に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬

当社が顧問口座の運用成果に応じて受領する成功報酬は、対象となる投資顧問契約のもと、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

(4) その他営業収益（投資顧問業取引に関する調整）

その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づき毎月計算され、月次で収益を認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第27期 (2022年12月31日 現在)	第28期 (2023年12月31日 現在)
*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
その他未払金 1,882,909千円	その他未払金 2,073,675千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 546,203千円 器具備品 272,096千円	建物 650,573千円 器具備品 312,754千円

(損益計算書関係)

第27期 (自2022年1月 1日 至2022年12月31日)	第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、その他営業収益は当社の親会社および海外グループ子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。支払利息は関係会社長期借入金に係る利息であります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、その他営業収益は当社の親会社および海外グループ子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。支払利息は関係会社長期借入金に係る利息であります。
その他営業収益 Δ 19,697,921千円 関係会社付替費用 797,221千円 支払利息 72,068千円	その他営業収益 Δ 21,068,164千円 関係会社付替費用 896,671千円 支払利息 77,392千円

(株主資本等変動計算書関係)

第27期 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	32,600	-	-	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2022年6月28日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	1,207,927千円
1株当たりの配当額	37,053円
基準日	2021年12月31日
効力発生日	2022年 6月30日

第28期 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	32,600	-	-	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2023年6月28日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	231,916千円
1株当たりの配当額	7,114円
基準日	2022年12月31日
効力発生日	2023年 6月30日

(リース取引関係)

第27期 (自2022年1月 1日 至2022年12月31日)		第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)	
オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料	
1年内	88,166千円	1年内	226,714千円
1年超	-千円	1年超	806,091千円
合計	88,166千円	合計	1,032,805千円

(金融商品関係)

第27期 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

(2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。長期借入金は、直接親会社であるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアからの借入金であり、信用リスクはほとんどないものと考えております。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第27期 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	1,781,258	1,727,464	-53,794
負債計	1,781,258	1,727,464	-53,794

- (注) (1) 預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。
- (2) 長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
関係会社長期借入金	-	1,727,464	-	1,727,464
負債計	-	1,727,464	-	1,727,464

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	-	-	1,781,258
合計	-	-	-	-	-	1,781,258

第28期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金(未払手数料)はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

(2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権および営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。長期借入金は、直接親会社であるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアからの借入金であり、信用リスクはほとんどないものと考えております。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第28期（2023年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	1,903,230	1,858,113	-45,117
負債計	1,903,230	1,858,113	-45,117

- (注) (1) 預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。
- (2) 長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。
- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
関係会社長期借入金	-	1,858,113	-	1,858,113
負債計	-	1,858,113	-	1,858,113

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	-	1,903,230	-
合計	-	-	-	-	1,903,230	-

(有価証券関係)

第27期 (2022年12月31日現在)

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	-	-	-
	② 社債	-	-	-
	③ その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	-	-	-
	② 社債	-	-	-
	③ その他	-	-	-
	(3) その他	21,184	22,970	-1,786
	小計	21,184	22,970	-1,786
	合計	21,184	22,970	-1,786

(注) 有価証券のうち1,884,828千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額として
いるため、上表には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
① 国債・地方債等	-	-	-
② 社債	-	-	-
③ その他	-	-	-
(3) その他	16,420	2,861	-
合計	16,420	2,861	-

第28期 (2023年12月31日現在)

1. その他有価証券

期末時点で貸借対照表に時価で計上している有価証券の該当はありません。

(注) 有価証券のうち2,115,792千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額として
おります。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
①国債・地方債等	-	-	-
②社債	-	-	-
③その他	-	-	-
(3)その他	95,012	2,129	-519
合計	95,012	2,129	-519

(退職給付関係)

第27期 (自 2022年1月 1日 至 2022年12月31日)	第28期 (自 2023年1月 1日 至 2023年12月31日)																																												
<p>1. 採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>2. 確定給付制度</p> <p>(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>403,844 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>65,473 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>29,473 千円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td>439,844 千円</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td>439,844 千円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td>439,844 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>439,844 千円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td>439,844 千円</td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付に関連する損益</p> <table border="1"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>65,473 千円</td> </tr> </table> <p>3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、27,960千円でありました。</p>	期首における退職給付引当金	403,844 千円	退職給付費用	65,473 千円	退職給付の支払額	29,473 千円	期末における退職給付引当金	439,844 千円	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-	非積立型制度の退職給付債務	439,844 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	439,844 千円	退職給付引当金	439,844 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	439,844 千円	簡便法で計算した退職給付費用	65,473 千円	<p>1. 採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>2. 確定給付制度</p> <p>(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>439,844 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>74,594 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>20,685 千円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td>493,753 千円</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td>493,753 千円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td>493,753 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>493,753 千円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td>493,753 千円</td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付に関連する損益</p> <table border="1"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>74,594 千円</td> </tr> </table> <p>3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,310千円でありました。</p>	期首における退職給付引当金	439,844 千円	退職給付費用	74,594 千円	退職給付の支払額	20,685 千円	期末における退職給付引当金	493,753 千円	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-	非積立型制度の退職給付債務	493,753 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	493,753 千円	退職給付引当金	493,753 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	493,753 千円	簡便法で計算した退職給付費用	74,594 千円
期首における退職給付引当金	403,844 千円																																												
退職給付費用	65,473 千円																																												
退職給付の支払額	29,473 千円																																												
期末における退職給付引当金	439,844 千円																																												
積立型制度の退職給付債務	-																																												
年金資産	-																																												
非積立型制度の退職給付債務	439,844 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	439,844 千円																																												
退職給付引当金	439,844 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	439,844 千円																																												
簡便法で計算した退職給付費用	65,473 千円																																												
期首における退職給付引当金	439,844 千円																																												
退職給付費用	74,594 千円																																												
退職給付の支払額	20,685 千円																																												
期末における退職給付引当金	493,753 千円																																												
積立型制度の退職給付債務	-																																												
年金資産	-																																												
非積立型制度の退職給付債務	493,753 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	493,753 千円																																												
退職給付引当金	493,753 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	493,753 千円																																												
簡便法で計算した退職給付費用	74,594 千円																																												

(税効果会計関係)

第27期 (2022年12月31日現在)	第28期 (2023年12月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 千円	繰延税金資産 千円
未払事業税否認 8,868	未払事業税否認 9,303
未払費用否認 53,767	未払費用否認 53,860
親会社持分報酬制度負担額 86,511	親会社持分報酬制度負担額 62,367
賞与引当金損金算入限度超過額 195,914	賞与引当金損金算入限度超過額 207,756
貯蔵品 1,193	貯蔵品 851
減価償却超過額 130,656	減価償却超過額 156,670
退職給付引当金損金算入限度超過額 133,856	退職給付引当金損金算入限度超過額 149,221
原状回復費用否認 35,782	原状回復費用否認 42,979
長期繰延資産(移転支援金) 1,021	長期繰延資産(移転支援金) -
その他 <u>△88,831</u>	その他 <u>△130,092</u>
繰延税金資産小計 558,737	繰延税金資産小計 552,915
将来減算一時差異における評価性引当額 <u>△35,782</u>	将来減算一時差異における評価性引当額 <u>△42,979</u>
繰延税金資産計 <u>522,955</u>	繰延税金資産計 <u>509,936</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 30.6 %	法定実効税率 30.6 %
(調整)	(調整)
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目 2.4	交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目 2.4
評価性引当額取崩し 0.7	評価性引当額 0.6
その他 <u>△2.3</u>	その他 <u>0.4</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>31.4 %</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>34.0 %</u>

(資産除去債務関係)

第27期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

第28期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

第27期 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

委託者報酬	48,656,523
運用受託報酬	1,458,018
販売代行報酬	277,755
その他営業収益	△ 19,697,921
合計	30,694,375

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第28期 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

委託者報酬	51,583,715
運用受託報酬	1,350,715
販売代行報酬	270,031
その他営業収益	△ 21,068,164
合計	32,136,297

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(関連当事者情報)

第27期 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アライアンス・パーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	4,694,098 千ドル	投資顧問業	(被所有) 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	△19,697,921	未払金	1,882,909
							諸経費の支払	797,221		

(注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千米ドル）	科目	期末残高（千米ドル）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	157,256 千米ドル	持株会社	(被所有) 直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	-	関係会社 長期借入金	13,500
							支払利息	546	その他未払金	153

(注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	4,636,007 千米ドル	投資顧問業	(被所有) 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	△21,068,165	未払金	2,073,675
							諸経費の支払	896,671		

(注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千米ドル）	科目	期末残高（千米ドル）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	157,256 千米ドル	持株会社	(被所有) 直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	-	関係会社 長期借入金	13,500
							支払利息	546	その他未払金	153

(注) 1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第27期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	販売代 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問への売上高	48,656,523	1,458,018	277,755	△19,697,921	30,694,375

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
50,125,538	△19,703,419	272,256	30,694,375

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する△19,703,419千円となります。

第28期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	販売代 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問への売上高	51,583,715	1,350,715	270,031	△21,068,164	32,136,297

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
52,972,507	△21,101,412	265,202	32,136,297

(注) 売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する△21,101,412千円となります。

(1株当たり情報)

項目	第27期 (自2022年1月 1日 至2022年12月31日)	第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)
1株当たり純資産額	126,220 円 60 銭	145,498 円 59 銭
1株当たり当期純利益	24,034 円 06 銭	23,621 円 48 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式 が存在しないため記載しておりま せん。	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式 が存在しないため記載しておりま せん。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	第27期 (自2022年1月 1日 至2022年12月31日)	第28期 (自2023年1月 1日 至2023年12月31日)
当期純利益 (千円)	783,510	770,060
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	783,510	770,060
期中平均株式数 (株)	32,600	32,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を損ねるため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA
(為替ヘッジなし)

信 託 約 款

アライアンス・バーンスタイン株式会社

運用の基本方針

信託約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 運用態度

- ① 主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、米国および米国外の投資適格国の国債・政府機関債、米国内のアセット・バック証券、米国内外の投資適格社債および高利回り社債、エマージング・カントリー公社債に投資を行います。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、高位を維持することを原則とします。
- ③ 実質組入外貨建資産に対し、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 株式への実質投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、株主または社債権者割当等により取得するものに限りします。
- ④ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額

に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎月決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。また、繰越欠損金がある時は、これを控除します。）等の全額とします。
- ② 分配金は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA
(為替ヘッジなし)
約 款

第1条 (信託の種類、委託者および受託者)

この信託は、証券投資信託であり、アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

第2条 (信託の目的および金額)

委託者は、受益者のために利殖する目的をもって金130億7,397万3,256円を信託し、受託者はこれを引受けます。

第3条 (信託金の限度額)

委託者は、受託者と合意のうえ、金4,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第4条 (信託の期間)

この信託の期間は、信託契約締結日から第46条、第47条、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

第5条 (受益権の取得申込みの勧誘の方法)

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

第6条 (当初の受益者)

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

第7条 (受益権の分割および再分割)

委託者は、第2条の規定による受益権については、これを130億7,397万3,256口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口

数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

第8条（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第25条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第9条（信託日時異なる受益権の内容）

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）

この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下、同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下、同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

第11条（受益権の設定に係る受託者の通知）

受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

第12条（受益権の申込単位および価額）

委託者の指定する販売会社は、取得申込者に対し、第7条第1項の規定により分割される受益権を、委託者の指定する販売会社が委託者の承認を得て定める取得申込単位をもって取得の申込みに応じることができるものとし、委託者の指定する販売会社は、当該販売会社と自動継続投資約款またはその他の約款にしたがって契約（以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込み者の収益分配金の再投資による取得の申込みに応じるときおよび「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB（為替ヘッジあり）」（以下、「B（為替ヘッジあり）」）といいます。）の解約代金をもって当該受益権の取得（以下、「スイッチング」といいます。）の申込みに応じるときの単位は、別に定めることができるものとし、

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の場合における受益権の取得申込みの期間は、第34条に定める計算期間と同一と

し、取得申込みの価額は、当該期間の最終日の翌営業日の基準価額とします。なお、この信託契約締結前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口1円とします。

- ④ 委託者の指定する販売会社は、その裁量により、第1項に定める受益権の取得申込単位を変更することができます。

第13条（手数料）

委託者の指定する販売会社は、次に定めるいずれかの方法により、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を当該受益権の取得申込者または受益者から収受することができるものとします。

1. 受益権の取得申込み時に収受する場合

前条第3項に規定する基準価額に2.0%（上限とします。）を乗じた額の手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する額を当該基準価額に加算します。

2. 収益分配金等から収受する場合

a. 第34条に規定する計算期間の最終日（信託の終了する日を除きます。）において、その保有する受益権を取得日を同じくする受益権ごとに区分し、それぞれの受益権について、1口につき当該計算期間の最終日の基準価額（収益分配金を控除した価額。以下、同じ。）に0.1%（上限とします。）を乗じた額（以下、「分割後取り手数料」といいます。）と当該手数料に係る消費税等に相当する金額との合計額（以下、「分割後取り手数料等の合計額」といいます。）は、当該計算期間の最終日における収益分配金から控除します。ただし、収益分配金から分割後取り手数料等の合計額を控除する回数（以下、本条において単に「控除回数」といいます。）は、前記の受益権の区分ごとに、20回を限度とします。なお、当該最終日において収益分配金がなかったときは、翌月以降到来する計算期間の最終日における収益分配金から当該最終日の基準価額により算出した分割後取り手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を控除します。

b. 受益者が、控除回数が20回に達しない受益権について第42条または第43条第1項の規定により一部解約の実行の請求をしたとき（スイッチングを目的とする一部解約の実行の請求を除きます。）は、当該一部解約に係る受益権を前号に定める受益権の区分ごとに、各々の受益権1口につき、一部解約の実行の請求日（第42条および第43条第1項に規定する一部解約の約定日の翌営業日をいいます。）の基準価額に未控除回数（20回から控除回数を控除した回数）に0.1%（上限とします。）を乗じた率を乗じた額および当該金額に係る消費税等に相当する金額との合計額を当該請求日の基準価額から控除します。

- ② 前項第2号aに規定する受益権の取得日とは、当該受益権が信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権であるときは、信託契約締結日、信託契約締結日以後において取得した受益権のうち、取得申込みにより取得した受益権は、現に取得申込みをした日の属する申

込期間の最終日、収益分配金の再投資により取得した受益権については、当該収益分配金の元となった受益権の取得日、スイッチングにより取得した受益権については、B（為替ヘッジあり）の受益権の取得日とします。

- ③ 委託者の指定する販売会社は、第1項第1号に規定する手数料の收受方法を選択したときは、同項同号の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下、「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下、本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下、本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下、本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下、本項において同じ。）の属する月の翌月初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該販売会社でこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の当該受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金とその元本額とのいずれか大きい額。）で取得する口数については取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、当該償還金額を超える金額に対応する口数についての受益権の取得価額は、申込日の翌営業日の基準価額に当該取得申込口数に適用される料率を基準価額に乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、委託者の指定する販売会社は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。
- ④ 委託者の指定する販売会社は、その裁量により、第1項に定める料率を変更し、またはこれを放棄することができます。また、委託者の指定する販売会社は、その裁量により、前項の規定を適用しないことができます。

第14条（受益権の譲渡に係る記載または記録）

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振

替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

第 15 条（受益権の譲渡の対抗要件）

受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 16 条（投資の対象とする資産の種類）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。）
 - (1) 有価証券
 - (2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、信託約款第 23 条、第 23 条の 2 および第 23 条の 3 に定めるものに限ります。）
 - (3) 金銭債権
 - (4) 約束手形

第 17 条（運用の指図範囲等）

委託者（第 18 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第 19 条から第 23 条の 4 まで、第 25 条、第 25 条の 2、第 30 条および第 31 条について同じ。）は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし野村信託銀行株式会社を受託者として締結された「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券（優先株、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使ならびに株主割または社債権者割当により取得した株券に限ります。）
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。）および新株予約権証券
8. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第8号ならびに第10号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号ならびに第10号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。
- ⑤ 前項において、マザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をい

います。

- ⑥ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

第18条（運用指図の権限の委託）

委託者は、運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を次の者に委託します。ただし、委託者が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

- 1. アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アメリカ合衆国、テネシー州、ナッシュビル市
 - 2. アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、ロンドン
 - 3. アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
オーストラリア連邦、シドニー
 - 4. アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド
中華人民共和国、香港特別行政区
- ② 前項の規定により委託を受けた者が受ける報酬は、かかる者と委託者との間で別途合意されるところにしたいがい、当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

第19条（運用の基本方針）

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

第20条（投資する株式等の範囲）

委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下、同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、

新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

第 21 条（同一銘柄の株式への投資制限）

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において、マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

第 22 条（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

第 23 条（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとし（以下、同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限

月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用しているものをいいます。以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 17 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額（以下、本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに

受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

第 23 条の 2 (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項において、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第 23 条の 3 (為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属す

るとみなした額との合計額（以下、本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとしします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとしします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしします。
- ⑥ 委託者は、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしします。
- ⑦ 本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下、本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下、本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑧ 本条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

第 23 条の 4 (デリバティブ取引等に係る投資制限)

委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

第 24 条 (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

第 25 条 (外国為替予約の指図)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

第 25 条の 2 (信用リスク集中回避のための投資制限)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

第 26 条 (有価証券の保管)

受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

第 27 条 (保管業務の委任)

受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

第 28 条 (混蔵寄託)

金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する

者をいいます。以下本条において同じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとしします。

第 29 条 (信託財産の登記等および記載等の留保等)

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとしします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとしします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとしします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産 (金銭を除きます。) については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第 30 条 (有価証券の売却等および再投資の指図)

委託者は、マザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

- ② 委託者は、前項の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

第 31 条 (損益の帰属)

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

第 32 条 (資金の借入れ)

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て (一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金

支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

第33条（受託者による資金の立替え）

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

第34条（信託の計算期間）

この信託の計算期間は、毎月11日から翌月10日までとします。ただし、第1計算期間は平成9年6月27日から平成9年8月11日までとします。

- ② 前項の場合において、計算期間の最終日が休日に当たるときは、休日の翌営業日を当該計算期間の最終日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

第35条（信託財産に関する報告）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

第36条（信託事務の諸費用）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

第 37 条（信託報酬の額および支弁の方法）

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 34 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 155 の率を乗じて得た金額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第 38 条（収益の分配方式）

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

第 39 条（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

受託者は、収益分配金については、第 34 条に規定する計算期間の最終日の翌営業日に、償還金については第 40 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 42 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下、同じ。）については、第 40 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第 40 条（収益分配金、償還金、一部解約金の支払いおよび収益分配金の再投資）

収益分配金は、毎計算期間終了後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については

原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の最終日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。なお、当該売付けを行う受益権の価額は、売付けを行う日の前営業日の基準価額とします。
- ③ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、一部解約の実行の請求日から起算して、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

第41条（収益分配金および償還金の時効）

受益者が、収益分配金については、第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第40条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第42条（信託契約の一部解約）

受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権について、第34条に規定する計算期間の最終日において委託者に対して1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けたときは、1口単位をもってこの信託契約の一部を解約します。なお、前項および第43条第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信

託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

第43条（特別の場合の解約および買取り）

委託者は、前条第1項の規定にかかわらず、受益者から次の事由により、一部解約の実行の請求があったときは、1口単位をもって、その請求を受け、この信託契約の一部を解約します。この場合における解約価額は、当該請求を受けた日の翌営業日の基準価額とします。

- 1. 受益者が死亡したとき
 - 2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 - 3. 受益者が破産宣告を受けたとき
 - 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
 - 5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき
- ② 受益者から一部解約の申出があり、委託者が前項各号に掲げる事由に該当しないものとして当該解約の申出を受けなかった場合において、委託者の指定する販売会社は、受益者の申出にやむを得ない事情があると判断したときは、当該受益権を買取ることができるものとします。
 - ③ 前項の場合における受益権の買取価額は、買取申込みを受けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。なお、この場合において、委託者の指定する販売会社は、第13条に定める手数料に関し、その收受方法について同条第1項第2号に規定する方法を選択した場合は、当該価額から同条第1項第2号bに規定する分割後取り手数料および当該手数料に係る消費税等の額に相当する額を控除することができます。
 - ④ 委託者は、第1項の規定により、一部解約の実行の請求を受けるときは、受益者に対して当該事由を証する書類の提出を求めることができます。委託者の指定する販売会社が、第2項の規定により、受益権の買取りをするときも、同様とします。

第44条（特別の場合の解約等の受付けの中止）

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるとき（当該信託財産の投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）は、第42条第1項および前条第1項の一部解約の実行の請求の受付けを中止する

ことができます。

- ② 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しなかった場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第42条第1項および前条第1項の規定を適用します。
- ③ 前2項の規定は、委託者の指定する販売会社が前条第2項の規定により受益者から買取請求を受付けた場合に準用します。

第45条（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第46条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、受益権の総口数が30億口を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議ある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

第47条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定にしたがいます。

第 48 条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

第 49 条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

第 50 条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

第 51 条（信託約款の変更）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議ある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 カ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 52 条（反対者の買取請求権）

第 46 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 46 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第 53 条（公告）

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.alliancebernstein.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

第 53 条の 2（運用報告書に記載すべき事項の提供）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

第 54 条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第 1 条 第 40 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 30 日以前の取得申込みに係る受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額をいいます。）とみなすものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成9年6月27日

委託者 アライアンス・バーンスタイン株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

親 投 資 信 託

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンド

信 託 約 款

アライアンス・バーンスタイン株式会社

運用の基本方針

信託約款第17条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国および米国外の投資適格国の国債・政府機関債、米国内のアセット・バック証券、米国内外の投資適格社債および高利回り社債、エマージング・カンントリー公社債を主な投資対象とします。また、外国通貨建て転換社債、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）および優先株も投資対象とします。

(2) 運用態度

- ① 米国をはじめ世界中の公社債のなかから、相対的に投資価値の高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともにキャピタル・ゲインの獲得をめざします。
- ② 分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本としたアクティブな運用を行います。
- ③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市場況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ④ 投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- ⑤ 投資にあたっては、原則として次の範囲内で行います。
 - ・投資適格債への投資割合には、制限を設けません。
 - ・BB格相当以下の格付が付与されている債券（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
 - ・CCC格相当以下の格付が付与されている債券（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
 - ・同一発行体の発行する証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。ただし、わが国の国債証券および米国財務省の発行する財務省証券はこの限りではありません。

- ⑥ 組入れ債券がデフォルト（元金支払いの不履行および遅延）した場合、委託者の判断により当該債券を速やかに売却することもあります。
- ⑦ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ⑧ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資については、制限を設けません。
- ② 株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使、株主または社債権者割当等により取得するものに限りします。
- ③ 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親 投 資 信 託
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・マザーファンド
信 託 約 款

第1条（信託の種類、委託者および受託者）

この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

第2条（信託事務の委託）

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、次項、第16条第1項、第16条第2項および第27条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

第3条（信託の目的および金額）

委託者は、金701,474,850円および金26,173,331,157円相当の他の証券投資信託の信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限る。以下、「信託適格有価証券」といいます。）を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

- ② 前項に規定する信託適格有価証券とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則19条第3項第1号に掲げる有価証券および金融商品取引法第2条第1項第20号に掲げる有価証券（同規則同条同項各号に掲げる有価証券に該当するものを除きます。）であって同規則同条同項各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するものをいいます。

第4条（信託金の限度額）

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円または1兆円相当の信託適格有価証券を限度として信託金または信託適格有価証券を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第5条（信託の期間）

この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項および第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

第6条（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

この信託に係る受益証券（第12条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第7条および第40条第2項において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行われます。

第7条（受益者）

この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするアライアンス・バーンスタイン株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

第8条（信託適格有価証券での取得の要件）

他の証券投資信託が、この信託の受益権を当該他の証券投資信託の信託財産に属する信託適格有価証券で取得する場合は、次に掲げる要件をすべて満たして行うものとします。

1. 委託者は、この信託の受益証券の取得に用いる信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出した価格またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をもって、それに相当する口数のこの信託の受益証券の取得を指図するものであること。
2. この信託とその受益権を取得しようとする他の証券投資信託において、それぞれの信託約款における投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第6号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

第9条（受益権の分割および再分割）

委託者は、第3条の規定による受益権については、26,874,806,007口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第10条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

第10条（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

追加信託金または追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下、「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額。）から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託

に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第26条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第11条（信託日時の異なる受益権の内容）

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

第12条（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

委託者は、第9条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

第13条（受益証券の発行についての受託者の認証）

委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名押印することによって行います。

第14条（投資の対象とする資産の種類）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。）
 - (1) 有価証券
 - (2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - (3) 金銭債権
 - (4) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (1) 為替手形

第15条（運用の指図範囲等）

委託者（第18条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第19条から第24条の2まで、第26条、第26条の2、第30条および第31条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券（優先株、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使ならびに株主割当または社債権者割当により取得した株券に限ります。）
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。）および新株予約権証券
8. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第8号ならびに第10号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号ならびに第10号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

第16条（利害関係人等との取引等）

受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条、第15条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条、第26条および第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行

うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第14条、第15条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条、第26条および第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

第17条（運用の基本方針）

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

第18条（運用指図の権限の委託）

委託者は、運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を次の者に委託することができます。ただし、委託者が自ら当該権限を行使するときには、この限りではありません。

1. アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アメリカ合衆国、テネシー州、ナッシュビル市
 2. アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、ロンドン
 3. アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
オーストラリア連邦、シドニー
 4. アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド
中華人民共和国、香港特別行政区
- ② 前項の規定により委託を受けた者が受ける報酬は、かかる者と委託者との間で別途合意されるところにしたいが、当該信託財産の受益証券を投資対象とする信託財産の信託約款に定める報酬のうち、委託者が受ける報酬の中から支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

第19条（投資する株式等の範囲）

委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下、同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

第20条（同一銘柄の株式への投資制限）

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

第21条（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

第22条（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとし（以下、同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとし、

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第15条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純

資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第15条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいいます。以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第15条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下、本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

第23条（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第24条（為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ 為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑤ 本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下、本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下、本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑥ 本条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をい

います。

第 24 条の 2 (デリバティブ取引等に係る投資制限)

委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

第 25 条 (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

第 26 条 (外国為替予約の指図)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

第 26 条の 2 (信用リスク集中回避のための投資制限)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

第 27 条 (信託業務の委託等)

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基

準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第28条（混蔵寄託）

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第29条（信託財産の登記等および記載等の留保等）

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第30条（有価証券の売却および再投資の指図）

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

- ② 委託者は、前項の規定による売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

第31条（損益の帰属）

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に

帰属します。

第32条（受託者による資金の立替え）

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

第33条（信託の計算期間）

この信託の計算期間は、毎年11月11日から翌年11月10日までとするを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成26年11月10日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

第34条（信託財産に関する報告）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

第35条（信託事務の諸費用）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

第36条（信託報酬）

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

第37条（利益の留保）

信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

第38条（追加信託金および一部解約金の計理処理）

追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

第39条（信託契約の一部解約）

委託者は、受益者の請求があつた場合には、この信託契約の一部を解約します。

- ② 一部解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

第40条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同

意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

第41条（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下、同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第42条（償還金の支払いの時期）

委託者は、受託者から償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

第43条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

第44条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

第45条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

第46条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任すること

はできないものとしします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

第 47 条 (信託約款の変更等)

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が可決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

第 48 条 (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

この信託は、受益者が第 39 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合に

において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第 49 条（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

第 50 条（運用報告書）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

第 51 条（公告）

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.alliancebernstein.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

第 52 条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 26 年 1 月 20 日

委託者 アライアンス・バーンスタイン株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB
(為替ヘッジあり)

信 託 約 款

アライアンス・バーンスタイン株式会社

運用の基本方針

信託約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国および米国外の投資適格国の国債・政府機関債、米国内のアセット・バック証券、米国内外の投資適格社債および高利回り社債、エマージング・カントリー公社債を主な投資対象とします。また、外国通貨建て転換社債、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）および優先株も投資対象とします。

(2) 運用態度

- ① 米国をはじめ世界中の公社債のなかから、相対的に投資価値の高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともにキャピタル・ゲインの獲得をめざします。
- ② 分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本としたアクティブな運用を行います。
- ③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ④ 投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- ⑤ 投資にあたっては、原則として次の範囲内で行います。
 - ・投資適格債への投資割合には、制限を設けません。
 - ・BB 格相当以下の格付が付与されている債券（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 50%以内とします。
 - ・CCC 格相当以下の格付が付与されている債券（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
 - ・同一発行体の発行する証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。ただし、わが国の国債証券および米国財務省の発行する財務省証券はこの限りではありません。

- ⑥ 組入れ債券がデフォルト（元金支払いの不履行および遅延）した場合、委託者の判断により当該債券を速やかに売却することもあります。
- ⑦ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
- ⑧ 有価証券等の価格変動リスクを回避または軽減するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑨ 信託財産の効率的運用ならびに運用の安定化をはかるため、信託財産の一部解約または再投資に係る収益分配金の支払資金の不足額が生じた場合には、資金の借入れを行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資については、制限を設けません。
- ② 株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、株主または社債権者割当等により取得するものに限ります。
- ③ 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎月決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。また、繰越欠損金がある時は、これを控除します。）等の全額とします。
- ② 分配金は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンB
(為替ヘッジあり)
約 款

第1条 (信託の種類、委託者および受託者)

この信託は、証券投資信託であり、アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

第2条 (信託の目的および金額)

委託者は、受益者のために利殖する目的をもって金85億8,154万9,900円を信託し、受託者はこれを引受けます。

第3条 (信託金の限度額)

委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第4条 (信託の期間)

この信託の期間は、信託契約締結日から第46条、第47条、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

第5条 (受益権の取得申込みの勧誘の方法)

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

第6条 (当初の受益者)

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

第7条 (受益権の分割および再分割)

委託者は、第2条の規定による受益権については、これを85億8,154万9,900口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口

数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

第8条（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第25条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第9条（信託日時異なる受益権の内容）

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）

この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下、同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ③ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下、同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

第11条（受益権の設定に係る受託者の通知）

受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

第12条（受益権の申込単位および価額）

委託者の指定する販売会社は、取得申込者に対し、第7条第1項の規定により分割される受益権を、委託者の指定する販売会社が委託者の承認を得て定める取得申込単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社は、当該販売会社と自動継続投資約款またはその他の約款にしたがって契約（以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込み者の収益分配金の再投資による取得の申込みに応じるときおよび「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ハイ・インカム・オープンA（為替ヘッジなし）」（以下、「A（為替ヘッジなし）」）といいます。）の解約代金をもって当該受益権の取得（以下、「スイッチング」といいます。）の申込みに応じるときの単位は、別に定めることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の場合における受益権の取得申込みの期間は、第34条に定める計算期間と同一と

し、取得申込みの価額は、当該期間の最終日の翌営業日の基準価額とします。なお、この信託契約締結前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口1円とします。

- ④ 委託者の指定する販売会社は、その裁量により、第1項に定める受益権の取得申込単位を変更することができます。

第13条（手数料）

委託者の指定する販売会社は、次に定めるいずれかの方法により、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を当該受益権の取得申込者または受益者から収受することができるものとします。

1. 受益権の取得申込み時に収受する場合

前条第3項に規定する基準価額に2.0%（上限とします。）を乗じた額の手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する額を当該基準価額に加算します。

2. 収益分配金等から収受する場合

a. 第34条に規定する計算期間の最終日（信託の終了する日を除きます。）において、その保有する受益権を取得日を同じくする受益権ごとに区分し、それぞれの受益権について、1口につき当該計算期間の最終日の基準価額（収益分配金を控除した価額。以下、同じ。）に0.1%（上限とします。）を乗じた額（以下、「分割後取り手数料」といいます。）と当該手数料に係る消費税等に相当する金額との合計額（以下、「分割後取り手数料等の合計額」といいます。）は、当該計算期間の最終日における収益分配金から控除します。ただし、収益分配金から分割後取り手数料等の合計額を控除する回数（以下、本条において単に「控除回数」といいます。）は、前記の受益権の区分ごとに、20回を限度とします。なお、当該最終日において収益分配金がなかったときは、翌月以降到来する計算期間の最終日における収益分配金から当該最終日の基準価額により算出した分割後取り手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を控除します。

b. 受益者が、控除回数が20回に達しない受益権について第42条または第43条第1項の規定により一部解約の実行の請求をしたとき（スイッチングを目的とする一部解約の実行の請求を除きます。）は、当該一部解約に係る受益権を前号に定める受益権の区分ごとに、各々の受益権1口につき、一部解約の実行の請求日（第42条および第43条第1項に規定する一部解約の約定日の翌営業日をいいます。）の基準価額に未控除回数（20回から控除回数を控除した回数）に0.1%（上限とします。）を乗じた率を乗じた額および当該金額に係る消費税等に相当する金額との合計額を当該請求日の基準価額から控除します。

- ② 前項第2号aに規定する受益権の取得日とは、当該受益権が信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権であるときは、信託契約締結日、信託契約締結日以後において取得した受益権のうち、取得申込みにより取得した受益権は、現に取得申込みをした日の属する申

込期間の最終日、収益分配金の再投資により取得した受益権については、当該収益分配金の元となった受益権の取得日、スイッチングにより取得した受益権については、A（為替ヘッジなし）の受益権の取得日とします。

- ③ 委託者の指定する販売会社は、第1項第1号に規定する手数料の收受方法を選択したときは、同項同号の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下、「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下、本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下、本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下、本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下、本項において同じ。）の属する月の翌月初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該販売会社でこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の当該受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金とその元本額とのいずれか大きい額。）で取得する口数については取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、当該償還金額を超える金額に対応する口数についての受益権の取得価額は、申込日の翌営業日の基準価額に当該取得申込口数に適用される料率を基準価額に乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、委託者の指定する販売会社は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。
- ④ 委託者の指定する販売会社は、その裁量により、第1項に定める料率を変更し、またはこれを放棄することができます。また、委託者の指定する販売会社は、その裁量により、前項の規定を適用しないことができます。

第14条（受益権の譲渡に係る記載または記録）

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振

替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

第 15 条（受益権の譲渡の対抗要件）

受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 16 条（投資の対象とする資産の種類）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。）
 - (1) 有価証券
 - (2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、信託約款第 23 条、第 23 条の 2 および第 23 条の 3 に定めるものに限ります。）
 - (3) 金銭債権
 - (4) 約束手形

第 17 条（運用の指図範囲等）

委託者（第 18 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第 19 条から第 23 条の 4 まで、第 25 条、第 25 条の 2、第 30 条および第 31 条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券（優先株、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使ならびに株主割または社債権者割当により取得した株券に限ります。）
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、

同じ。) および新株予約権証券

8. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第8号ならびに第10号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号ならびに第10号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

第18条（運用指図の権限の委託）

委託者は、運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を次の者に委託します。ただし、委託者が自ら当該権限を行使するときは、この限り

ではありません。

1. アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アメリカ合衆国、テネシー州、ナッシュビル市
 2. アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、ロンドン
 3. アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
オーストラリア連邦、シドニー
 4. アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド
中華人民共和国、香港特別行政区
- ② 前項の規定により委託を受けた者が受ける報酬は、かかる者と委託者との間で別途合意されるところにしたいが、当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

第19条（運用の基本方針）

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

第20条（投資する株式等の範囲）

委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下、同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

第21条（同一銘柄の株式への投資制限）

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

第22条（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

第23条（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが

国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとし(以下、同じ。)、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいいます。以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総

額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下、本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

第23条の2（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、異なった通貨を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第23条の3（為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ 為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受

入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- ⑤ 本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下、本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下、本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑥ 本条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

第 23 条の 4（デリバティブ取引等に係る投資制限）

委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

第 24 条（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

第 25 条（外国為替予約の指図）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動のリスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

第 25 条の 2（信用リスク集中回避のための投資制限）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従

い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

第26条（有価証券の保管）

受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

第27条（保管業務の委任）

受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

第28条（混蔵寄託）

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第29条（信託財産の登記等および記載等の留保等）

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第30条（有価証券の売却および再投資の指図）

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

- ② 委託者は、前項の規定による売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

第31条（損益の帰属）

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

第32条（資金の借入れ）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

第33条（受託者による資金の立替え）

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

第34条（信託の計算期間）

この信託の計算期間は、毎月11日から翌月10日までとします。ただし、第1計算期間は平成9年6月27日から平成9年8月11日までとします。

- ② 前項の場合において、計算期間の最終日が休日に当たるときは、休日の翌営業日を当該計算期間の最終日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

第35条（信託財産に関する報告）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

第 36 条 (信託事務の諸費用)

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

第 37 条 (信託報酬の額および支弁の方法)

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 34 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 155 の率を乗じて得た金額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第 38 条 (収益の分配方式)

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

第 39 条 (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

受託者は、収益分配金については、第 34 条に規定する計算期間の最終日の翌営業日に、償還金については第 40 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 42 条第 3

項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下、同じ。)については、第40条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第40条 (収益分配金、償還金、一部解約金の支払いおよび収益分配金の再投資)

収益分配金は、毎計算期間終了後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の最終日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。なお、当該売付けを行う受益権の価額は、売付けを行う日の前営業日の基準価額とします。
- ③ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、一部解約の実行の請求日から起算して、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

第41条 (収益分配金および償還金の時効)

受益者が、収益分配金については、第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第40条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第42条（信託契約の一部解約）

受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権について、第34条に規定する計算期間の最終日において委託者に対して1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けたときは、1口単位をもってこの信託契約の一部を解約します。なお、前項および第43条第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

第43条（特別の場合の解約および買取り）

委託者は、前条第1項の規定にかかわらず、受益者から次の事由により、一部解約の実行の請求があったときは、1口単位をもって、その請求を受付け、この信託契約の一部を解約します。この場合における解約価額は、当該請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

1. 受益者が死亡したとき
 2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 3. 受益者が破産宣告を受けたとき
 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
 5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき
- ② 受益者から一部解約の申出があり、委託者が前項各号に掲げる事由に該当しないものとして当該解約の申出を受付けなかった場合において、委託者の指定する販売会社は、受益者の申出にやむを得ない事情があると判断したときは、当該受益権を買取ることができるものとします。
 - ③ 前項の場合における受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する販売会社に係る源泉徴収

税額に相当する金額を控除した額とします。なお、この場合において、委託者の指定する販売会社は、第13条に定める手数料に関し、その收受方法について同条第1項第2号に規定する方法を選択した場合は、当該価額から同条第1項第2号bに規定する分割後取り手数料および当該手数料に係る消費税等の額に相当する額を控除することができます。

- ④ 委託者は、第1項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けるときは、受益者に対して当該事由を証する書類の提出を求めることができます。委託者の指定する販売会社が、第2項の規定により、受益権の買取りをするときも、同様とします。

第44条（特別の場合の解約等の受付けの中止）

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるとき（当該信託財産の投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）は、第42条第1項および前条第1項の一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

- ② 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しなかった場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第42条第1項および前条第1項の規定を適用します。
- ③ 前2項の規定は、委託者の指定する販売会社が前条第2項の規定により受益者から買取請求を受けた場合に準用します。

第45条（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

第46条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、受益権の総口数が30億口を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議ある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

第47条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

第48条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

第49条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

第50条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

第51条（信託約款の変更）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した

ときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議ある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第52条（反対者の買取請求権）

第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第46条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第53条（公告）

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.alliancebernstein.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

第53条の2（運用報告書に記載すべき事項の提供）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

第54条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定められます。

附 則

第1条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みに係る受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額をいいます。）とみなすものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成9年6月27日

委託者 アライアンス・バーンスタイン株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社